

329

345



調  
査  
彙  
報

第  
十  
輯

日  
本  
勸  
業  
銀  
行  
調  
査  
課



0029107-000

特 2 2 6 - 1 1 2


調 査 彙 報

日 本 勸 業 銀 行 調 査 課

第 1 0 輯

昭 和 1 1

ADI



特226  
112



彙  
報

第  
十  
輯



調査彙編

第十輯

- 一 本書は水産金融の参考資料として我が國に於ける水産金融の現状、漁業組合金融並に水産金融機關としての中央卸賣市場の利用に關する調査の概要を記述したるものなり。
- 一 本書は各編其の調査者を異にするを以て、行文必ずしも一樣ならず、記述また肯綮に中らざるものあらんも、其の補整は姑く之を他日に譲り、不取敢上梓したるものなり。

昭和十一年九月

日本勸業銀行調査課

一 本邦に於ける水産金融の現状

二 漁業組合金融に就いて

三 水産金融機関としての中央卸賣市場の利用

調査集報 第十輯

總目次

一 本邦に於ける水産金融の現状……………一頁

二 漁業組合金融に就いて……………三

三 水産金融機関としての中央卸賣市場の利用……………一八

一 本邦に於ける水産金融の現状

# 一 本邦に於ける水産金融の現状

## 目次

序	言	三頁
第一章 水産金融の概観		四
第一節 水産資金の用途		四
第二節 水産金融の機關		五
第三節 水産資金の貸出高		九
第四節 水産金融の條件		一〇
第二章 機關別に觀たる水産金融の狀況		一八
第一節 預金部及簡易保險局		一八
第二節 特殊銀行		二五
第三節 普通銀行		四〇

目

次

一

目次	二
第四節 漁業組合	三
第五節 信用組合	五
第六節 保險會社	六
第七節 無盡、頼母子	六
第八節 魚問屋	六
第九節 質屋	六
第十節 個人金貸業者	七
第十一節 其他	七
第三章 日本勸業銀行に於ける水産資金貸出状況	七
第四章 結言	八

## 一 本邦に於ける水産金融の現状

### 序言

茲に水産金融と稱するのは水産業の經營及維持に必要な資金融通の意味であつて、漁撈、養殖等の如き所謂漁業の經營資金、水産物の製造加工販賣資金、水産業者の生計資金又は諸種の共同施設事業資金等の融通を總稱する。

我國に於ける一箇年間の水産資金需要額は確たる數字を示し難いが、經營資金の凡そ二億五千萬圓に其の他の資金を加算して總額三億五千萬圓以上に達するものと推算される。

抑々水産金融は事業の性質上適當なる擔保物件乏しきと人的信用の缺如とに因り、未だ不振の域を脱し得ない實情に在る。概近水産界に於ては漁村經濟の更生に關聯して特殊金融機關の創設が力強く主張せらるゝに至つた許りでなく、既設金融機關の活用をも一部に於ては提唱せられてゐるが未だ具體的な解決を見ない狀況である。惟ふに水産金融の改善を圖る爲には先づ其の現状を仔細に觀察し、之が不備缺陷を正確に認識すると共に、其の原因たる經濟的並に社會的の諸事情をも併せて考究しなければならない。

本調査は我國に於ける水産金融の現状を考察し、以て其の改善策樹立の一助に資せんことを目的とするものである。



## 第一章 水産金融の概観

### 第一節 水産資金の用途

水産業に要する資金は其の用途に依り大體之を次の五種に分類することが出来る。

(一) 漁船漁具資金

漁船漁具資金は漁船、漁網、漁具等の購入、修繕並に其の保存に必要な資金である。

(二) 仕込資金

仕込資金は漁業者が出漁に際し其の準備に要する資金で、例へば糧食、餌料、燃料、冷蔵用水等の購入費並に漁夫の給料費等である。

(三) 設備資金

設備資金は港灣、船溜、船揚場、造船所、避難及救助設備、製氷、給油及給水設備等の外差殖場、水産物製造加工用諸施設、又は魚市場（若は共同販賣所）等水産業に關する一切の設備に要する資金である。

(四) 販賣資金

販賣資金は水産物又は其の製造加工品の販賣に要する資金であつて、例へば水産物若は倉荷證券等を擔保として資金の貸付若は手形の割引を受け運轉資金の一部を調達する場合の如き之である。

(五) 生計其他資金

之は前記の目的以外に使用される萬般の經費であつて就中生計費、舊債償還資金、冠婚葬祭費等が主要なものである。

前述の如く水産資金の用途は極めて多岐に亘り、其の中には純然たる固定資本に屬すべきものがあり、半固定的のものがあり、或は流動資本に屬すべきものもある。又資金の需要者と其の用途との關係を見るに、共同施設の如きは主として公共團體、漁業組合等の事業に屬し、個人としては此の種の資金を要することは極めて少い。個人水産業者は漁船、漁具等の爲に相當巨額の資本を要するが、此等は毎年同様の支出を必要とするものではないから、個人の要する水産資金の大半は流動資本たる仕込資金並に生計其他資金に屬するものであると謂つても敢て過言ではない。

### 第二節 水産金融の機關

水産金融を行つてゐる機關は之を大別すれば、預金部、簡易保險局、道府縣、特殊銀行、産業組合中央金庫、普通銀行、貯蓄銀行、漁業組合、信用組合、保險會社、漁業會社、魚市場、魚問屋、無盡、頼母子、質屋、個人金貸業者等である。

明治四十三年政府は漁業法を改正して漁業權制度を確立し、漁業組合の共同事業を認めた際、日本勸業銀行法、農工銀行法、北海道拓殖銀行法をも改正して此等の銀行をして水産金融の途を拓かしめると共に、郵便貯金を地方に還元する目的を以て翌明治四十四年より耕地整理組合、産業組合、漁業組合其他に對し前記特殊銀行並に道府縣を經

由して所謂低利資金を預金部より融通せしめた。更に大正十四年には簡易保険の積立金を道府縣を經由して漁業組合及水産會に融通し得るの途を拓いた。日本勸業銀行、農工銀行及北海道拓殖銀行は現在迄の處本邦に於ける水産金融機關の中では最も廣範圍の水産金融を行つてゐる。

普通銀行は資金の融通に際し特に擔保を重視するので、擔保力の薄弱な一般水産業者に利用されることは少いが、地方小銀行の中には種々な特殊關係に基いて地元の水産業者に資金の融通を行つてゐるものがある。乍併最近地方小銀行の合同に因り、普通銀行の水産業に對する融資は漸次困難を來してゐる模様である。

漁業組合は最近迄金融機關としての機能を有せず、繼に共同施設事業の一として少額の物資貸付を行つてゐたのみで、中小水産業者の金融には専ら漁村に於ける信用組合が之に當つてゐた。然るに昭和八年漁業法の改正に依り、昭和九年八月一日より漁業組合は出資制度を認められて經濟行爲を行ひ得ることとなり、漁業組合は漁業資金の融通上信用組合と對立することとなつたのであるが、同法改正後日尙淺く金融機關としての漁業組合の實績は未だ見るべきものがない。

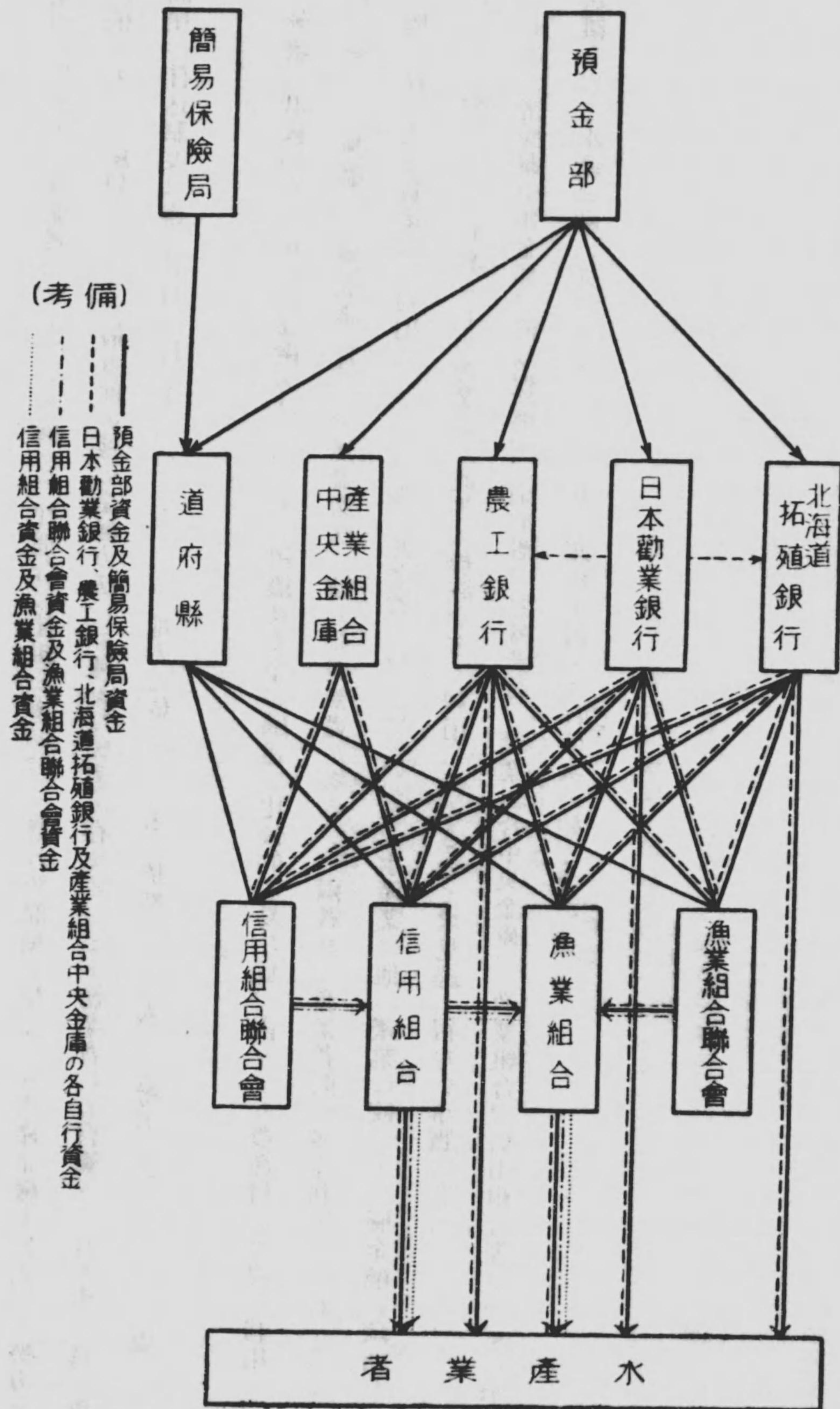
又貯蓄銀行、保險會社、漁業會社、魚市場等も水産資金の融通を行ふことが屢々あるが、孰れも其の範圍が極めて狭小である。

魚問屋が漁業者に對して其の所要資金を融通することは極めて古い歴史を有するもので、漁業者が漁業事情に精通した魚問屋より仕込資金其の他の供給を受け、其の代りに漁獲物の販賣を魚問屋に委託することは、非組織的な水産業の下に於ては漁業者にとつても亦極めて好都合な仕組であつた。是れ魚問屋が早くより水産金融上に大なる勢力を扶植し來つた所以である。最近此の種の金融方法にも種々な弊害の存することが漁業者にも自覺せられて來た爲、魚問屋の仕込制度は漸く昔日の倂を失ひつゝあるが、地方に依つては未だ依然として大なる勢力を有してゐる處もある。

無盡は我國固有の相互的金融方法で、其の組織及資金の融通が比較的容易な爲、古くより農漁村の庶民に利用せられて來た。無盡には無盡講の外に、無盡業法に據る營業無盡があるが、兩者共に漁業者間に多く利用せられてゐる。質屋及個人金貸業者を利用するものは強ち漁業者のみではないが、水産業は他の産業に較べて一層金融の融通を缺いてゐる爲、其の日暮らしの漁業者が此等の機關を多く利用してゐることは見逃し得ない事實であらう。

前述の諸機關中預金部、簡易保險局、道府縣、特殊銀行、産業組合中央金庫、漁業組合、信用組合等は一定の系統組織を以て水産金融に従事するもので、其の關係を圖示すれば次の如くである。

水産金融機関関係系統圖



其の他の機關は或は特殊の慣行に依り或は水産業者との特別な關係に基いて他の機關とは殆ど無關係に金融を行つてゐるもので、殊に魚問屋の如きものが従來水産金融の中で大きな勢力を占めてゐたことは、水産金融機構の不備を物語るものである。上述の各種金融機關の個々に付ての詳細は次章に之を述べることにする。

第三節 水産資金の貸出高

前述の諸機關が水産業に對して融通した資金が最近幾許に達してゐるかは、其の主要部分を占めると思はれる魚問屋其の他の個人的金融機關に依る貸付額の調査が困難な爲、全般に亘つて之を知ることが得ないが、農林省の調査に依れば昭和六年十二月末に於ける漁業者の借入先別負債額は左記の通である。

漁業者借入金額借入先別表 (昭和六年十二月末現在)

借入先	金額	百分比
銀行	二七、一七九、三一四	二四・一%
信用組合	一〇、一三五、五五九	九・〇
漁業組合	五、二九六、三五四	四・七
無業組合	八、七〇、七二六	七・七
個人	三五、三三九、八一四	三一・三
其他	二六、一〇四、二一五	二三・二
計	一一二、七六五、九七九	一〇〇・〇

(備考) 農林省水産局調査。

右の中個人欄は質屋、個人金貸業者等よりの借入金を示し、その他欄中の大部分は魚問屋、船主等に依る仕込資金の融通額で、漁業者負債総額一億一千二百七十餘萬圓の中無盡、頼母子、魚問屋、船主、個人金貸業者等の個人的機關よりの借入額が其の約六割二分を占め、銀行よりの借入額は二割四分、組合よりの借入額は一割四分となつてゐる。最近に於ける水産資金貸出額中其の判明したものを機關別に挙げれば、日本勸業銀行九百一萬餘圓（昭和九年末現在）、農工銀行六百三十萬餘圓（同上）、北海道拓殖銀行一千六百三十六萬餘圓（同上）、漁業組合六百二十二萬餘圓（昭和八年末現在）、漁村信用組合一千百五萬餘圓（昭和七年末現在）となつてゐる。

水産資金の融通を行つてゐる特殊銀行に於ても種々の理由に因つて水産業者に其の所要資金を十分に供給することを得ぬ状況であるから、普通銀行或は保険、信託會社等が水産業に資金を融通するが如きことは素より大なる期待を懸け得られない。従つて水産業者は勢ひ其の資金を平素取引關係を有する魚問屋其の他に需めざるを得ないのである。前表に於て無盡、頼母子、魚問屋、質屋、個人金貸業者等よりの融資額が漁業者負債額の大半を占めてゐるのは明かに這般の事情を物語るものである。

要之現在水産業者に對する資金融通の實情は、個人的融資を主とし、無盡、頼母子、魚問屋、個人金貸業者等に依る金融の如き、其の規模小さく且條件の不利なものが水産資金の大部分を占めてゐる状態である。

#### 第四節 水産金融の條件

漁獲の不定に因り収益が不安定なものと適當な擔保物が少いのとに因つて、水産業者は資金の融通を受けるに當つて極めて不利な條件の下に置かれてゐる。従つて水産金融に於ては前に述べた如く銀行等の組織的な機關の利用が極めて少く、魚問屋其の他の個人的な機關の利用が大きいので、其の金利は一般に高率で、而も此等の機關が往々にして種々の不當不利な條件を強制してゐる場合が少くない。

以下水産金融の諸條件に就て簡単に解説してみよう。

##### (一) 一口當貸付制限額

一口當貸付金額を制限してゐるのは漁業組合、信用組合、無盡、頼母子及公益質屋である。

漁業組合並に信用組合は組合員に對する無擔保貸付を原則とするものであるから、一人當の最高貸付額を總會又は總代會に於て定め、無盡、頼母子講の講金は最初より一定し、又無盡會社の契約者貸付金は掛金を基準として其の限度を定められるので是亦一定してゐる。公益質屋は特別の社會政策的見地より設置せられた機關であつて、其の一件當貸付最高限度は法律に依り定められてゐる。

##### (二) 貸付期間

水産業に要する資金の中で漁船建造資金及共同設備資金の如きは割合に長期のものが多く、仕込資金、販賣事業資金、生計資金等の如きは其の性質上概して短期のものが多く、従つて主として仕込資金、販賣事業資金又は生計資金を融通する普通銀行、魚問屋、質屋及個人金貸業者等の行ふ貸付は短期のものが多く、漁船建造資金、共同設備資金

等を提供する特殊銀行の貸付は比較的長期のものが多く、而して漁業組合及信用組合は漁船建造若は漁具購入資金、漁業仕込資金及生計資金等各種の資金を融通するのであるから、其の貸付期間も亦甚だ區々であるが、一般には比較的短期のものが多く、

仕込資金の貸付期間は一漁期（漁獲物の種類及地理的關係に依り差異はあるが通常二、三箇月乃至半箇年、但し機船底曳網漁業、トロール漁業等は周年）若は一箇年のものが最も多く、三箇年以上に亘るものは極めて稀である。又漁船建造資金の貸付期間は通常五箇年内外のものが特に多い。尙金融機關が漁業組合に融通する共同施設事業資金の如きは十箇年乃至二十箇年の中期若は長期のものが多く、

(三) 金 利

銀行、保險會社及組合等より貸出さるゝ水産資金の融通利率は一般に低利であるが、其の他の個人金融機關の貸出利率は概して高利である。即ち最近に於ける貸出利率を見るに、特殊銀行五分五厘乃至七分五厘、普通銀行八分乃至一割五分程度、保險會社七分二厘乃至八分、漁業組合六分乃至一割五分、信用組合七分五厘乃至一割二分、公益質屋一割五分以下、營利質屋二割乃至五割程度である。

普通銀行が水産業に對して行つた貸付の中でも、資産信用の大なる漁業經營者又はトロール漁業會社等に對しては他の一般貸付と殆ど同様な低利で融通せられてゐる。魚問屋の融資は形式上多くは無利子であるが、借入者は漁獲物の送荷を強制せらるゝ許りでなく、其の委託販賣に於て二割乃至四割位に該當する口錢を控除せられるやうである。又個

人金貸業者に對しては質屋の如く特に法令の取締がない爲、其の利子は非常に高率で通常十割前後と謂はれてゐるが、之に手数料及種々の名義に依る控除額を加算するときは更に一層高率となるであらう。而も魚問屋、質屋又は個人金貸業者等の貸出利率は一般金利に迫隨せぬ爲、此等より資金を仰ぐ者は最近の如き低金利の場合に於ても依然として高利に苦しまねばならぬのである。

水産業に對する金融の大部分は前述の如く魚問屋其の他の個人的金融機關が之を行つてゐる状況であるから、水産資金は全體として極めて高利となつてゐることは推定するに難くない。農林省の調査に依れば、昭和六年十二月末に於ける水産業者の借入金は、一割二分以上のものが總額の四割二分以上を占め、九分以上のものが總額の約七割を占めてゐる状況である。

漁業者借入金利率別表（昭和六年十二月末現在）

利率別	金額	百分比
五分未滿	七、二六三、一四〇 <sup>四</sup>	六・四%
七分未滿	七、一八三、四七五	六・四
九分未滿	一五、〇二三、二〇一	一三・三
一割二分未滿	三〇、〇六一、一一二	二六・七
一割五分未滿	二二、五七五、六四五	二〇・九

利率別	金額	百分比
一割五分以上	二四、〇六〇、四〇〇円	二一・三%
不計	五、五九九、〇〇六	五・〇
計	一二二、七六五、九七九	一〇〇・〇

(備考) 農林省水産局調査。

尙數字は稍古いが、参考の爲各機関の水産資金貸付額を其の利率別に示せば左表の通であつて、本表に依り各水産金融機関の貸付利率の差異を略々窺知し得るであらう。

利率別機関別水産資金貸付額 (昭和元年十二月末現在)

利率	日本勸業銀行	農工銀行	北海道拓殖銀行	普通銀行	貯蓄銀行	漁業組合	産業組合	その他	計
五分未満	円	円	一四八、五五五円	一〇三、九〇〇円	円	八五、九五五円	四三、〇〇〇円	三九、六〇〇円	六〇〇、〇〇〇円
六分未満	九七、一三三	三、四七五、〇〇〇	三、七〇〇	一〇一、五〇〇		二四〇、八八八	一五、三三〇	八八、九七三	二、四七〇、八四三
七分未満	二〇一、一八九	三六、〇八〇	六〇、〇〇〇	一四、五三三		六三、一五五	三、六三〇	一九五、一〇七	六六三、六九五
八分未満	一、〇七、七四〇	三九、一八七	一、〇九、二八七	一、〇九、二八七		一八〇、五二二	一八、五七六	九三、四四六	二、七二四、九七二
九分未満	一三、七六五	七、八、一七七	三三、九三三	一、九五、八三三	三、〇〇〇	三、四、五五五	三、九、一五四	三、七〇、四三九	四、三、七、六六五

一割未満	二、三、四、七四	四〇、八、七三	五、一、六四、一三五	三、六、一、七四、六七	一、八、七、七七	二、三、七、二、六三〇	四、二、五、九、八〇	三、三、二、六、六九	七、七、九、〇、八五
一割五分未満	二、三、四、七四	四〇、八、七三	五、一、六四、一三五	三、六、一、七四、六七	一、八、七、七七	二、三、七、二、六三〇	四、二、五、九、八〇	三、三、二、六、六九	七、七、九、〇、八五
二割未満	六、六、六、七	二、〇、六、九、〇七	三、三、八、二、四三	二、六、七、五、九九	七、一、〇、〇〇	九、七、四、六〇	二、八、九、五、七七	六、九、五、六、九三	三、一、九、七、〇、八九
三割未満			三、六、〇、〇〇	二、五、〇、八七〇	二、〇〇	一、二、二、四四	三、三、八、四、六	三、一、二、六、二九	五、九、九、三、七九
三割以上				三、六、一、三、三六		六、四、三、三、五	三、三、五、三、七	七、八、四、八、九	七、七、五、一、六〇
計	二、三、四、七四	四〇、八、七三	五、一、六四、一三五	三、六、一、七四、六七	一、八、七、七七	二、三、七、二、六三〇	四、二、五、九、八〇	三、三、二、六、六九	七、七、九、〇、八五

(備考) 本表は周東英雄氏「漁業政策」(水産學全集第十二卷)中の統計表より作成した。

(四) 償還方法

特殊銀行に於ては五年以下の貸付は定期償還の方法に依り、五年を超える貸付は年賦償還の方法に依るものが多いが、漁業権抵當貸付は定期償還のみに限られてゐる。尙定期償還貸付も多くは分割拂の方法を認めてゐる。漁業組合及信用組合の貸付は定期償還、年賦償還又は月賦償還に依るもの、外、漁獲物販賣代金中より一定割合を控除する所謂引落辨済の方法があるが、一般に仕込資金、小型漁船建造資金、生計資金等の如きものは月賦償還、定期償還又は引落辨済に依るものが多い、比較的大型の漁船建造資金等の如き三年乃至五年以上に亘る貸付は年賦償還に依るものが多い。魚問屋より融通した資金の償還方法は、漁期終了後に返済せしめる定期貸付と、漁獲物の委託販賣毎に其の一部を辨済に充當する方法とがあるが、大部分は後者に依つてゐる。

(五) 擔保

水産業者に資金を供給するには擔保を徴する場合と然らざる場合とがある。擔保を徴するや否やは事業の状況又は地方の慣習等に依つて必しも一概に之を斷定することを得ないが、特殊銀行、普通銀行、貯蓄銀行、保險會社及質屋等は主として有擔保貸付を行ひ、漁業組合、信用組合、魚問屋、無盡、頼母子及個人金貸業者等は主として無擔保貸付を行つてゐる。尤も右の中特殊銀行は漁業組合に對する貸付並に漁業者十人以上連帯貸付に對しては無擔保にて融通し、又信用組合は原則として無擔保貸付を行ふのであるが、最近に於ては有擔保貸付が激増してゐる。尙孰れの機關に於ても純然たる信用貸付は極めて尠く、大部分は保證を徴するか又は添擔保を提供せしめてゐる。

水産業者の有する擔保物は土地（田畑、養魚池、鹽田、宅地）建物等の不動産の外漁船、漁具、漁業權、干場、水産製造品、有價證券等である。

土地建物及有價證券等を所有する者は先づ之を擔保に供してゐるが、中小水産業者は實際上斯かる擔保物を有することが尠いので、勢ひ漁業權、漁船、漁具等を擔保に供するの外はない。

漁業權は水産業者が擔保に提供し得る物件中特に主要なものであるが、漁場の良否、漁獲物の種類及其の多寡、漁獲物の處理、運搬の便否等に依つて其の評價に著しい差異がある許りでなく、漁業の經驗を有し且當該漁場の實況に通じたものでなければ、假令漁業權を獲得しても自ら漁業を經營し得ず、結局其の經營を他人に委託するか又は他人に貸貸するの外はないので、擔保物件としては餘り歓迎せられてゐない。北海道拓殖銀行に於ては漁業權を抵當とし

て相當の貸付を行つてゐるが、其の他の金融機關に於ては其の數極めて尠い。

漁船は漁業權と共に漁業者の有する財産中主要なものであるが、現在の處銀行金融の目的となり得る漁船は保險契約の關係上殆ど五十噸以上の漁船に限定せられてゐる。信用組合及同聯合會並に漁業法第四十三條の二第一項第四號の事業を行ふ漁業組合は、農業動産信用法に據り二十噸未満の不登簿漁船に付ても抵當金融を行ひ得るに至つたが、未だ其の取扱は極めて微々たるものである。即ち五十噸未満の漁船は漁船總隻數の九割九分以上を占めてゐるにも拘らず、金融の目的として未だ充分に利用せられてゐない。又漁網、漁具は特殊のものを除いては消耗品に過ぎないのであるから、獨立の擔保物件としての價値は乏しい。

干場は多く海濱の砂地で、私有地よりも寧ろ官公有地が多く、私有地に於ても其の價値は極めて尠い。唯北海道鯉漁場の中には極めて高價なものもあるが、内地に於ては一般に其の價値が僅少である。

水産製造品中重要なものは食料品及肥料で、乾燥品若しくは鹽藏品が多く、概して腐敗、變質又は蟲害を受け易く、從つて完全な製品とは稱し難い。又漁獲高の多少、製造方法、荷造方法、品質の良否等に依つて價格の變動著しく、而も長期に亘り貯藏することは困難であるから、水産製造品は長期金融の擔保物としては適當なものは尠いが、鯉節、鰯、寒天、海苔、罐詰品、搾粕肥料等に對しては短期資金が相當多く融通せられてゐるやうである。

次に擔保物價格に對する銀行、信用組合、漁業組合等の貸付金の割合を見るに土地、建物に對しては五掛乃至七掛を普通とし、多いものは八掛に及び、有價證券は七、八掛が普通である。水産製造品は其の種類に依つて異なるが六掛

乃至八掛位で、漁船、漁具に對しては概ね時價の半額見當を融通してゐる。又漁業權を擔保とする場合に於ては過去數年間の平均漁獲高に對し一定割合を融通するものがあり、或は貸貸料、賣買價格を標準とする場合もあるやうである。

## 第二章 機關別に觀たる水産金融の狀況

### 第一節 預金部及簡易保險局

#### 一、預金部

預金部は明治四十四年以來産業組合、森林組合等の各種組合に對すると同様に漁業組合及同聯合會に對しても事業資金を毎年定期的に融通してゐる。此の資金は普通地方資金中漁業組合事業資金と稱せられるもので、預金部が日本勸業銀行、農工銀行、北海道拓殖銀行又は道府縣の債券を引受け此等の機關をして融通せしめてゐる。而して明治四十四年以降昭和九年末迄に至る其の融通總額は二千五百五十四萬餘圓に達してゐる。

貸付を受け得る漁業組合及同聯合會は設立後三年以上を経過したもので、(一)財務の整理が良好なこと(二)事業の計畫及借入金償還の見込が確實なことを要し、其の資金は漁業組合又は同聯合會の事業費として使用するものに限

定されてゐる。而して日本勸業銀行及農工銀行より貸出す資金は定期償還又は年賦償還の方法に依り、北海道拓殖銀行及産業組合中央金庫より貸出す資金は定期償還若は年賦償還又は手形割引の方法に依るものであつて、其の期限は定期償還貸付に於ては五年以内、年賦償還貸付に於ては五年以内の据置期間を併せて二十年以内である。但し年賦償還貸付の場合に於て、特に必要なときは五年以内の据置期間を併せて三十年以内に定めることを得る。

今昭和元年以降に於ける預金部の漁業組合事業資金の貸付額を掲げれば左の通である。

昭和元年	昭和六年	昭和元年	昭和六年
四三五、〇〇〇 <sup>四</sup>	一、七三四、〇〇〇 <sup>四</sup>	同 二年	同 七年
同 二年	九五三、〇〇〇	同 三年	一、一六八、〇〇〇
同 三年	五、〇五一、〇〇〇	同 四年	一、二八二、〇〇〇
同 四年	二、五一七、〇〇〇	同 五年	一、〇九〇、〇〇〇
同 五年	三、四四四、〇〇〇		

普通地方資金の利率は昭和元年以降次の如く前後三回に亘りて變更せられた。

昭和五年九月迄	四・八 <sup>分</sup>
同 七年九月迄	四・二
同 七年十月以降	三・二

此の利率に各經由機關の利轄年六、七厘が附加せられて漁業組合に貸付けられるのである。



一 本邦に於ける水産金融の現状

預金部資金は特殊銀行が漁業組合に對して貸付けたもの、大半を占めてゐる許りでなく、全國漁業組合の總借入金の半額以上を占め、漁業組合に於ける水産資金の主要な源泉をなしてゐるが、其の供給額は最近に於ては年々百萬圓程度で、漁業組合の要求額の僅に一割内外を充してゐるに過ぎない有様である。

二〇

二、簡易保険局

簡易保険局に於ては簡易生命保険積立金及郵便年金積立金を以て預金部と同様各方面に巨額の貸付を行つてゐるが、其の水産業に關係あるものを挙げれば小口産業資金、水産共同施設資金、府縣水産會事務所建設資金及魚市場營繕資金である。右の中水産資金として重要なものは水産共同施設資金であるが、水産共同施設資金は大正十四年漁業組合事業資金なる名稱の下に漁業組合の行ふ共同施設資金の貸付を開始したもので、昭和元年其の範圍を擴張して漁業共同施設資金に改め、更に昭和五年に至り之を水産共同施設資金なる名稱に改めたのである。又府縣水産會事務所建設資金は昭和八年に創設せられたものである。小口産業資金は農業、畜産業、林業、水産業、商業、工業等に從事する中産階級以下の者に其の事業資金を供給するもので、其中幾許が水産業者に貸付られてゐるかは不明であるが、小口産業資金を除いた前記諸資金の昭和元年以降に於ける各年度中の貸付額並に各年度末貸付現在額を挙げれば次表の通である。

簡易保険局貸付金需給狀況（各年度中）

年 度	水産共同施設資金		府縣水産會事務所建設資金		魚市場營繕資金		計	
	申込額	貸付額	申込額	貸付額	申込額	貸付額	申込額	貸付額
昭和元年度	七三三,000	三三三,000	—	—	—	—	七三三,000	三三三,000
同 二年度	一,九四一,100	一,四八六,000	—	—	—	—	一,九四一,100	一,四八六,000
同 三年度	二,六七,100	三三三,100	—	—	—	—	二,六七,100	三三三,100
同 四年度	七,000,000	一,六六九,000	—	—	—	—	七,000,000	一,六六九,000
同 五年度	二,五二八,000	三,四二八,000	—	—	—	—	二,五二八,000	三,四二八,000
同 六年度	四,〇〇〇,000	四,〇〇〇,100	—	—	—	—	四,〇〇〇,000	四,〇〇〇,100
同 七年度	七,五八四,000	五,八四四,000	—	—	—	—	七,五八四,000	五,八四四,000
同 八年度	九,110,000	八,五〇〇,000	—	—	—	—	九,110,000	八,五〇〇,000
同 九年度	七,〇〇〇,000	五,五六〇,000	—	—	—	—	七,〇〇〇,000	五,五六〇,000
貸付開始以來	六,七三三,000	四,六四六,000	—	—	—	—	六,七三三,000	四,六四六,000
累 計	(四,三〇〇,000)	(四,三〇〇,000)	—	—	—	—	(四,三〇〇,000)	(四,三〇〇,000)

(備考) 一、本表は「簡易保険局年報」に據る。

二、括弧内の數字は内書にして郵便年金資金を示す。

一 本邦に於ける水産金融の現状

一一

一 本邦に於ける水産金融の現状

簡易保険局貸付金現在高（各年度末現在）

二二二

年 度	資 金 別	施水産共同 施設資金	府縣水産會 事務所建設資金	營魚 市場 資金	計
昭 和 元 年 度		七三、〇〇〇 <sup>四</sup>			七三、〇〇〇 <sup>四</sup>
同 二 年 度		二四三、八六七			二四三、八六七
同 三 年 度		一、二二〇、七二六			一、二二〇、七二六
同 四 年 度		一、一四九、九一二			一、一四九、九一二
同 五 年 度		一、一八〇、四八九			一、一八〇、四八九
同 六 年 度		一、二九四、一二一			一、二九四、一二一
同 七 年 度		一、三三九、六七〇			一、三三九、六七〇
同 八 年 度		一、五九四、〇三六			一、五九四、〇三六
同 九 年 度		一、七八〇、四八四 (六四、三〇〇)			一、八〇三、七二六 (八七、五四二)
計					七三、〇〇〇 <sup>四</sup>

(備考)

一、本表は「簡易保険局年報」に據る。

二、括弧内の数字は内書にして郵便年金資金を示す。

前記諸資金の貸付先は主として公共團體及營利を目的とせざる法人若しは組合であつて、二十五箇年以内の年賦償還若しは半年賦償還又は五箇年以内の定期償還の方法に依り、年四分八厘乃至六分の利率で、貸付を受ける事業の性質に

依つて適宜之を決定するのである。参考の爲昭和九年七月發表された昭和九年度簡易生命保險積立金の貸付方針を掲げれば左の通である。

(一) 借入者の資格 借入者の資格は貸付資金の種類に依つて左記の如く定められてゐる。

(イ) 小口産業資金 小口産業資金の借入者は原則としては地方自治團體、畜産組合又は畜産組合聯合會に限られてゐるが、地方自治團體の保證あるときは其の他の營利を目的とせざる法人（水産會、漁業組合等）に對しても貸付を爲し得る。

(ロ) 水産共同施設資金 水産共同施設資金は地方自治團體及水産會に對して直接貸付けるのを原則とし、地方自治團體の保證あるときは漁業組合及其の聯合會並に水産組合に對して轉貸する。

(ハ) 府縣水産會事務所建設資金 府縣水産會事務所建設資金は府縣水産會に對して直接貸付ける。

(二) 利 率

(イ) 小口産業資金（地方自治團體  
其他の法人） 五・二<sup>分</sup>

(ロ) 水産共同施設資金（地方自治團體  
其他の法人） 五・二〇

(ハ) 府縣水産會事務所建設資金 五・八

(三) 期 間

一 本邦に於ける水産金融の現状

二二三

一 本邦に於ける水産金融の現状

二四

- (イ) 小口産業資金……五箇年以内、但し一箇年以内の据置期間を認める。
- (ロ) 水産共同施設資金……十五箇年以内、但し一箇年以内の据置期間を認める。
- (ハ) 府縣水産會事務所建設資金……耐震耐火建築物なるときは二十五箇年以内、木造建築物なるときは二十箇年以内。

(四) 償還方法 孰れも年賦又は半年賦償還の方法に依るのである。

(五) 擔保 地方自治團體に非ざる法人は其の役員全部が連帶保證を爲すことを要する。但し地方自治團體の保證ある場合及貸付金額と同額以上の公債又は不動産を擔保に提供した場合並に其の法人が道府縣若は六大都市の區域を地區とする公共組合である場合は此の限りではない。

(六) 其他の條件 小口産業資金のみは左記に依り之を個人に轉貸することを條件としてゐる。

(1) 借入の資格を有するものは世帯主で、同一市町村内に一箇年以上引續き居住し、且一箇年以上現在の産業を營み今後事業繼續の見込ある者たることを要する。

(2) 資金の用途は左の通である。

- (イ) 材料、原料、商品等の購入又は仕入資金及其他の運轉資金
- (ロ) 漁船、漁具等の設備資金
- (ハ) 前記(イ)及(ロ)に對する舊債借替資金

(3) 貸付金額は一世帯に付二千圓以下なること、但し人口、世帯等の關係を參酌して別に定むる制限に據ること。

(4) 利率は年五分二厘以下なること、但し三分六厘以内の増率を認める。

(5) 貸付期間は三箇年以内なること、但し特別の事情あるときは五箇年以内に延長することを得る。

(6) 貸付金の償還は月賦償還の方法に依るを原則とし、特別の事情ある者は年賦又は半年賦償還に依ることを得、又六箇月以内の据置期間を設けることを得る。

前述の如く簡易保險局に於ける水産資金の貸出は極めて少額で、貸付累計額三億三千餘萬圓の中、公益市場、住宅、上水道、下水道、小學校、自作農創設維持等の如く主として地方自治團體に對する貸付が其の大部分を占め、水産業に對する貸付額は大正十四年以降の累計僅か五百萬圓にも満たない。又一般漁業者に對する貸付金は唯小口産業資金の中に包含せられてゐるのみであつて、小口産業資金の貸付累計額百萬圓餘を商業、工業、農業、畜産業、林業、水産業、其の他に區分するときは、漁業者に對する資金の融通は殆ど皆無であると謂つても敢て過言ではない。而も水産資金の貸出に付ては當局者が極めて消極的な態度を示してゐるので、簡易保險局には水産金融機關として大なる期待を懸け得ないであらう。

## 第二節 特殊銀行

明治三十年以後水産業者の間には水産銀行設立の要望が屢々起つたが、政府は營業採算の見込立ち難い爲、水産銀

一 本邦に於ける水産金融の現状

行を新設することは事實上困難であるとしてゐた。乍併既に漁業法の改正に依り金融の目的たる漁業権制度が確立したにも拘らず、水産金融機關の設立が困難であるとすれば、勢ひ既設の金融機關を利用するの外がないので、茲に日本勸業銀行、農工銀行、北海道拓殖銀行の三行をして水産資金の融通を行はしめることとなり、明治四十三年漁業法の改正に際し、此等の銀行法をも改正して漁業権を抵當とする貸付及漁業組合に對する無抵當貸付を行はしむるに至つたのである。斯くて此等の銀行は其の後屢々關係法律を改正して漸次水産金融業務の範圍を擴張し、以て今日に至つてゐる。

今最近五箇年間に於ける此等特殊銀行の水産資金貸付高を見るに左表の通である。

特殊銀行水産資金貸出状況 (各年末現在)

銀行別	昭和九年	同八年	同七年	同六年	同五年
日本勸業銀行	九〇六、二六六	九六三、八五二	一〇八九、八八〇	一〇一八、九〇九	九五四、一五〇
農工銀行	六、三〇一、八二七	五、七二一、四七七	五、六五二、〇三四	四、六四七、七七	四、一六八、六六六
北海道拓殖銀行	一六、三三〇、〇〇四	一六、五三六、三三二	一六、九四五、一三二	一〇、七〇四、八三三	一一、九七六、三〇
計	三、六七八、四九七	三、九八一、七二〇	三、三九七、〇四五	二、五八八、六二九	二、四九〇、七七八

右の中昭和九年末に於ける貸付額を其の種類に従つて分類すれば次の通である。

特殊銀行水産資金貸付高内譯表 (昭和九年十二月末現在)

種別	日本勸業銀行	農工銀行	北海道拓殖銀行	計
漁業権及不動産抵當	一、五七三、四四四	二、一〇〇、三三三	七二四、三三	四、四九八、一〇八
漁業財團	三、八四六、六〇	—	—	三、八四六、六〇
工場財團	五、七九六、四四	—	—	五、七九六、四四
漁業組合	六、〇六八、一七三	三、六七四、三三四	六、〇三九、五五三	一五、七七八、四四〇
水産會	一、八七三、三二	—	—	一、八七三、三二
十人連帶	二〇八、五一一	四一九、〇四一	三、六〇六、二〇九	四、三三三、七六一
短期貸付	—	—	—	—
手形割引	一〇、五〇〇	二、一〇〇	五、八〇四、五七〇	五、八二七、一〇〇
當座貸越	—	六、〇〇〇	一、九八六、五九九	三、〇四六、五九九
計	九、〇一六、二六六	六、三〇一、八二七	一六、三三〇、〇〇四	三、六七八、四九七

特殊銀行の中日本勸業銀行に就ては次章に於て之を述べることとし、以下農工銀行及北海道拓殖銀行に付て水産金融の状況を略述してみよう。

先づ農工銀行に於ける水産資金貸出の項目を見るに、

一 本邦に於ける水産金融の現状

一 本邦に於ける水産金融の現状

(一) 有抵當貸付

- (イ) 不動産を抵當とする五十箇年以内の年賦貸付又は五十箇年以内の定期貸付
  - (ロ) 漁業権を抵當とする五十箇年以内の定期貸付
- (二) 無抵當貸付

- (イ) 漁業組合に對する五十箇年以内の年賦貸付又は五十箇年以内の定期貸付
  - (ロ) 漁業者十人以上連帯に對する五十箇年以内の定期貸付又は十箇年以内の年賦貸付
- (三) 手形割引、短期貸付及當座貸越

- (イ) 漁業組合又は其の聯合會に對する手形割引又は當座貸越
- (ロ) 漁業者十人以上連帯に對する無擔保短期貸付
- (ハ) 有價證券又は水産物を擔保とする手形割引又は短期貸付

である。最近五箇年間に於ける此等の貸付金額を示せば左の通で、漁業組合に對する貸付が最も多く、不動産抵當貸付が之に亞ぎ、十人連帯貸付は之より遙に少額で短期貸付、手形割引、當座貸越等の如きは殆ど問題とならない程少いのである。

農工銀行水産資金貸付額 (各年末現在)

種別	昭和九年		同八年		同七年		同六年		同五年	
	年賦	定期	年賦	定期	年賦	定期	年賦	定期	年賦	定期
有抵當	21,011,101	9,743,000	21,048,077	4,617,000	22,911,700	9,377,000	22,359,933	5,840,000	18,988,833	5,840,000
漁業組合	3,666,200	1,800,000	3,389,977	1,300,000	2,781,500	1,300,000	2,033,966	1,733,084	1,733,084	4,457,000
十人連帯	3,600,000	3,600,000	3,734,000	3,734,000	2,330,000	2,330,000	1,648,000	1,648,000	1,648,000	1,648,000
短期貸付	3,809,900	3,809,900	3,668,000	3,668,000	4,179,000	4,179,000	6,000,000	6,000,000	3,730,500	3,730,500
手形割引	11,000	11,000	11,000	11,000	1,000	1,000	11,000	11,000	4,000	4,000
當座貸越	6,000	6,000	11,000	11,000	2,994,000	2,994,000	2,975,000	2,975,000	2,912,500	2,912,500
計	26,301,877	26,301,877	57,848,777	57,848,777	56,330,000	56,330,000	46,648,777	46,648,777	42,660,600	42,660,600

(備考) 昭和八年以前の方は大蔵省「銀行局年報」に據る。

更に昭和九年末に於ける農工銀行の貸付金を各農工銀行別に示せば左表の通である。

一 本邦に於ける水産金融の現状

農工銀行別水産資金貸付額 (昭和九年十二月末現在)

農工銀行名	年賦貸付			定期貸付			手形引	當座越	合計
	漁業者	漁業組合	十人連帯	漁業者	漁業組合	十人連帯			
宮城縣	一七四八三	八五三六六	二二七〇	二〇〇	—	—	—	—	一〇一,七五九
福島縣	—	五九六三八	—	—	—	—	—	—	四〇,一九八
茨城縣	—	二〇,八〇八	—	—	—	—	—	—	一三,八〇八
東京府	二六四〇四	二八〇,六三〇	—	四,九〇〇	四,五〇〇	—	—	—	五九一,五八六
神奈川縣	一三二,三五四	三〇一,三〇六	—	四〇,六〇〇	三,〇〇〇	—	—	—	四八二,五九九
愛知縣	六六,六九二	一五六,四九三	—	—	—	—	—	—	三三,一八四
濃飛縣	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三重縣	一〇,七五九	五九,三三三	—	二九,六〇〇	—	—	—	—	一〇,七五九
滋賀縣	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大阪府	—	—	—	—	—	—	—	—	—
兵庫縣	四五,四二六	二六,七九二	—	—	一〇,〇〇〇	—	—	—	三三,〇七八
岡山縣	—	—	—	—	—	—	—	—	—
廣島縣	五九,三九四	—	—	—	—	—	—	—	八五,四二八
阿波縣	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	二,一〇三,一〇一	三,六五六,二三四	—	九七,四三〇	一八,〇〇〇	—	—	—	六,〇一〇,一八七

即ち農工銀行中水産業に對して最も多額に融通してゐるのは三重縣農工銀行で、其の金額二百餘萬圓に達し全農工銀行貸付總額の三割餘を占めてゐる。之に次いで融通額の多いものは宮城縣農工銀行の百餘萬圓で、以下東京府、神奈川縣、福島縣、鹿兒島縣、兵庫縣等の各農工銀行の順序となつて居り、水産貸出の皆無なものは大坂農工銀行及濃飛農工銀行である。而して福島縣、茨城、滋賀縣、岡山縣、阿波の各行に於ては漁業組合以外に對する水産貸付が全然無いか、あつても極めて少額に過ぎない。尙漁業組合に對して手形割引又は當座貸越を行つてゐるのは僅に三重縣農工銀行一行のみである。

試みに昭和十年上期に於ける各農工銀行の貸付利率を示せば左表の如く、有抵當貸付六分五厘乃至七分二厘、漁業組合及同聯合會に對する無抵當貸付六分二厘乃至七分、漁業者十人以上連帯貸付六分五厘乃至七分二厘である。

農工銀行貸付利率 (昭和十年上期)

農工銀行名	種別	貸付利率	
		有抵當	無抵當
宮城縣	住宅地建物	七・二分	七・〇分
宮城縣	漁業組合及同聯合會	—	七・〇分
宮城縣	漁業者十人以上連帯	—	七・二分

農工銀行名	種別	不動産抵當	漁業組合及同聯合會	漁業者十人以上連帶
鹿兒島縣	定期	—	—	—
大分縣	定期	—	—	—
愛媛縣	定期	—	—	—
阿波縣	定期	—	—	—
廣島縣	定期	—	—	—
岡山縣	定期	—	—	—
兵庫縣	定期	—	—	—
大阪縣	定期	—	—	—
滋賀縣	定期	—	—	—
三重縣	定期	—	—	—
愛知縣	定期	—	—	—
濃尾縣	定期	—	—	—
神奈川縣	定期	—	—	—
東京府	定期	—	—	—
茨城縣	定期	—	—	—
福島縣	定期	—	—	—
合計	定期	—	—	—

(備考) 一、兵庫縣及鹿兒島縣兩農工銀行を除き年賦貸付及定期貸付は同率である。  
二、預金部資金の貸付利率を除く。

最後に農工銀行に於ける水産資金の貸付額中、預金部資金の占むる割合を見れば、貸付金中首位を占むる漁業組合貸付に於ては其の九割五分を、十人連帯貸付に於ては其の七分を、有抵當貸付に於ては其の二分を、貸付總額に於ては約五割七分を夫々預金部資金が占めてゐる。

農工銀行貸付種類別資金内譯表 (昭和九年末現在)

種別	資金別	預金部資金	自行資金	合計	合計額に對する預金部資金の割合	定同	上期	年賦	合計
有抵當	定期	47,190,000	20,560,000	210,100,000	22.3%	—	—	—	—
有抵當	年賦	4,500,000	9,690,000	97,400,000	0.5%	—	—	—	—
漁業組合	定期	34,766,000	16,845,000	366,620,000	9.4%	—	—	—	—
漁業組合	年賦	3,000,000	15,000,000	180,000,000	1.7%	—	—	—	—
十人連帯	定期	27,860,000	10,185,000	380,990,000	7.3%	—	—	—	—
十人連帯	年賦	1,890,000	37,920,000	380,990,000	0.5%	—	—	—	—
手形割引	—	—	2,000,000	2,000,000	—	—	—	—	—
當座貸越	—	—	6,000,000	6,000,000	—	—	—	—	—
計	—	35,660,000	27,376,000	630,180,000	56.6%	—	—	—	—

一 本邦に於ける水産金融の現状

而して前記資金の内譯を各農工銀行に就て觀察するに、福島縣農工銀行の如きは水産資金の融通は預金部資金のみであつて、自行資金の貸付全然無く、滋賀縣、岡山縣、茨城、宮城縣等の各農工銀行も殆ど全部預金部資金のみを融通してゐるに過ぎない。斯くの如く大部分の農工銀行は其の水産資金の貸付中預金部資金の貸出が半以上を占めてゐるのであるが、巨額の水産資金を貸出してゐる三重縣農工銀行が貸付高の七割四分迄を自行資金を以て融通してゐることは注意すべき事柄であらう。

農工銀行水産資金貸付額資金別内譯表 (昭和九年末現在)

農工銀行名別	預金部資金	自行資金	合計	合計額に對する預金部資金の割合
宮城縣	八七〇、六三五	一五六、九六七	一、〇三七、五九三	八四・七%
福島縣	四〇〇、三九八	—	四〇〇、三九八	一〇〇・〇%
茨城縣	一一一、五七三	一三三、三五	二四四、九二八	九〇・一%
東京府	二七四、一三三	三二七、四五四	五九一、五八六	四六・三%
神奈川縣	二九三、三六八	一八八、八九一	四八二、二五九	六〇・七%
愛知縣	一五六、四九三	六六、六九一	二三三、一八四	六九・五%
濃尾飛縣	—	—	—	—
三重縣	五九八、〇五	一、〇一、九三〇	一、六一〇、九八〇	三六・一%

農工銀行名別	預金部資金	自行資金	合計	合計額に對する預金部資金の割合
滋賀縣	二一、三五三	五〇〇	二二、八五三	九七・七%
大阪府	—	—	—	—
兵庫縣	二四九、九三三	九三、八三三	三四三、〇六六	七二・八%
岡山縣	六八、〇一七	二、七一九	七〇、七三六	九六・八%
廣島縣	三二、五七四	六三、八四四	九六、四一八	三六・四%
阿波縣	八五、四一八	二六、〇〇一	一一一、四一九	七六・三%
愛媛縣	九三、三六六	六四、一五四	一五七、五二〇	六〇・七%
大分縣	一七四、三六六	六四、一三四	二三八、五〇〇	七三・一%
鹿児島縣	一九三、六七	一七四、〇〇〇	三六七、六七	五三・五%
計	三、五六八、〇六六	二、七三三、七九九	六、三〇一、八六五	五三・六%

次に北海道拓殖銀行に於ける水産金融の状況を考察してみよう。同行に於ける水産資金貸付の項目を見るに、

(一) 有抵當貸付

(イ) 不動産を抵當とする五十箇年以内の年賦貸付又は五箇年以内の定期貸付

(ロ) 漁業権を抵當とする五箇年以内の定期貸付

(二) 無抵當貸付

(イ) 漁業組合及同聯合會に對する年賦又は定期の貸付

一 本邦に於ける水産金融の現状



一 本邦に於ける水産金融の現状

三六

- (ロ) 漁業者十人以上連帯したものに對する五箇年以内の定期貸付又は十箇年以内の年賦貸付
  - (三) 手形割引、短期貸付及當座貸越
    - (イ) 一般手形割引
    - (ロ) 爲替、荷爲替及北海道、樺太の産物を擔保とする貸付
    - (ハ) 水産業者に對する當座預金貸越
- であつて、最近五箇年間に於ける水産資金の貸付額は左の通である。

北海道拓殖銀行水産資金貸付額 (各年末現在)

種別	年次		昭 和 九 年	同 八 年	同 七 年	同 六 年	同 五 年
	定期	年賦					
有抵當	一三七一、六〇四	一、四七二、五七〇	八七二、二五七	九四六、八二三	一、〇七四、〇四四	一、一〇四、四六四	
漁業組合	五九四、三〇六	一、四〇九、九五四	一、四〇九、九五四	一、三五一、一八六	一、四五六、五三一	一、六三三、七〇〇	
十人連帯	一六六、二四六	五、五五八、一四〇	三、三三三、二一八	五、四四五、八七七	二、〇五五、五七七	一、七八八、八二〇	
計	一、一〇〇、一五六	三、三八〇、七五〇	三、五七六、四七四	三、六四七、八四〇	三、五四五、〇一六	三、九三三、八九一	
無抵當	一、一〇〇、一五六	一、一〇〇、一五六	七八、二七七	八五、七三六	九〇、四〇六	八四、三〇五	

(備考) 昭和八年以前の分は大蔵省「銀行局年報」に據る。

即ち北海道拓殖銀行に於ける水産資金の貸出の中で手形割引及漁業組合貸付は殆ど同額で兩者の合計額は總額の約三分の二を占め、漁業者十人以上連帯貸付之に次ぎ、以下不動産抵當貸付、當座貸越の順序になつてゐる。右の貸付中漁業組合に對する貸付のみは最近急激に増加を示してゐるが、之は預金部資金の貸付が増加した爲である。又十人連帯貸付が昭和七年より遽に増加したのは合同漁業株式會社に對する貸付金一口三百五十萬圓を含む爲で、之は預金部が鯨漁業権者の高利債借替資金として特に十人連帯の形式に依り同行を経由して融通したものである。次に一件當貸付額、期間、利率、其他條件を一括して略述してみよう。

(一) 一件當貸付額

水産資金の平均一件當貸付額は有抵當貸付九千八百八十三圓、漁業組合に對する無擔保貸付三萬一千四百四圓、漁業者十人以上連帯貸付十三萬三千五百六十三圓、手形割引二萬二千六百七十四圓、當座貸越一萬四千八百八十九圓であつて、總平均は二萬九千百一十一圓となつてゐる。

(二) 期間

一 本邦に於ける水産金融の現状

三七



種別	預金部資金	自行資金	合計	合計額に對する預金部資金の割合
手形割引	一五六一八〇円	五、六四八、三三〇円	五、八〇四、五七〇円	二・七%
當座貸越	—	一、九八五、〇〇〇	一、九八五、〇〇〇	—
計	六、三三九、七〇五	一〇、一三〇、六九〇	一六、三〇〇、四〇〇	三六・二%

以上述べた如く農工銀行及北海道拓殖銀行は、日本勸業銀行と共に我國に於ける代表的な水産金融機關と目すべきものであるが、他の産業に較べて其の融通金額も尠く水産金融は未だ充分疏通してゐない實情に在る。

### 第三節 普通銀行

普通銀行の水産資金貸付は或は商業手形割引の形式に依り、或は魚市場、水産會社等を介在せしめて間接に水産業者に融通し、又は水産業者が全然水産業以外の條件に依つて資金の融通を受けてゐるもの等が多いので、全国的に普通銀行の水産資金貸出額を知ることが甚だ困難である。而して融通額の大なるものは皆て、三井、三菱等の大銀行が鮮鱈罐詰事業、蟹工船漁業等に對して巨額の資金を融通したことがあり、又北海道銀行及北門銀行が北海道、樺太方面の漁業者に資金を融通し、其の他愛知縣下の養殖業者、舞鶴地方の鱈大謀網漁業者等に對し各其の地方の普通銀行が特殊の取引を爲し、或は燒津銀行（昭和七年十二月解散）が燒津地方の鱈節製造業者に對して特別に資金の融通を行つ

た如き其の例に乏しくはないが、此等は孰れも特殊漁業に對する融通であつて一般的な水産金融とは謂ひ得ない。殊に近年大藏省が小銀行の合同を勸奨した爲、地方の小銀行が都市の大銀行に合併せられ普通銀行に依る水産金融が使案を來したことも亦見逃し得ない事實である。

普通銀行の水産業者に對する貸付額は、農林省の調査に依れば昭和五年八月末に於て總計二千百九十七萬七千圓となつてゐる。此の貸付の内容は不明であるが、昭和元年末に於ける貸付總額五千二百十萬餘圓を其の擔保の種類に依つて分類すれば左の通である。

普通銀行水産資金貸出額擔保別内譯表（昭和元年末現在）

擔保別	金額	百分比
田畑	四、七八五、六五〇円	九・二%
山林	一、〇五一、〇九五	二・〇%
工場敷地建物	三、一三、九一五	〇・六%
其他土地建物	九、五六五、〇九三	一八・四%
工場財團	一、二、八三〇	〇・〇%
漁業財團	二〇一、四四八	〇・四%
有擔保	五、一九、八四六	一・〇%

擔保別	金額	百分比	無擔保		
			計	信	保
船	一、二六三、六九〇 <sup>四</sup>	二・四%			
有價證券	九、九四九、七七一	一九・一			
商價	二、三三二、四六九	四・五			
計	二九、九九五、八〇七	五七・六			
無擔保	九、三四一、〇七七	一七・九			
信	一一、五四七、六三四	二二・二			
保	二〇、八八八、七一一	四〇・一			
計	一、二七、〇九〇	二・三			
其他	五二、一〇一、六〇八	一〇〇・〇			
合計					

(備考) 本表は周東英雄氏「漁業政策」(水産學全集第十二卷)に據る。

普通銀行の融通方法は不動産擔保の場合に於ては證書貸付に依るものが多く、水産物擔保の場合に於ては手形割引に依るものが多い。貸付期間は短期で二、三箇月乃至一箇年前後のものが多く、期限が到来しても借入者の都合に依り切替を認めてゐる。利率は通常八分乃至一割五分位である。擔保は地方に依つて一定せず或は擔保を徵するものあり、或は徵せざるものもあるが、一般に有擔保のものが多く、主として田畑、宅地、建物、有價證券等を擔保に徵し、

漁船、漁具、漁業權等に對しては特殊のもの、外殆ど信用を與へてゐないやうである。又水産物擔保の手形割引には保證人を立てしめ且宅地建物等を添擔保に徵する場合があります、或は漁船を擔保とし且保證を徵して融通する場合もある。水産業者が普通銀行を比較的多く利用してゐると思はれる地方は、北海道、茨城縣、千葉縣、富山縣、靜岡縣、山口縣、愛媛縣、福岡縣、大分縣、宮崎縣等である。

#### 第四節 漁業組合

漁業組合は一面に於て資金の需要者たると同時に、他面に於ては資金の供給者たる機能を有してゐる。前者は漁業組合が船溜、船揚場、漁礁、共同販賣所その他の共同施設、組合員の遭難防止又は遭難救恤に關する施設等の諸事業を行ふ場合であつて、後者は「組合員ノ漁業又ハ其ノ經濟ノ發達ニ必要ナル物又ハ資金ノ供給」を行ふ場合であるが、茲に漁業組合を以て水産金融の機關と稱するのは専ら後者の場合を指稱するのである。漁業組合及同聯合會は從來單に「漁業權若ハ入漁權ヲ取得シ又ハ漁業權ノ貸付ヲ受ケ」「組合員ノ漁業ニ關スル共同ノ施設ヲ爲ス」を目的とし、法律上出資を認められず、一般に物的信用が薄弱で充分な資金を得ることが出来なかつた爲、其の固有資金は甚だ僅少で大部分は特殊銀行より低利資金を借入れ轉貸を行つてゐたのであるが、之とても實際上漁業者の需要に應じ難い狀況で、單に若干の漁業組合が少額の物資貸付を行つて居たに止まり、金融機關としての機能は信用組合に比し遙に微弱であつた。之は左に掲げた漁業組合並に同聯合會の借入金金の用途に徵するも明かであらう。

一 本邦に於ける水産金融の現状

用途別漁業組合借入金額 (昭和五年十二月末現在)

共同販賣事業資金	二、九七八、一一〇 <sup>四</sup>
共同購買事業資金	八五五、〇六七
共同製造事業資金	四六、三五七
共同運搬事業資金	九一、四九〇
漁業資金貸付資金	五、八九〇、四九一
船揚及船溜事業資金	一、三五五、八九六
増殖事業資金	二八七、七四二
舊債事業資金	二二八、一四七
其他	一、三二〇、七三六
計	一三、〇五四、〇四一

(備考) 農林省水産局調査に據る。

然るに昭和八年の改正漁業法に於ては漁業組合の出資制度若は責任組織を認めて、積極的に漁業組合に依る金融の途を拓いた。即ち此の經濟行爲を行ふ漁業組合は出資制度に依るもの、又は保證若は無限責任制度を採用するものに限定せられ、其の結果従来の漁業組合は本法實施後五箇年以内に前記の何れかに改組しなければ爾後經濟行爲を行ひ得ないこととなり、全國約四千の漁業組合は目下農林省始め各府縣水産當局の指導の下に着々其の改組に努力してゐる。従つて今後經濟行爲を行ふ漁業組合は農村に於ける産業組合の如く、農村に於ける金融の中樞機關として活動すべき

であるが、同法は發布後日尙淺く且施行細則其他規約例等の公布が遅れ、加ふるに諸種の事情もあつて昭和十年七月九日迄に組織變更を行つたものは僅に七十三組合(外に目下改造打合せ中のもの二十九組合)に過ぎない。而も此等の漁業組合は設立若は組織變更の認可を得たのみで、資金貸付方面に於て如何なる程度迄發展しつゝあるかは未だ判明してゐない。従つて以下主として改正前の漁業法に據る漁業組合の物資貸付に就て述べてみよう。

組合員に對して資金貸付を行ふ漁業組合及同聯合會は昭和八年末に於て漁業組合總數三千九百八十、同聯合會總數七十の中僅に漁業組合六百六十七、同聯合會一であつて、其の貸付額は次の如くである。

漁業組合及同聯合會資金貸付額 (各年末現在)

摘	要	實行組合數	金額
昭和四年	漁業組合	四八〇	四、一〇七、〇九三 <sup>四</sup>
	同聯合會	三	一一、六七六
計	漁業組合	四八三	四、一一八、七六九
同五年	漁業組合	五四〇	四、九六〇、五八一
	同聯合會	三	九、〇〇〇
計	漁業組合	五四三	四、九六九、五八一
	漁業組合	五五五	五、八二八、七四九

一 本邦に於ける水産金融の現状

一 本邦に於ける水産金融の現状

摘 要	昭和六年		同 七 年		同 八 年	
	計	同 業 組 合 會	計	同 業 組 合 會	計	同 業 組 合 會
實行組合數	五五五	六二二	六二二	二	六六八	一
金 額	五、八二八、七四九	六、三五六、三二〇	八五、〇〇二	六、四四一、三三二	六、二二三、一三八	三、五二〇
	四				六、二二六、六五八	

(備考)

一、本表は農林省水産局調査「水産會並漁業組合及同聯合會狀況調」に據る。  
二、昭和四年及五年の金額中には物品貸付を包含す。

更に昭和八年末に於ける前記貸付額を各府縣別に掲げれば左表の通である。

地方別漁業組合及同聯合會資金貸付額 (昭和八年末現在)

地方別	組合數	金 額	地方別	組合數	金 額
北海道	五三	七三六、六五七 <sup>四</sup>	愛知	九	三七、四一七 <sup>四</sup>

青 森	一〇	九三、二一五	三 重	四二	五七三、一二一
岩 手	二二	四四三、九一九	滋 賀	三	五、〇八三
宮 城	二六	五、九三九	京 都	七	六三、四九一
秋 田	一〇	五八、四五五	大 阪	一	四、七〇〇
山 形	四	二六、九七〇	兵 庫	一七	一二六、九七四
福 島	五	一一六、五九四	和 歌 山	二三	二二五、二五九
茨 城	一一	七六、五六一	鳥 取	五	二二、三〇八
千 葉	四〇	五一〇、八四二	島 根	二〇	一一三、五五一
東 京	八	三四、七八六	岡 山	四	四三、四〇〇
神 奈 川	三四	五〇一、八七六	廣 島	六	八八、九二四
新 潟	一六	七六、〇一四	山 口	一一	一四一、〇〇〇
富 山	一〇	二四、三二四	德 島	一一	八三、〇七五
石 川	一一	六八、〇一八	香 川	四	二〇、六七八
福 井	一〇	三二、八三五	愛 媛	二八	一四四、九六七
靜 岡	一一	八八、八四八	高 知	三六	二四九、七三一
山 梨	一	二〇〇	福 岡	四九	三四四、四一八
長 野	一	二〇	佐 賀	一二	一三一、六四九

一 本邦に於ける水産金融の現状

一 本邦に於ける水産金融の現状

地方別	組合数	金額	地方別	組合数	金額
長崎	三八	三二六、九一九 <sup>円</sup>	鹿兒島	一二	七四、〇四二 <sup>円</sup>
熊本	一五	三、五二〇	沖繩	四	四四、二五四
大分	一七	二〇八、四〇二	合計	六六七	六、二二三、一三八
宮崎	一七	一〇八、二三三			三、五二〇
		一五五、四六九			

四八

(備考) 一、本表は農林省水産局調査「水産會並漁業組合及同聯合會狀況調」に據る。

二、×印を附したのは外書で、聯合會貸付を示す。

而して此等漁業組合並に同聯合會に於ける資金の状況を掲げれば左表の通であつて、平均一組合當の積立金、借入金及共同貯金の合計額は僅に七千圓程度に過ぎず、其の經濟的基礎が極めて薄弱で、従つて又金融機關としての機能が著しく微力であつた所以も自ら判明するであらう。

漁業組合及同聯合會資金狀況 (各年末現在)

年次	組合又は聯合會	積立金		借入金		共同貯金		合計
		組合数	金額	組合数	金額	組合数	金額	
昭和四年	計	四	三六、九八八	一五	二五三、〇八一	八	五二六、八〇〇	五八〇、三九九
同五年	計	三二五	一一、〇一、二六五	九三二	一〇八、〇七九	七	三三、〇一八	一一、四七、七六二
同六年	計	三二四	一一、〇一、二六五	九三二	一〇八、〇七九	七	三三、〇一八	一一、四七、七六二
同七年	計	三二六	一一、〇一、二六五	九三二	一〇八、〇七九	七	三三、〇一八	一一、四七、七六二
同八年	計	三二八	一一、〇一、二六五	九三二	一〇八、〇七九	七	三三、〇一八	一一、四七、七六二

年次	組合又は聯合會	積立金		借入金		共同貯金		合計
		組合数	金額	組合数	金額	組合数	金額	
昭和四年	計	四	三六、九八八	一五	二五三、〇八一	八	五二六、八〇〇	五八〇、三九九
同五年	計	三二五	一一、〇一、二六五	九三二	一〇八、〇七九	七	三三、〇一八	一一、四七、七六二
同六年	計	三二四	一一、〇一、二六五	九三二	一〇八、〇七九	七	三三、〇一八	一一、四七、七六二
同七年	計	三二六	一一、〇一、二六五	九三二	一〇八、〇七九	七	三三、〇一八	一一、四七、七六二
同八年	計	三二八	一一、〇一、二六五	九三二	一〇八、〇七九	七	三三、〇一八	一一、四七、七六二

(備考) 本表は農林省水産局調査「水産會並漁業組合及同聯合會狀況調」に據る。

一 本邦に於ける水産金融の現状

四九

一 本邦に於ける水産金融の現状

五〇

又漁業組合及同聯合會の借入金を其の借入先別に見るに日本勸業銀行、農工銀行、北海道拓殖銀行よりの借入金は總額の約六割を占めてゐるが、其中約九割二分は預金部の低利資金である。其他欄は金融會社、個人等よりの融通を指稱するもので、此の金額が總額の三割三分餘を占めてゐることは、漁業組合に對する金融が著しく梗塞してゐる一證左と見るべきであらう。

漁業組合及同聯合會借入金額 (昭和五年十二月末現在)

借入先	預金部資金	自己資金	合計	借入金總額に對する割合	預金部資金の合計額に對する割合
日本勸業銀行	四七〇六三	二七九六四	七五〇二八	八・八%	六三・七%
農工銀行	二、三〇九、三〇六	一、三三、一九三	二、四四二、四九九	二八・三%	九四・五%
北海道拓殖銀行	一九七、七〇一	七、三六七	一九六、四三八	三三・七%	九六・六%
普通銀行	—	六七一、九五	六七、一九五	七・一%	—
其他	—	二、八〇、四九三	二、八〇、四九三	三三・三%	—
計	四七五、四三九	三、九六、一〇三	八、六一、五四三	一〇〇・〇%	五〇・八%

(備考) 一、農林省水産局調査に據る。

二、調査漁業組合數一、〇八八、同聯合會數一四。

尙最近改正せられた産業組合法施行規則は、部落其他之に準ずる區域に於ける比較的小規模の漁業組合にして資金

蒐集の困難なものゝ爲に信用組合に加入する途を拓いた。

漁業組合に於ける貸付金の用途は、漁船漁具の新調又は修繕費、仕込資金、水産物製造加工資金、水産物販賣資金、生計資金等であるが、就中漁船漁具の建造及修繕費が最も多く、現に漁船建造資金の貸付のみを行ふ組合が相當に多い。資金貸付を行つてゐる全國漁業組合中代表的なもの八十六組合に付て本行が調査した處に依れば次の通である。先づ漁業組合に於ける貸付金を其の用途別に見るに、漁船漁具購入資金が總額の六割三分以上を占め、仕込資金が約一割三分で之に次ぎ、生計資金、水産物販賣資金、水産物製造加工資金は極めて少額である。

漁業組合貸付金用途別表 (昭和九年十二月末現在)

用途	口數	金額	百分比	平均一口當金額
漁船漁具購入資金	五、八一〇	一、一一六、〇六〇	六三・三%	一九二
仕込資金	一、七〇五	二二八、五一四	一三・〇%	一三四
水産物製造加工資金	九三	四四、一二二	二・五%	四七四
水産物販賣資金	二三五	八三、四二一	四・七%	三五五
生計資金	一、六一一	八七、二三八	四・九%	五四
其他	三六四	二〇五、〇八一	一・六%	五六三
計	九、八一八	一、七六四、四三六	一〇〇・〇%	一八〇



一 本邦に於ける水産金融の現状

五二

貸付金額の決定は、例へば漁船建造資金は建造費の半額又は三分の一、仕込資金は發動機附小型漁船一隻に付百五十圓、發動機附大型漁船一隻に付一千圓、その他小舟一隻に付五十圓と謂ふが如く、極めて概略的な標準に依るものが多く、一口當の貸付金額は通常五十圓乃至五千圓位で、二、三百圓のものが最も多い。但し生計資金の如きは一口十圓未満のものもある。

貸付期間は仕込資金、生計資金等は一般に短期で一漁期又は一箇年のものが相當多く、漁船建造資金の如きは五箇年を超えるものが多い。

漁業組合貸付金貸付期間別表 (昭和九年十二月末現在)

貸付期間	金額	百分比
一年未滿	六二一、四三七 <sup>四</sup>	三五・二
三年未滿	二二七、四二八	一一・九
五年未滿	三五〇、六五八	一九・九
五年以上	五三四、八三八	三〇・三
不明	三〇、〇七五	一・七
計	一、七六四、四三六	一〇〇・〇

辨済は定期、年賦又は月賦に依るもの、外、共同販賣事業を行ふ組合に於ては漁獲物販賣代金中より五分乃至二割

づ、天引して元利金の一部に充當する所謂「引落辨済」なる方法を採用してゐるものが多い。今償還方法別に貸付額を示せば左表の如くである。

漁業組合貸付金償還方法別表 (昭和九年十二月末現在)

償還方法	金額	百分比
定期償還	三六五、二六一 <sup>四</sup>	二〇・七
年賦償還	五五二、三八六	三一・三
月賦償還	八三、七四五	四・八
引落	六三九、一〇八	三六・二
其他	一〇六、三四二	六・〇
不明	一七、五九四	一・〇
計	一、七六四、四三六	一〇〇・〇

漁業組合の貸付額を擔保別に見るに、無擔保貸付は總額の三分の二以上を占め、有擔保貸付は總額の三割強に過ぎない。漁船漁具を擔保とする場合に於ては漁船所有者を組合名義とし、貸付金を完済した場合に於て其の所有名義を借主に書換へる方法が多く採用されてゐる。

一 本邦に於ける水産金融の現状

五三

漁業組合貸付金擔保別表 (昭和九年十二月末現在)

擔保別	無擔保		有擔保					合計			
	信託	保	漁船	土地	漁業	水産	其他				
金額	三〇五、四〇五	九〇九、三六五	一、二一四、七七〇	三二五、三四〇	一六八、三二三	二、三五〇	一九、八一三	七、〇一〇	二六、八三〇	五四九、六六六	一、七六四、四三六
百分比	一七・三	五一・五	六八・八	一八・五	九・六	〇・一	一・一	〇・四	一・五	三一・二	一〇〇・〇

貸付利率は組合に依り著しく差異があるが、通常六分以上一割五分以下で八分乃至一割のものが最も多く、最近漁業不振の爲利子を免除してゐる組合も若干存してゐる。又有擔保貸付と無擔保貸付とに依り其の利率を異にするもの

があり、或は兩者同率のものもあるが、一般に有擔保貸付は無擔保貸付よりも幾分高率のやうである。

又貸付金回収の状況を見るに、總貸付額の約四割三分以上は延滞中のもので、延滞額の約二割は回収不能に陥つてゐる。一組合の貸付全額が延滞又は回収不能に陥り、猶豫中又は整理中の組合もある。延滞の原因は孰れも不漁並に魚價の低落で、回収不能の原因は債務者の死亡又は事業失敗、轉業、出稼其他に因る所在不明、保證人の破産、風雨震嘯災害等である。

漁業組合貸付金回収成績表 (昭和九年十二月末現在)

摘要	金額	百分比
延滞なきもの	九〇〇、四一六	五一・〇%
延滞中のもの	七六三、七四二	四三・三
(内、償還見込なきもの)	(一五七、八五〇)	
不明	一〇〇、二七八	五・七
合計	一、七六四、四三六	一〇〇・〇

斯くの如く從來水産金融機關としての機能が著しく薄弱であつた漁業組合は、漁業法の改正に依り水産金融機關としての基礎を確立するに至つたのであるが、茲に注意すべきは漁業組合は組合員の貯金を取扱ひ得ないことである。

信用組合に於て組合員の貯金が貸付資金中主要な部分を占めてゐるに鑑みるも、此の點漁業組合は信用組合に比し金融上の機能に於て未だ遜色あるものと謂はざるを得ない。乍併漁業組合が金融機關として漸次其の基礎を充實するに至らば、漁村に於ける既存の信用組合は相當大なる影響を蒙らざるを得ないので、兩者は何等かの方法に依り今後共相協調せねばならぬこととなるであらう。

### 第五節 信用組合

前述の如く漁業法改正以前に於ける漁業組合は金融機關としての機能が極めて薄弱であつたので、水産業者は其の地方に於ける信用組合に加入し若は新に之を組織して資金融通の途を講じた。静岡縣燒津信用組合及江名濱信用組合、東京府水産業信用組合、京都府吉原信用組合、岡山縣八濱信用組合、山口縣彦島信用組合等の如きは其の著しい例である。之が爲信用組合は主として水産資金融通の目的の下に漁業組合と相並んで漁村に發達し、信用組合は漁村に於ける金融機關として相當鞏固な地歩を占むるに至つた。

産業組合中央會の調査に依れば、昭和七年末に於ける全國漁村信用組合の數は八百四十三、其の組合員數は三十六萬三千二百九十一人（内、水産業者七萬九百九十八人）で、水産業者に對する貸付總額は一千百五萬七千五百六十二圓に達し、之を地方別に見れば左表の通である。

漁村信用組合水産資金貸付額（昭和七年十二月末現在）

地方別	組合數	金額	地方別	組合數	金額
北海道	五四	一、一七五、一七三	福井	一〇	一〇四、一四五
青森	三	六六八	静岡	二二	六一六、九八六
岩手	一八	一五〇、〇四四	愛知	二五	二八八、五八七
宮城	六	二一四、五一一	三重	二八	三五六、二一五
秋田	一二	三一〇、五五〇	滋賀	一一	四九、三四二
山形	三	二七、二三〇	京都	八	三二九、〇六九
福島	五	一八四、一一六	大阪	四	五六、九一二
茨城	三	二二、四六〇	兵庫	二九	五九四、二〇五
千葉	二〇	三四九、三一九	和歌山	四六	七七五、五二一
東京	五	三七、五一二	鳥取	一〇	二五、〇二七
神奈川	二	四八、八六二	島根	五二	六九〇、八〇四
新潟	八	六九、二九七	岡山	一三	一二二、二三三
富山	二九	四四八、五九〇	広島	一五	一三六、二四六
石川	三二	一五九、五六六	山口	六〇	九一三、三五〇

地方別	組合数	行	金額	地方別	組合数	行	金額
徳島	一五		二七一、七九四 <sup>四</sup>	熊本	二		六、四三三 <sup>四</sup>
香川	二九		四九三、〇四九	大分	八		二二、六四五
愛媛	二六		二五四、五九四	宮崎	一〇		一〇三、〇三二
高知	三七		四一〇、八四七	鹿兒島	一〇		二四六、一七〇
福岡	三四		四一五、六五六	沖繩	一		一、五〇〇
佐賀	五		六六、六三三	合計	七四九		一一、〇五七、五六二
長崎	三九		五〇八、六六九				

(備考)

本表は産業組合中央會調査「漁村並ニ漁村産業組合ニ關スル統計」に據る。

而して此等は左の資金の中より貸出されてゐるのであるが、總運轉資金の僅か七分程度に過ぎない貧弱なものである。

漁村信用組合運轉資金内譯 (昭和七年十二月末現在)

拂込濟出資金	一七、二五〇、二五七 <sup>四</sup>
諸積立金	一〇、四六六、〇三六
貯金	一一〇、四二五、一一一

借入金	一三、八一七、三九二
計	一五一、九五八、七九六

(備考)

産業組合中央會調査「漁村並ニ漁村産業組合ニ關スル統計」に據る。

信用組合より融通する水産資金の用途は漁業組合と殆ど同様であるが、就中漁船、漁具の購入資金が多いやうである。而して其の貸付金額は産業組合法施行規則に依り、各組合は一事業年度内に一組合員に對して貸出し得る最高額を總會又は總代會に於て決議すべきことを命ぜられてゐる。貸付期間は通常六箇月以上五箇年以下で、一箇年度の定期貸付が最も多い。信用組合の貸付は手形貸付の方法に依るものが極めて多く大部分は證書貸付であつて、無擔保貸付と有擔保貸付とに分れてゐる。無擔保貸付の中でも保證を徴するものと、全然之を徴しないものがある。持分を限度とする貸付の如く極めて少額の貸付に對しては無擔保信用貸付を爲すこともあるが、最も普通に行はれてゐるのは保證附のものである。又有擔保貸付の場合に於ける主な擔保物は土地、建物、漁船、漁具、水産物、有價證券等である。無擔保貸付は信用組合の本質より觀て最も原則的な貸出方法であるが、近來有擔保貸付が漸増の傾向を示してゐる。而して其の貸付利率は漁村に於ける信用組合のみに付て之を知ることが得ないが、農林省「産業組合要覽」に據れば、昭和七年末に於ける全國信用組合の貸付利率は最高一割二分、最低七分五厘で通例八分乃至九分が最も多いのであるから、之を以て大體漁村に於ける信用組合の貸付利率をも推知し得るであらう。

今一例として東京府水産業信購販利組合の貸付狀況を示せば、本組合は専ら漁船、漁具、漁業用家屋等の購入資金

一 本邦に於ける水産金融の現状

六〇

(生計資金は供給せず)を貸付け、其の金額は昭和十年四月末現在に於て十八萬八千餘圓に達してゐる。一件當貸付金額は最高限度二千圓であるが、一千圓程度のもが大部分を占め、且殆ど其の全部が三年乃至四年の定期貸付で、五年以上のものは取扱つてゐないやうである。有擔保貸付は無擔保貸付に較べて少いが、擔保物は現在の處全部土地又は建物のみであつて、土地に付ては評價額の八割程度、建物に付ては其の五割程度を貸付けてゐる。又擔保物件としては水産物(主として海苔)をも徴し得るのであるが、現在の處未だ此の種の擔保貸付は行はれてゐない。尙利率は一律に年八分四厘である。

又静岡縣東益津信購販利組合に於ては漁船建造資金の貸出を主としてゐるが、其の方法は船元が代表となり船子が連帶保證人となつて申込むのである。此の貸付には最高一萬圓を超えたものもあるが、最近は三千圓程度のもが最も高く、五箇年賦償還の方法を採用してゐる。漁業者に對する貸付は農業者に對する貸付に較べて固定すること少く、一般に回収が速かのやうである。

尙漁村に於ける産業組合の金融上特に注意すべきは、昭和八年十二月一日より施行せられた農業動産信用法に基く小型漁船を抵當とする貸付である。此の貸付は信用組合及同聯合會が漁業組合と共に其の取扱を爲し得るものであるが、前述の如く漁業組合は金融上の實力が薄弱であつた爲、從來は信用組合が此の種の貸付を大半行つてゐたと見るべきであらう。最近に於ける信用組合及同聯合會の農業動産信用法に據る小型漁船抵當貸付額を地方別に掲げれば左の通りである。

信用組合及同聯合會小型漁船抵當貸付額 (昭和十年二月末現在)

地方別	件数	金額	一件當金額
北海道	二〇	一六、四〇〇 <sup>四</sup>	八二〇 <sup>四</sup>
岩手	一	六〇〇	六〇〇
福島	一	四〇〇	四〇〇
福井	一	三〇〇	三〇〇
島根	三六	一三、四〇〇	二、二二三
岡山	一八	六、七〇〇	二、二二三
山口	一	二、五五五	二、五五五
山形	九	一一、〇〇〇	一、二二二
徳島	三	一、〇〇〇	三三三
香川	一	三、〇〇〇	三、〇〇〇
計	一七三	三九、八八〇 <sup>五</sup>	六八三

(備考) 一、本表は産業組合中央金庫「組合金融」に據る。

二、△印を附したるは外書にして聯合會分である。

斯くの如く農業動産信用法に據る小型漁船の抵當貸付額は未だ少額であるが、之は主として同法の發布後日尙淺く、

一 本邦に於ける水産金融の現状

六一

且小型漁船は遭難の危険が多いにも拘らず未だ其の損害を填補すべき保険制度を缺如する爲、金融業者に於て之を擔保に徴することを躊躇してゐるからである。乍併農林省に於ても既に漁船保険制度の創設を考究してゐることであるから、抵當になり得べき漁船十一萬隻の存する此の方面には資金融通の大なる餘地があるであらう。

## 第六節 保險會社

保險會社には其の資金の運用に付て嚴格な制限があるから、水産業に對する投資は未だ見るべきものがない。生命保險會社中には、保險契約獲得の目的を以て漁村特に漁業組合に資金を融通するものもあることであるが、其の金額は詳かでない。生命保險會社協会の調査に依る全國生命保險會社の資金運用状況を見るに、總額十四億圓内外の中雜口投資として昭和六年末四千六百三十八萬四千圓、七年末四千八十八萬六千圓、八年末四千十六萬八千圓が擧げられてゐるが、此の中には外國債、百貨店、水道、製水、乗合自動車、通運、活動寫眞、水産業、ホテル等に關するものを包含するから、水産業に對する貸付金は些したる額に達しないやうに思はれる。損害保險會社中に於ては、水産業者に金融を行つてゐるのは東洋海上火災保險會社のみであるが、左に其の状況を少しく述べてみよう。

同社の水産資金貸出は昭和二年頃に始まり東北、關西地方に對し現在約五十萬圓程度の貸付金を有してゐる。而して其の資金融通の方針は單に被保險者の便宜を圖り、其の資金を融通するの程度にして極めて消極的である。従つて現在の處自社の被保險者たる漁船所有者に對して融通する場合に限定し、而も抵當權の目的として五十噸以上の鋼鐵船を四、五隻一括して提供し得るものに限つてゐる。一口の貸付金額に付ては特に制限はないが、從來取扱つた例に徴すれば數百圓より十萬圓に及ぶものがあり、通常二、三千圓程度で、貸付期間は一年乃至二年に制限し、場合に依つては其の借替をも認めてゐる。利率は年七分二厘乃至八分である。此の被保險者に對する水産資金の貸出は從來全部月賦償還の方法を採用してゐるが、煩雜な手数を要し、充分な効果を期待し難いやうである。

## 第七節 無盡、賴母子

無盡には大正四年に公布せられた無盡業法に據つて行はれてゐる所謂營業無盡と、古くより都鄙に行はれ現在主として地方廳の取締を受けてゐる所謂「講」即ち無盡講若は賴母子講との二種がある。

「全國無盡會社要覽」に據れば、昭和八年末に於ける營業無盡會社は合計二百七十六社で、其の給付契約高は十二億二千五百餘萬圓、給付濟高は合計五億四千二百餘萬圓に達してゐる。而して其の給付契約高は一口當五百圓乃至一千圓が普通で、一千圓以下のものが七八・六%を占め、期限は通常四、五年で五年以内のものが六八・〇%を占めてゐる。又會社は契約金給付の場合に於て爾後の掛金を保全する爲擔保を徵する場合と然らざる場合とがあつて、現に無擔保が約六割、不動産擔保が三割四分、動産擔保及有價證券擔保が併せて六分となつてゐる。更に會社は無盡契約に因る給付の外に、其の拂込資本金及諸積立金を限度として普通貸付を行ふことが出来る。普通貸付は有價證券又は不動産を擔保とする一般貸付並に加入者に對する拂込濟額又は契約給付額を限度とする貸付であつて、其の總額は昭和八年

末現在に於て約四千四百萬餘圓に達し、庶民金融上注目し價するものである。水産業者が營業無盡を比較的多く利用してゐると思はれるのは、茨城縣、千葉縣、富山縣、兵庫縣、和歌山縣、山口縣、長崎縣、宮崎縣等の諸地方であるが、其の金額は判明しない。

無盡講は其の組織及資金の融通が比較的容易で、且無盡講なる制度が一般民の理解を得易い爲、適當な金融機關を有しない農漁村の庶民が盛に之を利用するに至つたもので、小漁業者の間には漁船、漁具の新調、補給に要する資金を相互に融通する爲、船無盡、網無盡等が古くから各地方に組織された。無盡講の水産業者に對する融通額が幾許に達するかは之を窺知することを得ないが、大藏省の推定に據れば全國の無盡、賴母子講は昭和八年末に於て講數約三十五萬、講負債總額五億九千餘萬圓、一講平均一千七百圓、一口平均三百圓となつてゐる。

無盡講の期間、口數、掛金等に就ては一定の基準はないが、一回の掛金三圓以上十圓以下、一回の給付金額五十圓以上三百圓以下、口數十以上五十以下、期間一年以上十年以下のものが最も多いやうである。乍併無盡講は所要資金調達の時期が不確定な許りでなく、講金の引當者は集會の飲食費及會員の參會日當等を負擔せしめられる慣習があつて、此等の費用を加算するときは頗る高利となる。又講則の不備な爲會員の脱退、拂込金の遲滞、其の他の事故を生じた場合に紛議を生ずる虞があり、又掛金は一種の強制貯金の如くであるが、實際に於ては貯金として利用されることは少く、専ら講金の融通を受けんが爲に之を拂込むことが多く、其の結果一旦不慮の災害に遭遇すると直ちに掛金の拂込に困窮し、其の爲に破綻を招くことがある。前掲大藏省の調査に依れば昭和八年中に於て休止し、又は前年度

より休止中の講數は二萬六千餘に及び、回数、掛金等を減少して辛ふじて繼續中のもの四萬餘に達してゐるが如きは明かに此の間の消息を物語るものであらう。斯くの如く無盡講は金融機關としての機能が不十分な許りでなく、動もすると諸種の弊害を伴ひ易いので、近年地方廳の取締が嚴重となり其の濫設を警戒されてゐるが、僻陬の地方に於ては眞面目に行はれ却つて水産金融の効果を擧げてゐるものも相當に多いやうである。

## 第八節 魚 問 屋

魚問屋が漁獲物を見返りとして漁業者に其の所要資金を貸付けることは、最も古くから漁村に發達した資金融通の形式であつて、漁業収益の不確定、漁業者の資力薄弱及漁業者の退嬰的な性情等を巧に利用して、魚問屋が漁村に於ける金融機關として侮り難い勢力を扶植するに至つたのである。水産業者に對する魚問屋の資金融通額が幾許に達してゐるかは、其の調査が極めて困難な爲正確に之を知ることを得ないが、農林省の調査に依れば昭和五年末に於て一千萬圓餘と稱せられてゐる。

魚問屋が水産業者に對して通常行ふ漁業資金の融通方法には仕込金融法、青田賣買融通法及漁獲物抵當融通法の三種がある。

### (一) 仕込金融法

一 本邦に於ける水産金融の現状

此の方法は最も廣く行はれてゐるもので、漁業者が漁業者手前に漁獲物全部の販賣を魚問屋に委託することを條件として、漁業を爲すに必要な資金を前借する方法である。即ち魚問屋は漁獲物を適當な價格で販賣し、其の代金より融通金の一部及販賣手数料等を控除して残額を漁業者に支拂ひ、漸次融通金を清償しに回収するのである。今一例として北海道の仕込資金融通の方法を擧げれば、漁業者が鯨漁業に出漁する場合に於ては、當該漁期又は漁獲物製造期間に要する資金の全部若しくは一部を資本主に仰ぐものと、單に漁期間のみならず周年衣食住一切の仕込を受けるものとの二種がある。而して其の融通には物品仕込、現金仕込又は兩者併用の三種があるが、就中物品仕込最も多く現金仕込は最も少い。仕込主は廻送せられた漁獲物を販賣し、之から仕込金額若しくは仕込物價格の一部及口錢（普通賣上代金の二分五厘程度）を控除する。仕込金額には利息を附する場合と然らざる場合とがある。而して賣場代金より前記の控除額を差引いて不足を生ずるときは、更に月二分乃至三分の利息を附して次回の漁期に辨濟せしめるのであるが、若し數年間不足を生じて返済の見込がなくなれば以後仕込を謝絶し、残金を普通貸借證書として年賦又は漁期の終了毎に返済せしめる。此の場合に於ては多く干場、漁船、漁具、漁業權等を擔保に提供せしめ置き、返済の見込がなくなつたときは之を處分するのである。又山口縣及長崎縣に於ては魚問屋は漁業に要する一切の漁船、漁具を自ら準備し、技術優秀にして信頼し得る漁業者に之を貸付け、且其の出漁毎に燃料、餌料、糧食等一切の仕込を爲し與へて漁撈に従事せしめる。漁獲物は必ず債權者たる魚問屋に持参せしめることとし、水揚高の一割乃至一割五分を漁船、漁具の賃貸料として徴收し、更に餘分の利益金あるときは之を元金の償還に充當する。斯くて漁船、漁具其他に要した

費用を全部回収した時は貸與した漁船、漁具等を漁業者の名義に書替へるのである。

### (二) 青田賣買融通法

青田賣買融通法は仕込金融の如く普遍的に行はれる方法ではないが、北海道の一部等に於て行はれてゐる。此の方法は特定の漁場に對して收穫石數を定め、之に該當する價額の六割乃至七割を前拂し、漁期終了後前記の約定價格及量額に依りて漁獲物を受渡する方法（定價賣買）と、豫め漁場の良否を鑑別して當該漁場の收穫石數に付時價に換算した金額を月二分位の利率を以て貸付け、漁期終了後漁獲物の受渡をなす場合に歩下げ三分を控除して決濟する方法（貸金賣買）とがある。

### (三) 漁獲物抵當融通法

此の方法は漁期に先つて金品を貸與し、之に對して一定の利子（月二分乃至五分）を附して漁業終了後元利共に返済することを約せしめると共に漁獲物を擔保とし、若し現金を以て貸金を返済し得ないときは其の擔保たる漁獲物を引渡すことを條件として、資金を融通する方法である。従つて此の方法に依るときは漁獲物又は製造品を自ら保有することを得、且之を自ら隨意に賣却し得るから、此の點は漁業者に有利のやうであるが、實際に於ては金利が比較的高い爲、漁業者は利益の大半を利子に支拂ふ結果となり、又漁獲物を隨意に賣却し得ても漁業者は市場取引に不慣れであるから、結局其の賣却を商人に委託せざるを得なくなり、實際に於ては仕込金融と大差ないこととなる。

前述の如く魚問屋の金融は一面より之を觀るときは巧に漁業者の弱點に乗じたもので、之が爲に漁業者が社會的の乃



至経済的の不利を蒙ること甚しく、夙に一部に於て其の弊害を摘示されてきたのである。近年漁業組合の發達に伴ひ漁獲物の共同販賣事業が確立せられ、消費地に於ける中央卸賣市場制度の完備と相俟つて水産物販賣の仲介機關が漸次整理統一せられて來たので、地方漁村に於ける魚問屋は水産物の販賣並に資金の融通上今や昔日の俤を失ひつゝあるが、地方に依つては尙依然として魚問屋が巨額の資金を水産業者に融通し、其の地方に相當根強い勢力を有してゐる處もある。

### 第九節 質屋

質屋は稀に漁業者の事業資金を供給する場合が無いが、主として小漁業者の如き比較的下級無資力者に生計資金を融通する信用機關である。質屋には質屋取締法に基く所謂營利質屋と、公益質屋法に基く公益質屋との二種がある。

水産業者に對する質屋の貸付金が幾許に上るかは、資料不備の爲最近の分は判明しないが、農林省の調査に依れば昭和五年八月末に於て約百四十萬圓に達してゐる。質屋の水産資金貸出額は他の機關の其れに較べて稍々小額ではあるが、前述の如く質屋は比較的下級漁業者に其の生計資金を供給するもので、一口當の金額は極めて零細であるから之が利用者の數は相當多數に上るものと思惟される。

營利質屋の金利は年二割より五割位に達し、且一般金融界の金利の變動に隨伴して其の利率を變更することは殆どなく、全然之と没交渉である。又期間が一箇月に満たざる場合に於ても日割計算に依らざることが多く、殊に質物交替、質契約延期等の場合に於ては質屋は一箇月に付二重の金利を徴することが通常であるから、實際上の金利は更に高率である。

公益質屋は昭和二年に發布せられた公益質屋法に基き専ら公益を目的とする庶民金融機關で、昭和九年四月末に於ける公益質屋數は七百八十七（内、町村に存在するもの六百六十三）で、其の貸付總額は一千二百八十四萬三千八百八圓に達してゐる。公益質屋の利用者は労働者、俸給生活者、小商工業者、農業者及漁業者等であるが、其の利用状況を示せば左表の如くであつて、漁業者は全體の三・四％に當り、其の金額も二、三十萬圓に過ぎないが、公益質屋の利用は從來の情勢に鑑みれば漁村に於ても今後益々増加するものと思はれる。

公益質屋職業別利用状況（各年度末現在）

年次	職業別	漁業者	農業者	商工業者	其の他	合計	合計に對する漁業者の割合
昭和二年度		六、一八三	一四、〇三三	六、八八四	一四九、八四二	三三一、九八〇	二・七%
同 三年度		三、八八四	三四、六三二	一五、五〇〇	二六三、四七七	四三六、五二三	〇・九%
同 四年度		二〇、九七〇	四五、九三〇	一九、八七七	四九、五八九	七五、二六六	二・九%
同 五年度		三四、一三九	五、三九九	二八五、二八四	五八三、九三三	九六六、七五五	三・五%
同 六年度		四四、九七六	七、五九〇	三五九、〇五六	六三二、七二二	一、二六四、三五	三・九%

一、本邦に於ける水産金融の現状

七〇

年次	職業別	漁業者	農業者	商工業者	その他	合計	合計に對する漁業者の割合
昭和七年度		四八、四六〇	九六、〇九一	四四、二〇六	八四、三二七	一、五三、〇〇〇	三・四%

(備考)

一、本表は内務省社會局調査に據る。

二、昭和二年度は自昭和二年八月至同三年三月の數である。

質物は營利質屋と同様に衣類、裝身具、有價證券、家具、農具、漁具其他で範圍が頗る廣い。貸付金額は概ね質物評價額の八割以内で一口十圓、一世帯五十圓を限度としてゐる。但し農具、漁具を擔保とし又は貸付金を生業資金に充當する場合に限り、一口五十圓、一世帯三百圓迄貸付けることが出来る。尙參考の爲既往に於ける全國公益質屋の一口當平均實際貸付額を示せば左の通である。

昭和二年度	五・三四
同 三年度	五・三五
同 四年度	五・四五
同 五年度	五・二七
同 六年度	五・〇五
同 七年度	四・八九

貸付利率は法律の規定に據り特別の事情ある場合の外、一箇月に付百分の一・二五を越ゆることを得ない。實際に於ても百分の一・二五のものが大部分を占め、百分の一・二〇乃至一・〇〇若くは其の以下のものも若干存してゐる。

### 第十節 個人金貸業者

個人金貸業者が水産業に多くの資金を融通してゐるのは北海道、秋田縣、宮城縣、滋賀縣、岡山縣、福岡縣、鹿児島縣等である。金貸業者は二、三番抵當の不動産を擔保に徵するか、銀行、質屋等に於て擔保に徵せざる物を擔保とし、或は全然無擔保にて資金を貸出してゐるのである。即ち金貸業者は銀行より資金の融通を求むることを得ず、又充分な質草をも有せざる者に資金を融通する處に其の特色を有するのであるが、其の爲に利子は極めて高く大藏省の調査に依れば百圓に付一日普通三十五錢程度である。其れ許りでなく貸付に際して此の利金を大引し、又利子の二重取と稱して月の二十日以後に於て借入れるときは一箇月分の利子を徵し、又返済期は成るべく下旬に當るやうにして若し期日に返済せぬときは直ちに契約を更新して其の月の利子を二重に徵收する等、極めて不合理な方法に依つて不當に暴利を貪るのである。更に貸付金の返済が遅延し若は不能となつた場合に於ては苛酷な取立を行ふのである。

漁業者が金貸業者より幾許の借人を爲してゐるかは、到底正確に之を知ることが得ないが、無盡、頼母子、魚問屋、船主、質屋等よりの借入金と共に水産業者の借入金中相當なる部分を占むるものと思はれる。近年金貸業者よりの借人の不合理なことが漸次漁業者間に自覺されて來たやうであるが、打續く財界の不況、魚價の低落等に因る漁村經

済の疲弊に加へて、諸種の災害を蒙つた地方漁村に於ては擔保、信用の薄弱な漁業者が其の生計資金を得る爲、窮餘の策として金貸業者より融通を受けたものが尠からざる額に達すること、考へられる。

### 第十一節 其他

以上述べたもの、外に漁業者が一定の金額を融出して之を資金とし、必要の場合に於て相互に其の融通を圖る資金組合なるものがある。例へば茨城縣に於ける大津町資金組合の如きは、發動機船主及小型舟主（小型舟主は三十人を以て連帶して一人とする）二十人を以て組織する當地方唯一の船主金融機關である。組合員は水揚毎に其の一分宛を積立てることとし、積立金一千圓未満の者に對しては其の三割増迄（例へば五百圓積立てたる者に對しては六百五十圓迄）、一千圓以上の者には其の二割増迄を貸付ける。貸付金が積立金の範圍内なるときは信用貸付であるが、割増を含むときは二名の保證人を立てしめる。辨濟方法は水揚毎に其の一割乃至一割五分を天引し、利率は原則として年一割である。

此の外造船所、發動機製作所、漁具商等が漁船、發動機、漁具等の代價の支拂を豫め猶豫し、又は問屋が石油、水、餌料等の延拂を豫め承認して資金の供給を行ふ方法もある。此等は消極的ではあるが一種の金融方法と見ることが得るのであらう。尙下級漁業者は同一町村内の居住者、親類、縁者等より資金を借入れる場合が多く、其の金額も相當巨額に達するものと思はれるが、此等に就ては未だ詳細に知ることが得ない。

## 第三章 日本勸業銀行に於ける水産資金貸出狀況

水産業者の間に水産銀行設立の要望が盛なるに鑑み、政府は明治四十三年漁業法の改正と共に日本勸業銀行、農工銀行及北海道拓殖銀行の各銀行法を改正して、之に水産金融を行はしむるに至つたことは、既に前章第二節に於て述べた所であるが、之に依り日本勸業銀行は我國に於ける系統的水産金融機關の一として貸出を行ひ、其の後も屢々銀行法の改正を行つて水産金融の範圍を擴張した。以下少しく日本勸業銀行に於ける水産資金貸出取扱の経緯を述べてみよう。

明治四十三年以前に於ては水産業者に對する日本勸業銀行の資金融通方法としては僅に鹽田、養魚池其他の不動産又は工場財團を抵當とする貸付が存してゐたに過ぎず、其の金額も亦極めて微々たるものであつた。然るに明治四十三年日本勸業銀行法の改正に依り漁業組合又は其の聯合會に對する無抵當貸付、漁業權を抵當とする貸付及水産物を擔保とする手形割引又は短期貸付の途が拓かれ、日本勸業銀行は各方面に亘りて水産金融を行ひ得るに至つた。次いで大正十年には漁業者十人以上の連帶に對して無抵當貸付を開始し、更に十四年には漁業財團抵當法の制定に依り、漁業財團を抵當として資金の融通を爲し得るに至つた。超えて大正十五年には漁業組合又は其の聯合會に對して手形割引又は當座貸越を行ひ得ることとなつた。

斯くて日本勸業銀行は我國に於ける主な水産金融機關としての地位を占むるに至つたのである。現在日本勸業銀行

の行つてゐる水産資金貸出の種類を挙げれば左記の通である。

(一) 有抵當貸付

(イ) 漁業財團を抵當とする年賦又は定期の貸付

(ロ) 漁業権を抵當とする定期の貸付

(ハ) 工場財團を抵當とする年賦又は定期の貸付

(ニ) 鹽田、養魚池、其の他の不動産を抵當とする年賦又は定期の貸付

(二) 無抵當貸付

(イ) 漁業組合又は其の聯合會に對する年賦又は定期の貸付

(ロ) 漁業者十人以上連帯に對する年賦又は定期の貸付

(ハ) 水産會に對する年賦又は定期の貸付

(三) 短期貸付

(イ) 漁業者十人以上連帯に對する無擔保短期貸付

(ロ) 有價證券又は水産物を擔保とする短期貸付

(ハ) 水産會に對する無擔保短期貸付

(四) 手形割引

- (イ) 漁業組合又は其の聯合會に對する無擔保手形割引  
(ロ) 有價證券又は水産物を擔保とする手形割引  
(五) 當座貸越

(イ) 漁業組合又は其の聯合會に對する當座貸越

次に前記各項の諸貸付に付其の取扱の状況を略述してみよう。

(一) 有抵當貸付

(イ) 漁業財團抵當貸付

大正十四年三月公布せられた漁業財團抵當法は漁船、漁具、漁業権、土地及工作物等を以て組成した漁業財團を一つの不動産と看做すことに規定したので、日本勸業銀行は之を抵當として資金を融通することを得るに至つた。

漁業財團組成の形式には、

- (1) 漁船を基本とするもの  
(2) 漁業権を基本とするもの  
(3) 養殖場を基本とするもの

の三者がある。漁船は漁業者の有する資産中主要なもので、殊に最近の如く遠洋及沖合漁業が隆盛に赴くに伴れて、船型は益々増大し、船内諸施設も亦完備して擔保價值が増大するに至つた。斯くて従來同行に於ては擔保に取得し得

なかつた漁船も漁業財團の組成に因つて擔保と爲し得ることとなり、漁船は水産金融の擔保物件として重要視せらるゝに至つたのである。之を實績に徴して見るも、日本勸業銀行が從來擔保に徴した漁業財團の殆ど全部は漁船を基本としたものである。漁業權又は養殖場の如きは單に其れのみにて擔保となり得るのであるから、強ひて漁業財團を組成するの要がなく、又事實に於ても此の種の漁業財團は其の數極めて少い。

(ロ) 漁業權抵當貸付

漁業權を抵當とする貸付は多く仕込資金として使用されるものであるから、長期の貸付を爲すの要なく、而も此の種の漁業は長期に亘つて収益を確實に維持することを保障し難いので、貸付期間を可成短期に限定し、又場合に依つては有價證券又は不動産を添擔保に徴して債權を確保することとしたのである。漁業權を擔保とする貸付は現在其の數極めて少いが、漁業組合に對する貸付の添擔保として取得したものは其の數相當に多い。

(ハ) 工場財團抵當貸付

工場財團抵當貸付は明治三十八年三月公布せられた工場抵當法に基くもので、各種の工場に屬する土地及工作物、機械、器具、其他附屬物、地上權、賃借權、工業所有權等を以て組成されるが、水産金融の擔保として組成される工場財團は水産物の製造若は加工工場、製罐工場、製氷工場、冷藏庫等を以て組成されたものが多い。

(ニ) 不動産抵當貸付

不動産抵當貸付は日本勸業銀行本來の貸付であつて、特に水産業者のみに融通する方法ではないが、此の方法に依

つて水産業者に資金を供給する額は蓋し少くあるまい。抵當の目的たる不動産は田畑、宅地、建物、工場等は素より水産業に特有なものとしては鹽田及養魚池がある。鹽田に對する貸付の取扱は田畑、宅地等と殆ど異なる處はないが、鹽田は収益が略々一定してゐるから此の點より見るときは田畑に比し遙に擔保價值が大である。養魚池(蓄養池を含む)を抵當に徴する場合に於ては通常餌料蓄養場、附屬建物等を添擔保に徴する。養魚池は附屬建物等と共に漁業財團を組成し得ることは既述の如くであるが、其の手續が煩雜な爲別個に擔保に徴することが普通である。

(二) 無抵當貸付

(イ) 漁業組合貸付

漁業組合貸付は漁業組合又は其の聯合會に對し轉貸資金の貸付を行ふの外、共同販賣、共同購買及共同利用等の共同施設事業に要する資金を融通するもので、無抵當にて融通するを本則とするのであるが、時には役員若は有力組合員の保證を徴し、又は組合所有の不動産、漁業權、漁船、有價證券等を添擔保に徴してゐる。

(ロ) 漁業者十人以上連帶貸付

漁業者十人以上連帶貸付は元來農工銀行獨特の貸付であつて、最初小農工業者に對人信用を與へ、其の經營上の小資本を調達せしむることを目的としたものである。然るに大正十年四月「日本勸業銀行及農工銀行ノ合併ニ關スル法律」の公布せられるに及び、日本勸業銀行に於ても此の種貸付の取扱を爲し得ることとなり、同時に水産業の發達を圖る趣旨を以て新に漁業者の十人連帶貸付を認めたのである。乍併元來此の種の貸付は農工銀行に於て取扱はしめる

一 本邦に於ける水産金融の現状

ことを本旨としたものであるから、農工銀行の存在する地方に於ては日本勸業銀行は此の貸付を爲すことを得ない。尙此の貸付は從來五箇年以内の定期償還貸付に限定されてゐたが、昭和六年三月より十箇年以内の年賦償還貸付をも行ひ得るに至つた。

(ハ) 水産會貸付

水産會は所謂公共團體であつて、大正十年四月公布せられた水産會法に據る帝國水産會、道府縣水産會及郡市水産會を總稱する。

水産會に對する貸付は多く事務所の建築其他水産業の改良發達を目的とする諸施設に要する資金の供給であり、其の申込件数は甚だ少いのであるが、此等の申込に對しては分賦金の徵收成績、負擔の輕重、其他經營事業の成績等を參酌して貸付けてゐる。

日本勸業銀行に於ける水産資金の貸付高は明治四十三年以降昭和九年十二月末日迄に於て累計二千六百五十四萬七百二十三圓に達し、現在残額は九百一萬六千二百六十六圓となつてゐる。今昭和元年以降に於ける各年中の貸付高、償還高並に其の年末現在高を示せば左の通りである。

日本勸業銀行水産資金貸付並償還状況 (各年中)

年次摘要	貸付		償還		差引現在高	
	口數	金額	口數	金額	口數	金額
昭和元年	1011	1,910,654	115	1,706,673	1,404	6,292,573
同 二年	433	1,874,242	251	1,574,956	1,566	6,591,758
同 三年	491	3,262,338	374	2,587,855	1,613	6,733,101
同 四年	555	3,825,963	330	1,807,756	1,888	8,350,736
同 五年	280	2,130,352	96	865,776	2,060	9,541,511
同 六年	277	1,833,033	146	1,158,876	2,141	10,189,079
同 七年	440	2,334,990	269	1,544,679	2,311	10,899,880
同 八年	217	6,087,944	33	1,848,833	2,356	9,638,852
同 九年	283	9,996,699	234	1,597,234	2,434	9,062,326

次に最近五箇年間に於ける同行水産資金貸付額の種類に依つて分類すれば次表の通り、漁業組合貸付が其の首位を占め、不動産抵當貸付が之に次ぎ、以下漁業財團抵當貸付、工場財團抵當貸付、漁業權抵當貸付、漁業者十人以上連帶貸付、水産會貸付の順序で、割引手形及短期貸付の如きは殆ど數ふるに足らぬ程度である。

一 本邦に於ける水産金融の現状

一 本邦に於ける水産金融の現状

日本勸業銀行水産資金貸付高 (各年末現在)

八〇

種別	摘要	昭和九年		同八年		同七年		同六年		同五年	
		口数	金額	口数	金額	口数	金額	口数	金額	口数	金額
不動産	年賦	七五	一,二五七,七四〇	七五	一,四六三,七六〇	七七	一,五九〇,四七〇	六五	一,六〇〇,六五〇	六三	一,九三二,八〇〇
抵當	定期	七	一一九,五〇〇	七	八三,四〇〇	二	一九,一六〇	二	一八,五六〇	一六	四一,一五〇
漁業権(定期)	定期	二	三〇九,五〇〇	三	三〇九,五〇〇	八	三〇八,七〇〇	八	三〇八,七〇〇	八	三二五,四五〇
工場財團	年賦	四	五九六,四〇〇	四	五〇〇,七五〇	三	五〇七,八三〇	三	五三三,四五〇	一	四〇一,三六〇
漁業財團	年賦	一	六〇,〇〇〇	一	一〇〇,〇〇〇	二	一七五,〇〇〇	二	一七五,〇〇〇	一	九〇,〇〇〇
漁業組合	定期	三	一九九,六〇〇	二	二〇〇,六七三	五	一〇四,九四〇	五	一,一〇〇,九二〇	三	六六六,八三〇
漁業組合	年賦	六	一八七,〇〇〇	八	二九七,八〇〇	六	一六八,〇〇〇	五	一三三,〇〇〇	四	一三二,〇〇〇
水産會	定期	一四三	六,〇三三,七三三	一四〇	六,三三〇,九〇〇	一三九	六,六〇七,三六六	一三八	五,七九七,五九九	一三一	五,四七九,九六六
水産會	年賦	七	一四一,〇〇〇	九	一七三,三四〇	二	六五,〇〇〇	二	六六,六七〇	二	八〇,八九二
十人連帯	定期	一八	一,四六九,七〇〇	一〇	一,四八七,三四〇	八	一,五〇一,二九〇	八	一,六〇三,三三三	四	五八八,四九九
十人連帯	年賦	四	二二八,三四〇	一	一	一	一	一	一	一	一
短期引手形及	定期	四	七六,〇〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一
短期引手形及	年賦	三	二〇〇,九二二	一	二〇三,七三〇	一	二四三,七四八	三	二七九,七四〇	二	二八〇,七七五
合計		二四四	九,〇六三,三六六	二五六	九,六六三,八五一	二二二	一〇,八九九,八八〇	二二四	一〇,一八九,〇九九	二〇七	九,五四一,五〇一

(備考) 各欄の金額が合計欄と一致せざるは圓未満を切捨てた爲である。

前表中不動産抵當貸付を其の抵當物件の種類に依つて更に分類すれば、田畑抵當貸付が其の大部分を占め、鹽田及養魚池の如き水産業固有の財産を抵當とする貸付は全體の三割内外を占めるに過ぎない。

日本勸業銀行水産資金貸付額中不動産抵當内譯 (各年末現在)

種別	摘要	昭和九年		同八年		同七年		同六年		同五年	
		口数	金額	口数	金額	口数	金額	口数	金額	口数	金額
宅地建物		一六	三六二,九〇〇	一六	三四三,八三三	一八	四〇九,三九四	一九	四七四,二六六	二〇	五九六,四四四
田畑		四四	五八六,六七〇	四三	六六六,六〇六	四〇	七四五,九八五	四八	七六六,三五五	三八	八五四,〇四五
鹽田		六	三三三,七五〇	五	二七二,九六六	五	三三九,九七一	五	三六八,八四四	四	三六九,五五四
養魚池		一〇	一七二,三三〇	九	一六三,三二二	四	一三九,五五五	二	五七,四三九	三	七二,二二〇
工場		一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計		七三	一,二六七,四四〇	七三	一,四四四,七七七	七九	一,六二二,〇七七	六六	一,六二〇,一〇六	六六	一,九九九,四三〇

又日本勸業銀行に於ける水産資金の貸付額を其の店別に見るに、本店を除き、千葉、盛岡、下關、長崎、静岡、山

一 本邦に於ける水産金融の現状

八一

一 本邦に於ける水産金融の現状

口、福岡、青森、臺南、佐賀、高知等の諸支店に多い。右の中千葉、盛岡、福岡、青森、高知は漁業組合に對する貸付、下關は財團抵當貸付、臺南は不動産抵當貸付、静岡は漁業組合貸付並に漁業財團抵當貸付、長崎は漁業組合貸付並に漁業權抵當貸付、佐賀は漁業組合貸付並に十人連帶貸付、山口は漁業組合貸付並に不動産抵當貸付が執れも其の大部分を占めてゐる。

日本勸業銀行水産資金貸付額店別内譯 (各年末現在)

店別	摘要				
	昭和九年	同八年	同七年	同六年	同五年
本 店	三二	三九	三三	三三	四四
青 森	一九	一七	一五	一七	一六
盛 岡	一〇	一〇	一三	九	六
秋 田	三三	三〇	二二	二八	一七
鶴 岡	二六	二六	二六	二二	二二
千 葉	三三	二七	三三	三〇	二四
新 潟	三三	二二	二七	三三	三三
富 山	三三	二二	二七	三三	三三
金 澤	三三	二二	二七	三三	三三

福 井	四六	三六	三六	三六	三六
長 野	一	一	一	一	一
松 本	五	五	四	四	四
静 岡	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇
濱 松	二	二	二	二	二
京 都	三	三	三	三	三
綾 部	三	三	三	三	三
大 阪	三	三	三	三	三
和 歌 山	七	七	六	六	五
鳥 取	七	七	六	六	五
松 江	九	九	八	八	七
山 口	二四	二四	二四	二四	二四
下 關	四	四	四	四	四
高 松	六	六	六	六	六
高 知	六	六	六	六	六
福 岡	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇
久 留 米	五	四	四	三	三

一 本邦に於ける水産金融の現状



店別	昭和九年		同八年		同七年		同六年		同五年	
	口数	金額	口数	金額	口数	金額	口数	金額	口数	金額
佐賀	一六	三、四七六	一六	三、三六三	一七	三、八二八	一七	三、六四四	一八	三、〇七
長崎	二七	六、三六三	二三	七、八七六	一五	七、七〇元	一五	七、〇三三	一五〇	七、一三五
熊本	二	三、八六四	二	三、〇三六	三	三、九四九	〇	一、八三三	一六	三、〇八七
宮崎	六	一、四、五九	一	一、	一	一、	一	一、	一	一、
那覇	三	七、四七五	四	九、五三九	三	五、七三九	三	二、八四三	四	二、七、七
臺北	九	九、九七	二	二、七七	三	一、五、九〇	三	一、三、九二	七	三、四、〇〇
臺南	三	三、三、一、五五	二〇〇	三、三、二、四	三	二、六、四七〇	七	一、八、五、四	三	一、三、一、六
合計	二、四、四	九、〇、六、六六	二、三、六	九、六、五、八二	二、三、三	一〇、八、九、八〇	二、四、一	一〇、八、九、〇九	二、〇、七	九、五、四、五三

(備考) 各店の合計額が合計欄の金額と一致せざるは圖未滿を切捨てた爲である。

日本勸業銀行に於ける水産資金貸付の一件當金額、期間及利率を一括して略述しよう。

(一) 一件當金額

水産資金の平均一件當貸付金額は財團抵當貸付が最も大で、漁業權抵當貸付之に亞ぎ、十人連帶並に割引手形及短期貸付は最も小額で、總平均約五千三百圓となつてゐる。其の詳細を掲げれば左の通である。

平均一件當貸付金額		不動產抵當		漁業權(定期)		工場財團		漁業財團		漁業組合	
年賦	平均	年賦	平均	年賦	平均	年賦	平均	年賦	平均	年賦	平均
三、一九六		四、六二六		三、二三五		一五〇、九七二		一〇六、六六七		二一三、七五〇	
						一三四、三五八		一〇六、三八五		一四七、二八六	
								四、九九五		六、七三六	
										五、〇三六	

一本邦に於ける水産金融の現状

一 本邦に於ける水産金融の現状

水産會	年賦	一、〇四二
水産會	平均期賦	三、二〇九
十人連帶	年賦	一〇、四三六
十人連帶	平均期賦	一、三一六
割引手形及短期貸付		二、九五九
割引手形及短期貸付		二、八五〇
短期貸付		二、一一九
短期貸付		五、二九二
總平均		

(二) 期間

法律上認められた貸付期間に付ては既に述べたが、從來實際取扱つた例を見るに、通常左の如き期間のものが最も多い。

不動産抵當	三—一五年位
漁業	三年内外
工場財團	一〇年内外
漁業財團	四—一〇年位

漁業組合	預金部資金	一五—二〇年位
漁業組合	自行資金	一〇—一五年位
水産會		一五—二〇年位
十人連帶		一—三年位

(三) 利率

最近十期間に於ける水産資金貸付の利率を示せば次表の通で、昭和十年上期に於ては水産會の五分五厘及宅地建物抵當の七分を除き孰れも六分五厘又は六分八厘となつてゐる。

日本勸業銀行水産資金貸付利率

種別	昭和十年		同九年		同八年		同七年		同六年		同五年	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期
水産會	五分五厘	五分五厘	五分五厘	五分五厘	五分五厘	五分五厘	五分五厘	五分五厘	五分五厘	五分五厘	五分五厘	五分五厘
漁業組合	六分五厘	六分五厘	六分五厘	六分五厘	六分五厘	六分五厘	六分五厘	六分五厘	六分五厘	六分五厘	六分五厘	六分五厘
漁業財團	六分八厘	六分八厘	六分八厘	六分八厘	六分八厘	六分八厘	六分八厘	六分八厘	六分八厘	六分八厘	六分八厘	六分八厘
工場財團	六分八厘	六分八厘	六分八厘	六分八厘	六分八厘	六分八厘	六分八厘	六分八厘	六分八厘	六分八厘	六分八厘	六分八厘
漁業	六分八厘	六分八厘	六分八厘	六分八厘	六分八厘	六分八厘	六分八厘	六分八厘	六分八厘	六分八厘	六分八厘	六分八厘

一 本邦に於ける水産金融の現状

種別	昭和十年		同 九 年		同 八 年		同 七 年		同 六 年		同 五 年	
	上 期	下 期	上 期	下 期	上 期	下 期	上 期	下 期	上 期	下 期	上 期	下 期
十人連帯	六・五	六・五	六・五	六・五	六・六	六・六	六・六	六・六	六・六	六・六	六・六	六・六
田畑鹽田	六・五	六・五	六・五	六・五	六・六	六・六	六・六	六・六	六・六	六・六	六・六	六・六
宅地建物	七・〇	七・〇	七・〇	七・〇	七・〇	七・〇	七・〇	七・〇	七・〇	七・〇	七・〇	七・〇

(備考) 一、△印を附したるは昭和八年五月より、×印を附したるは同年九月より、\*印を附したるは昭和九年三月より孰れも改正したる利率である。

二、本表は年賦貸付(但し漁業種は定期貸付)の利率を示したるものにして、工場財團及宅地建物の定期貸付は多少の差異あるも其の他は全部年賦及定期同率である。

最後に日本勸業銀行に於ける水産資金貸付の資金を見るに、不動産抵當貸付及漁業組合貸付中には預金部資金を含み、殊に漁業組合貸付の如きは預金部資金が九割六分餘を占め、水産貸付總額に於て同行資金三割三分、預金部資金六割七分の割合となつてゐる。

日本勸業銀行水産資金貸付額資金別内譯表 (昭和九年十二月末現在)

種別	資金別	預金部資金	自行資金	合 計	合計額に對する預金部資金の割合
不動産抵當	一五九、四七〇	一、一〇八、三九七	三〇九、五〇〇	一、二七七、四四〇	一三・六%
漁業種	—	五九、六四〇	五七九、六四〇	三〇九、五〇〇	—
工場財團	—	三八、四六〇	三八、四六〇	三八、四六〇	—
漁業財團	—	三三、三四二	六〇、八二五	六〇、八二五	—
水産業組合	五八四、九三三	一七、五三二	一七、五三二	一七、五三二	九・三%
十人連帯	—	三〇八、五二一	三〇八、五二一	三〇八、五二一	—
短期引手貸付	—	一〇、七〇〇	一〇、七〇〇	一〇、七〇〇	—
計	六〇四、二七九	三、〇二一、九八四	九〇六、三六六	三、〇二一、九八四	六六・六%

第四章 結 言

上述した處に依り明かなるが如く、現今我國に於ける水産金融は著しく梗塞してゐるが、其の程度は水産業の経営主體の組織及業態等に因り必しも同一ではない。即ち等しく水産業に従事する者と雖、會社組織に依るもの、如き資産

一 本邦に於ける水産金融の現状

信用の比較的大なるものは、銀行等の組織的金融機関を利用し得るも、其他の中小水産業者に至つては銀行との連絡が困難であつて、水産金融は概ね梗塞を免れないのである。而して我國に於ける水産業者は沿岸漁業に従事する中小水産業者が其の大部分を占めて居るのであつて、此等の水産業者が必要とする資金は主として漁船建造並に漁具購入資金、仕込資金及生計資金等である。尤も此等の資金は一年乃至五年前後の比較的中短期のものが多く、其の金額も一口二、三百圓乃至五、六千圓程度で、資金を必要とすること極めて切實なるものがある。然るに此等の水産業者は不動産、有價証券等を有すること少く、漁業権の如きも未だ十分に金融の擔保となつてゐない。又大型漁船は銀行金融の目的として相當利用せられてゐるが、斯かる漁船は漁船總數より見れば九牛の一毛にも足らない状況である。農業動産信用法は主として總噸數二十噸未満の小型漁船を資金化する目的を以て公布せられたが、漁船保險制度其の他の不備に因り未だ其の實績の見るべきものなく、大部分の漁船は金融の目的として活用せられてゐない。

現在我國に於ける水産金融は、多數の機關に依つて種々雑多な形式で無秩序に行はれてゐるが、其の性質に依り大體之を銀行金融、組合金融及個人金融の三種に大別することが出来る。而して此の中、魚問屋、無盡、頼母子、個人金貸業者等を包含する個人金融が水産金融の大部分を占めてゐる實情である。水産資金が其の融通諸條件に於て水産業者にとり極めて不利益なものが多いのは個人金融の多い爲であつて、水産金融が兎角圓滑を缺くのも亦實に此の點に存するのである。現在水産金融が梗塞してゐると謂はれるのは、昔に其の融通金額の寡少な許りでなく、融通に伴ふ諸條件が著しく不利なことを指稱するのである。

近年都鄙を通じて産業組合制度が急速な進歩發達を遂げ、漸次其の範圍を擴張して中小水産業者に相當の金融を行ふやうになり、又從來専ら漁業権の取得及組合員の共同施設を目的とした漁業組合が、最近漁業法の改正に依り金融機關としての機能を附與せられるに至つたので、今後は中小水産業者に對する金融機關として相當進展すべきものと思はれる。

尙水産業者に於ても進んで銀行、組合等を利用せんとするの氣運が漸次濃厚となり、舊來の個人金融、就中魚問屋は漸く昔日の地位を失墜せんとしつゝあるが、之を全國的に觀れば今尙侮るべからざる勢力を有し、今後漁村に於て組織的金融機關が急速に發達しない限り、此等の個人金融も水産金融上其の重要性を遽に失ふことはないであらうと思ふ。要するに水産金融機關としては、現在各種の機關があるけれども、未だ十分に其の機能を發揮して居るとは謂ひ得ない。而して其の原因が主として水産業の本質、抵當物件、借入申込人の資力信用等に存することは否み得ない處であるが、金融機關にも亦遺憾の點なしとしないのであるから、水産業者が資金の用途に應じて最も適當なる金融機關を選ぶことも極めて肝要なことではあるが、金融機關も亦我國水産業の重要性に鑑み、相提携して水産金融の疏通に努めなければならぬと思ふ。

二 漁業組合金融に就いて

## 二 漁業組合金融に就いて

### 目次

序	言	九頁
第一章 漁業組合の沿革		六
第一節 漁業法制定以前		六
第二節 漁業法制定以後		九
第二章 漁業組合制度の概要		一〇三
第一節 漁業組合の性質及び機能		一〇三
第二節 漁業組合の構成		一〇五
第三節 漁業組合の種類		一〇八
第四節 漁業組合聯合會		一二七
第五節 漁業組合に對する國家の助成並に監督		一三八

第三章 漁業組合の概況……………三三

第四章 漁業組合金融の現状……………三三

  第一節 概論……………三三

  第二節 漁業組合の需要資金……………三七

  第三節 漁業組合金融の状況……………四二

第五章 漁業組合金融の改善……………四二

  第一節 漁業組合業務の刷新と機能の擴充……………四六

  第二節 漁業組合金融の改善策……………四七

第六章 結論……………四七

## 二 漁業組合金融に就いて

### 序言

近時我國に於ける遠洋漁業は歐米諸國の長を採つて短を補ひ科學の進歩と共に著るしい躍進を續けてゐるが、沿岸漁業は尙未だ舊套を墨守するもの甚だ多く、漁業組織の如きも社會の進運に伴はないものが尠くない。従つて漁村民の生計は一般に急迫し負債の重壓に苦んでゐる實情である。此の不況を打開して沿岸漁業の振興を策するには漁村經濟の樹直しを行ふの外に途がない。

此の漁村經濟の更生を圖る爲には各種の對策を講ずるの要があるが、就中漁業組合の機構を革めて漁村金融の中心機關たらしめ、事業資金の融通に依りて漁業の發展を促すと共に高利債の低利借替を行ふて負擔の輕減を圖ることが最も肝要なことである。

今回改正せられた漁業法に於ては斯る精神に則り漁業組合の機能を擴充すると共に、組合をして眞に漁村に於ける經濟活動の中樞機關たらしむるに便ならしめたので、漁業組合は今後倍々發達の道程を辿つてゆくものと思はれる。従つて組合當事者が今回改正せられた法の精神を克く理解し、充分之を運營し得るに至らば、漁業組合金融も自ら疏

通し、漁業者の事業資金の調達は勿論高利債の低利借替も容易となり、漁村経済の更生上相當の成果を收め得ることを期待し得るであらう。

本調査は今回改正せられた漁業組合制度の概況と金融の實情を述べ、併せて漁業組合金融の改善策に付き若干の考察を加へることとした。

## 第一章 漁業組合の沿革

### 第一節 漁業法制定以前

我國に於て漁業に關する統一的法律制度が設けられたのは、明治維新以後諸般の法制が完備するに至つてからのことである。

明治維新以前の所謂藩政時代に在つては、各藩に於て各種の制度を設けてゐたので、漁業制度も地方に依り區々であつた。即ち三百の諸藩領主は夫々種川の制、魚附林、禁漁場等適宜の法規、條目を定めて保護取締の方法を講ずると共に、他方免租其他金穀を貸與して漁業の助成を爲したのである。然し乍ら大體に於て各地方共浦濱制度を採用してゐたことが窺はれるのである。浦濱とは漁業者の部落を指稱したもので、通常漁業上の特權が附與せられてゐたのであるが、浦濱内の各浦にも夫々特有の網漁業の權利が附與せられてゐたやうである。之は舊來の慣習を基礎とし

て定められたもので、此の浦濱には浦肝煎、浦年寄、大船頭等と稱するものがあつて諸般の事務を統轄してゐた。尙右の外にも役員があつて浦全般の事項に付き漁村民の意見を代表し藩廳に交渉してゐたやうである。又地方に依りては此の浦濱の部落内に更に網組と稱する團體があつた。之は漁業者の小團體で、通常地曳網組或は大網組と謂ふが如く網の名稱を附してゐたものである。此の團體には網元、網親なるものがあつて、漁夫を統率して漁業を行ひ、收益の幾割かを收得する代りに、漁業に要する費用一切を支出し而も曳子（漁夫）の生活を保護する慣習が存してゐた。又時には小部落の者が全部で網組を組織し平等に收益を分配する例もあつた。而して此の組合には網元と稱するものはなく四人の音頭と稱するものを置いて漁業を支配し漁具の管理を行はしめてゐた。

以上の如きもの、外に多少廣い範圍に亘り漁業者の團體が存してゐた。即ち東京灣に於ける西四十四ヶ浦組合及び其の後成立した東四ヶ浦組合等の如きは此の例であつて、之等は前記のものに比較すれば其の區域が廣く且東京灣内に於ける漁業上の事件を解決してゐたもの、如くである。又荏原郡に於ける御菜八ヶ組合の如きは品川獵師町より大森眞崎下桁に至る迄の區域内に住居してゐる漁業者を以て組織した團體であつて、現在の漁業組合聯合會と略同様な仕事を行つてゐたもの、如くである。

然るに明治維新以後に至り舊來の諸制度に急激なる變革が起り舊來の秩序慣行は覆され、永らく藩政の重壓下に呻吟してゐた漁業者は、自由に各地の漁場に出漁するに至つた。其の結果漁業に關する紛擾が各地に簇出し、其の弊害も亦極めて著るしいものがあつて到底現状の儘に放任することを許さぬ事態となつたのである。斯くて政府は明治八



年太政官布告第一九五號を以て從來漁業者が海面を區劃して施行した漁業の權利を否認し、今後は管轄廳に海面借用願を提出せしむ可き旨を公布した。之と同時に政府は太政官達第二一五號を以て沿海府縣に對し許可の都度之を内務省に届出づ可き旨の訓令を發したのである。然るに其の實施に際し漁業者間に借用區域に付き紛擾を來した爲に、明治九年政府は更に太政官達第七十四號を以て沿海府縣に對し從來の慣行を重んじ漁業を爲し得る様訓令を發すると共に、借用料は之を廢止し府縣が適當に府縣税を課し得ることに改めたのである。然るに之れ亦慣行範圍の不明確と漁場の紛擾の爲充分の効果を收めることが出来なかつたので、農商務省に水産局の設置された翌年の明治十九年に、漁業組合準則を制定し之が對策を講ずることとなつた。即ち其の主眼とする處は(一)漁業に従事する者は適宜區域を定めて組合を設けると共に規則を定め管轄廳の認可を受けること、(二)組合の目的は營業の弊害を矯正し利益を増進するに在ること、(三)組合の規約中に捕魚採藻の時期、漁具漁法及び採藻の制限、漁場區域に關する事項其の他必要なる事項を定めること等である。従つて此の漁業組合準則は漁業組合に於て自治的に漁業上の秩序維持並に保護等に當ることを原則としてゐる。

農商務省は此の漁業組合準則と同時に、一仔魚介苗其の他未成長の苔藻等を濫りに採捕せざること、並に各地の實情に應じ適宜之が制限を設けることを各地方長官に通達したので、各府縣に於ては之に基き夫々漁業取締規則を設け其の取締を勵行したのである。然し乍ら各種の漁業を各府縣毎に取締ることは、漁業に關する權利義務關係の確立及び漁業取締規則の統一上より觀て弊害及び缺點が多かつた爲に、漸く統一的漁業法典の制定が一般に要望せらるゝに至つた。

斯くて明治二十六年第五回帝國議會に始めて議員より漁業法案の提出を見たが、衆議院解散の爲不成立となり、同二十八年第八回帝國議會に再び提案せられたが、漁業權の免許期間に關して反對があり是れ亦不成立に終つた。次いで明治三十二年に至り第十三回帝國議會に初めて政府より漁業法案が提出されたのである。此の法案は貴族院を通過したが、衆議院に於て漁業權の性質及び紛擾に關する裁判權に付て反對があり終に否決せられた。翌三十三年政府は再び該法案を議會に提出したが、漁業權の性質に疑義があつたので、之亦否決せらるゝに至つた。

超えて明治三十四年の第十五回帝國議會に三度政府より漁業法案が提出せられ、多少の修正を加へられたが、遂に法案の成立を見たのである。是れ舊漁業法であつて、之に依り漁業組合の設置が漁業法に根據を持つに至つた。

要之、此の時期に於ける漁業上の諸問題は殆ど漁業權を中心として論ぜられ、舊漁業法制定當時に於ける漁業組合の如きものも、舊來の慣習に従ひ漁業權の主體として定められたもので、舊藩時代に於ける浦濱制度に法的根據を與へたものに過ぎないのであつた。

## 第二節 漁業法制定以後

我國に於て漁業組合を法規上認めめたのは、明治十九年農商務省令第七號の漁業組合準則を以て嚆矢とする。

當時の漁業組合は一定の地區内の漁業者を以て組織し、主として水産動植物の蕃殖保護、漁業取締等を行ふことを

目的とせるもので、其の性質及び機能は寧ろ今日の水産組合に類似してゐた。然るに明治三十四年に舊漁業法が制定せられた結果、従来の漁業組合は水産組合として存置することとし、別に漁業組合の制度を設けたのである。之に依れば(一)一定の区域内に住所を有する漁業者は行政官廳の認可を得て漁業組合を設置するを得ること、(二)組合自らは漁業を営むことを得ざるも、漁業権の享有及び行使には權利義務の主體たり得ることを規定してゐる。斯くして漁業組合は漁業権の主體となることを得、地先水面専用漁業権を附與されたのである。而して組合が漁業権或は入漁権を享有して組合員に之を行使せしむることが漁業組合本來の使命であつて、地先水面専用漁業権に付、漁業組合のみが免許を與へ其の處分には特に行政官廳の認可を必要としたるが如きは、實に此の間の事情を物語つてゐると謂ふべきであらう。

漁業組合は舊漁業法の規定に於ては上述の如き機能を有してゐたが、漁村の經濟的活動には未だ何等の効果も齎らさなかつた。従つて漁業組合の機構改善が屢々提唱せられ、明治四十三年の改正に於ても政府は特に此の點を考慮し、(一)新に漁業組合聯合會を認め、(二)漁業組合の目的を單に漁業権の享有又は行使に限定することなく、組合員の漁業に關する共同施設を爲すことを得せしめ、(三)組合地區は從來漁業者の部落を原則としたのを市町村又は漁業者の部落とすることに改め、(四)組合の有する地先専用漁業権又は入漁権に關し組合員の權利を明かにし、(五)組合及び聯合會を法人としたのである。右の改正中特に重要なのは産業組合に倣ひ組合員の漁業に關する共同の施設を爲し得る様改めた點であつて、此の共同施設は明治四十四年二月農商務省訓令第一號に依り次の如きものが擧げられてゐる。

- 一、漁港、波止場、船揚場、乾場、魚揚場、生洲、貯水場、其他共同施設に必要な營造物の設置に關すること。
- 二、人工漁礁の築設其他漁場の利用に關すること。
- 三、魚附林其他漁業に關し必要な森林の保護及び設置に關すること。
- 四、暴風雨警報に關すること。
- 五、遭難救助及び遺族救済に關すること。
- 六、漁獲物又は漁獲物製品の共同販賣に關すること。
- 七、漁獲物の共同製造に關すること。
- 八、餌料其他漁撈及び漁獲物製造に要する原料又は物品の共同購買に關すること。
- 九、漁獲物、漁獲物製品、餌料其他の共同運搬に關すること。
- 十、漁業資本の供給に關すること。
- 十一、貯金の獎勵に關すること。
- 十二、組合員の訓育及び啓發に關すること。

尙大正十四年に實施された漁業共同施設獎勵規則は主として漁業組合の共同施設を獎勵するものであるが、其の獎勵事項として左に掲ぐる設備に獎勵金を交付することになつて居り、前者と相當の差があるが其の趣旨に於ては別段變りがない。

- 一、船揚及び船溜設備
- 二、水産物の販賣設備
- 三、水産物の製造、加工及び處理設備
- 四、貯藏設備
- 五、漁船及び漁具設備
- 六、水産物の運搬設備
- 七、水産物の養殖設備
- 八、漁船救難設備

斯くの如く漁業組合が共同施設を行ふことを認めたのであるが、實際に付て之を觀るに三千八百七十餘の漁業組合中共同施設事業を行つて居る組合は二千八百六十三組合で總體の約七割四分を占めてゐる。然し乍ら同一組合で二種以上の事業を行つて居るものが相當存するので、實際は之より遙かに僅少である。漁業組合は上述の如く自ら漁業を營むことを得ず單に組合員たる漁業者の爲に漁業上必要なる共同施設を爲すに止まるのみで、産業組合の如く資本團體として經濟活動を行ふことを得ない。従つて斯る機構の組合は組合員の漁業經營を助成し或は漁家經濟を改善する等漁村振興の衝に膺るものとしては甚だ物足りないものがあつた。

茲に於て漁業組合の組織を改めて出資制度の資本團體組織と爲すべしとの議論が水産業者間に強く主張せらるゝに至つた。農林當局は當初斯る組織變更に反對の意嚮のやうであつたが、遂に漁業界多年の要望を容れて第六十四回帝國議會に漁業法の改正案を上程し、其の協賛を得て之を公布するに至つた。

即ち改正漁業法に於ける漁業組合は漁業權若しは入漁權を取得し又は漁業權の貸付を受け、組合員の漁業又は其の經濟の發達に必要な共同の施設を爲すことを得るものとし、且新に出資制度及び責任組織を有する漁業組合と出資制度を採らずして責任組織のみを有する漁業組合との二種を認むると共に、組合員の漁獲物の加工、保藏、運搬、販賣又は組合員の經濟の發達に必要な物資の供給等の事業を行ふ漁業組合は此の二種のものに限ることとした。又漁業

組合聯合會に付ては其の構成員を新に認められた二種の漁業組合及び漁業組合聯合會に限り、且總て出資制度及び責任組織を有するものとしたのである。

此の改正は組合の機能を整備充實して我國古來の美風である隣保共助の精神に基き漁業組合を漁村の産業經濟團體として活動せしめんとするもので、漁村經濟の更生を圖る方策として極めて適切なものである。

## 第二章 漁業組合制度の概要

### 第一節 漁業組合の性質及び機能

#### 1. 漁業組合の性質

漁業組合は既述せる如く漁業權若しは入漁權を取得し又は漁業權の貸付を受け、組合員の漁業又は其の經濟の發達に必要な共同施設を爲すことを目的とするもので、一定の地區内に住所を有する漁業者が行政官廳の許可を得て設立したる社團法人である。

今漁業組合の性質を説明すれば左の如くである。

(一) 漁業組合は社團法人である。

漁業組合は漁業法第四十三條に「之を法人とす」と規定してゐるが、一定の地區内に住所を有する漁業者を組合員と

し、其の共同の利益を増進することを目的とするものであるから社團法人と謂ふべきであらう。尤も漁業組合中漁業協同組合に限り漁業者以外のものと雖も組合規約の定むる所に依り組合の地區内に住所を有するものは組合へ加入することが認められてゐる。又國其他國家公共の事業の爲に存するものではないから、其の性質は公法人に非ずして私法人である。尙公益法人なりや營利法人なりやに付ては議論の存する所であるが、産業組合と同じく兩者の孰れにも屬せざる一種特別の法人であると解するのが妥當であらう。

(二) 漁業組合は一定の目的の範圍内に於て人格を有する。

法人は法令の規定に従ひ定款又は寄附行爲に因りて定まりたる目的の範圍内に於てのみ權利義務の主體たり得るものである。而して漁業組合は漁業權若しくは人漁權を取得し又は漁業權の貸付を受け組合員の漁業又は其の經濟の發達に必要な共同施設を爲すことを目的とするものであるから、此の目的の範圍内に於てのみ人格を有する。

(三) 漁業組合は一定の地區内に於て住所を有する漁業者の設立したものでなければならぬ。

漁業組合の發展は組合員の協力が俟たなければならぬのであるから、組合の區域が廣きに失するときは組合員相互の協力が困難となり共同施設を行ふ障害となるとの理由からして漁業組合の地區は市町村、又は市町村内の漁業者の部落に限定されてゐる。

(四) 漁業組合は行政官廳の設立許可を必要とする法人である。

漁業組合の事業は多少公益的な性質を有するので、之が設立には地方長官の許可を受くることを要する。

#### ロ、漁業組合の機能

漁業組合は前述の如く漁業權若しくは人漁權を取得し又は漁業權の貸付を受け組合員の漁業又は其の經濟の發達に必要な共同の施設を爲すことを目的とするのであるが、之が爲には左の事業を行ふのである。

- 一、水産動植物の蕃殖保護其他漁場の利用に關する施設
- 二、船溜、船揚場、漁礁其他組合員の漁業に必要な設備の設置
- 三、組合員の漁獲物其他の生産物の加工、保藏、運搬又は販賣に關する施設
- 四、組合員の漁業又は其の經濟の發達に必要な物又は資金の供給に關する施設
- 五、組合員の遭難防止又は遭難救恤に關する施設
- 六、前各號に掲ぐるもの、外組合の目的を達するに必要な施設

### 第二節 漁業組合の構成

#### イ、漁業組合の設立

一定の地區内に住所を有する漁業者は行政官廳の許可を得て組合を設立することを得るが、其の設立には五人以上の發起人を要する。發起人は漁業組合の地區内に住所を有する漁業者の三分の二以上の同意を得たときは、遲滞なく創立總會を招集することを要する。創立總會が終了したときは發起人は漁業組合設立許可の申請を爲し當該地方

長官の許可を受けねばならない。

漁業組合は地方長官の設立許可に依りて成立するが、其の設立を以て第三者に對抗する爲には漁業組合の主たる事務所の所在地に於て設立登記を爲すことが必要である。漁業組合設立の登記は組合設立の日より二週間内に爲すべきである。登記すべき事項は(一)漁業組合の目的、名稱、地區、事務所、存立時期又は解散の事由を定めたるときは其の時期又は事由、(二)設立許可の年月日、(三)理事及び監事の氏名及び住所、(四)漁業法第四十三條の二第一項第三號又は第四號の事業を行ふ組合に在りては其の組織、(五)漁業協同組合に在りては出資一口の金額及び其の拂込の方法であつて、之等の登記事項に變更を生じたるときは二週間以内に其の登記を爲すことを要する。

#### ロ、漁業組合の機關

漁業組合には議決機關として組合員總會又は總代會があり、執行機關及び代表機關として理事、假理事があり、監査機關として監事がある。

組合員總會とは組合規約又は漁業組合令の規定に基き組合を構成して居る組合員全部が參集して開く會議であり、通常總會と臨時總會との二種がある。

組合員總會は組合の目的の範圍内の事項に付て漁業組合の意思を決定する権限を有するは勿論、理事及び監事に對する監督權をも有してゐる。

總代會は組合員總會に代るべき意思機關として規約に定められたもので總會に關する規定の準用があるが、其の決

議事項は漁業組合令第三十條に制限せられてゐる。

理事は總會に於て組合員中より選任するのであるが、特別の事由あるときは組合員に非ざる者と雖も選任し得るのである。

理事數人なるときは組合の事務は規約に別段の定めなき限り理事の過半數を以て決定する。又理事は規約に違反せざる限り總て組合の事務に付組合を代表し得るのである。

理事は漁業組合の代表及び執行機關であるが、特定の事項に付臨時急施を要し總會を招集するの暇なきときは、専決處分を爲し次の總會に於て其の承認を求むるの權限がある。

理事が死亡、辭任、其の他の事由に依りて缺けたるときは監事が理事の職務を代行し得るも其の期間は三ヶ月を超ゆることを得ない。此の場合の監事は漁業組合の執行機關であり、代表機關であることは謂ふ迄もない。

#### 假理事

理事が死亡、辭任、其の他の事由に依りて缺員となり或は監事の理事職務代行期間たる三ヶ月を経過するも尙理事の職務を行ふ者がなきときは、地方長官に於て假理事を選任し理事の職務を行はしむることを得る。

#### 監事

監事は漁業組合の財産及び事務執行の状態を監査する権限を有してゐる。

#### ハ、漁業組合の解散

漁業組合は解散事由の發生に依りて消滅するのであるが、漁業組合令は解散事由として左の場合を列挙してゐる。

- 1、規約に定めたる事由の發生
- 2、組合員が五人未満となりたる時
- 3、組合の決議
- 4、組合の合併
- 5、組合の分割
- 6、組合の破産
- 7、行政官廳の處分

### 第三節 漁業組合の種類

改正漁業法は漁業組合の機能を擴充する爲に、漁業組合を組合員の責任の定めなき組合と責任の定めある組合とに區別したので、漁業組合は（イ）従來の漁業組合、（ロ）無限又は保證責任組織漁業組合、（ハ）漁業協同組合の三種となる譯である。

#### 第一、従來の漁業組合

従來の漁業組合は單に漁業權若しは入漁權を取得し又は漁業權の貸付を受ける所謂漁業權中心の組合であつて、左の如き制限の存する外は従來通り其の存立が認められてゐる。

- (イ) 新に擴充されたる組合の機能に屬する組合員の經濟の發達に必要な共同施設を爲し得るは本法施行後五箇年以内に限ること。
- (ロ) 既に漁業組合聯合會を組織してゐる場合には、其の聯合會は本法施行後五箇年を限り存続するも、期間満了と同時に解散すること。

尙此の組合は改正法に依る聯合會に加入する資格を有して居らない。

#### 第二、無限又は保證責任組織の漁業組合

従來の漁業組合が無限責任又は保證責任組織に変更された場合の漁業組合である。漁業協同組合の如く出資を必要とせず唯組合財産を以て債務を完済することを得ざる場合に、組合員の全員が自己の總財産を以て組合の債務に付責任を負擔するか（無限責任漁業組合）、又は組合員が組合の經費負擔額の外一定の保證金額を限度として責任を負擔する組織の漁業組合である（保證責任漁業組合）。此の組合は漁業協同組合と同様經濟的事業を行ひ得ると共に聯合會の設立に参加することが出来るのである。

#### 第三、漁業協同組合

特定の經濟行爲を行ふ漁業組合には組合員の出資を認め之を漁業協同組合と稱する。

此の組合は改正法に依り新に認められたもので、其の責任組織は法律上無限、有限及び保證責任の三種としてゐる。無限責任の組合は組合財産を以て其の債務を完済すること能はざる場合に於て組合員の全員が連帶無限の責任を負擔し、有限責任の組合は組合員の全員が經費負擔額の外其の出資額を限度として責任を負擔し、保證責任の組合は組合財産を以て其の債務を完済すること能はざる場合に於て組合員の全員が其の出資額及び經費負擔額の外一定の金額を限度として責任を負擔するものである。

今漁業協同組合の特質を擧ぐれば左の如くである。

一、出資制度

従来の漁業組合は組合収入を以て経費を支辨し難き場合組合員に経費を分賦する所謂経費負擔制度であるが、漁業法の改正で新に組合員の経済の發達に必要な共同施設を爲すことを得るに至つた結果、従来よりも組合事業の擴張が豫想せらるゝのみならず、第三者との取引關係も亦相當複雑になるので、新に組合員に出資するの途を拓いたのである。斯くて對内的には組合資力の充實を圖り、對外的には組合信用の増加に依る取引の圓滑を期することゝなつた。

漁業協同組合の組合員は出資一口以上を有することは當然であるが、其の出資一口の金額は三十圓以内に於て一定し且第一回拂込の金額は出資一口の金額の十分の一を下ることを得ない。又組合員一人の出資口数は三十口以内とし特別の事由あるときは規約の定むる所に依り五十口迄増加することを得るの規定を設けて特定人の勢力増大を防止したのである。

要之漁業組合が漁村の産業經濟の中樞機關として充分の活躍を爲し、其の行ふ販賣、購買等の諸事業の圓滿なる遂行を圖る爲には先づ組合の信用を確實にすることが最も必要である。然し乍ら漁村現下の實狀に鑑みるときは特定の經濟行爲を行ふ總ての漁業組合に對し出資を要求することは甚だ困難なるのみならず、組合に依りては出資制度を採らなくとも斯る事業を行ひ得るものがあるから、出資制度を採用せずして特定の經濟施設を行ふ組合の責任組織に付ては前に述べたるが如く無限責任又は保證責任の孰れかと爲したのである。

二、組合員の經濟の發達に必要な共同施設

従来の漁業組合に於ても漁業資本の貸付、共同販賣、共同購買、設備の利用等の共同施設を行つてゐたのであるが、今回の改正に依り其の經濟的活動の範圍を一層擴張して漁村經濟の振興に資することゝしたのである。

尙從來漁業組合の行ふ漁業に關する共同施設は別個に解釋的訓令を以て指定したるに止つてゐたが、改正漁業法に於ては左記の如く之を法律に明記してゐる。

- (一) 水産動植物の蕃殖保護其他漁場の利用に關する施設
- (二) 船溜、船揚場、漁艇其他組合員の漁業に必要な設備の設置
- (三) 組合員の漁獲物其他の生産物の加工保藏運搬又は販賣に關する施設
- (四) 組合員の漁業又は其の經濟の發達に必要な物又は資金の供給に關する施設
- (五) 組合員の遭難救恤に關する施設
- (六) 前各號に掲ぐるものゝ外組合の目的を達するに必要な施設

尙漁業組合の共同施設中例之船揚場、魚揚場等公共的の性質を有する設備に付ては、組合員の利用上支障なき場合に限り組合員以外にも命令の定むる所に依り之を利用せしむることを得る旨を規定してゐる。即ち農林省令第十七號第一條は員外利用を許す施設の範圍を次の如く定めてゐる。

- 一、船揚場、魚揚場、乾場、蓄養場其他の設備
- 二、漁獲物の保藏、運搬又は販賣に關する設備

三、給水設備、電気設備、又は浴場

三、漁業自營

従來の漁業法では漁業組合は自ら漁業を營むことを得なかつたのであるが、今回の改正に依り組合員の大多數が同意し且組合員の漁業と衝突せざる漁業にして危険性少きものに付ては、行政官廳の許可を得たる場合に限り漁業組合の漁業自營を認めることとなつた。

尤も農林大臣の許可は(1)漁業協同組合の有する漁業權又は入漁權に屬する漁業に付次の場合の孰れかに該當し且(2)組合事業の經營に支障を生ずる虞なしと認められた場合に限るのである。

一、組合の行ふ水産動植物の増殖施設又は蕃殖保護の効果を擧ぐる爲其の水産動植物を目的とする漁業に付其の統制を必要とする場合

二、寄魚漁業、建切網漁業、地曳網漁業其の他多數者の協力操業を必要とし且農林大臣の指定したる漁業に付組合員の多數を操業に参加せしめて營む場合

而して農林大臣の指定したる漁業を示せば左の如くである。

- 1、寄魚漁業
- 2、建切網漁業
- 3、建廻網漁業
- 4、地曳網漁業
- 5、船曳網漁業
- 6、旋網漁業
- 7、敷網漁業
- 8、寄網漁業

尙漁業協同組合は規約の定むる所に依り組合の地區内に住所を有する者にして漁業者に非ざる者をも組合員と爲し

得るのである。

漁業組合員は原則として漁業者に限定せられてゐるが、從來と雖も非漁業者で組合員たるものが存してゐた。而して今後は出資を蒐むる關係もあるので、地方の事情に應じて非漁業者をも組合員たらしめたのである。

四、漁業協同組合の財政

漁業協同組合は組合の財政的基礎を必ずしも基金制度に求むるの要なく、法定又は任意準備金制度に依り得るもので、規約に定めた準備金の額に達する迄毎事業年度の剰餘金の四分の一以上の積立を爲すことを要する。而して此の準備金の額は出資金額を下ることを得ない。尙組合剰餘金は組合員が出資の拂込を完了するに至る迄は其の拂込に充當することを要するが、取扱ひたる物の數量、價格其の他事業分量に對して配當す可き剰餘金は此の限りではない。

而して剰餘金の配當は、(1)取扱ひたる物の數量價格、(2)其の他事業の分量、(3)拂込みたる出資額に對するもの、外之を爲すことを得ないが配當額に付て次の如き制限がある。

(一) 取扱ひたる物の數量、價格其の他事業の分量に對して配當す可き剰餘金にして出資の拂込に充てざるものは、拂込みたる出資額が出資總額の二分の一に満たざる場合に限り、配當す可き剰餘金の二分の一を超ゆることを得ない(農林省令第十七號第十一條第二項)。

(二) 拂込みたる出資額に對する剰餘金配當の率は年六分を超ゆることを得ない。但特別の事由あるときは規約の定むる所に依り年一割迄之を増加することを得る(同條第三項)。



二 漁業組合金融に就いて

一一四

剰餘金の處分に付ては損失を補填したる後に非ざれば之を爲すことを得ざるものとし、組合財政の安全鞏固を期してゐる（漁業組合令第四十四條の四）。

漁業協同組合に非ずして責任組織を有する組合の剰餘金の配當は取扱ひたる物の數量、價格其他事業分量に對するの外之を爲すことを得ない。

尙特定の經濟行爲を爲す組合即ち漁業法第四十三條ノ二第一項第三號又は第四號の事業を行ふ組合は普通の漁業組合が採用してゐる豫算制度の方法に依らずして産業組合の如く貸借對照表制度を採ることとし、唯組合員に經費を賦する場合に限り其の經費の部分に付ては收支豫算及び決算書を作成することとしてゐる（漁業組合令第二十五條第三項及び第四十條第二項）。

以上改正漁業法に依る漁業組合の種類の概要を述べたが、現在の漁業組合は改正漁業法の施行後五箇年間に其の組織を變更して結局（一）新に出資制度の組合となるか（二）非出資の儘責任組織の組合となるか（三）組合の事業を整理縮少して經濟的施設を廢止するかの孰れかに改變せられることにならう。

昭和十一年八月一日現在に於ける漁業組合の改組状況を觀るに左の如くである。

漁業組合組織變更調（昭和十一年八月一日現在）農林省水産局

道府縣別	組合數	組織		計	昭和八年法 附則第三條 ノ組合	昭和八年法 附則第三條 以外ノ組合
		漁業協同組合	非出資責任組合			
北海道	一六	二八	一	二九	〇	二九
青森	一〇	一〇	〇	一〇	〇	一〇
岩手	一〇	一〇	〇	一〇	〇	一〇
秋田	一〇	一〇	〇	一〇	〇	一〇
山形	一〇	一〇	〇	一〇	〇	一〇
福島	一〇	一〇	〇	一〇	〇	一〇
茨城	一〇	一〇	〇	一〇	〇	一〇
栃木	一〇	一〇	〇	一〇	〇	一〇
群馬	一〇	一〇	〇	一〇	〇	一〇
神奈川	一〇	一〇	〇	一〇	〇	一〇
東 京	一〇	一〇	〇	一〇	〇	一〇
北 關	一〇	一〇	〇	一〇	〇	一〇
北 陸	一〇	一〇	〇	一〇	〇	一〇
中 部	一〇	一〇	〇	一〇	〇	一〇
山 梨	一〇	一〇	〇	一〇	〇	一〇
静 岡	一〇	一〇	〇	一〇	〇	一〇
愛 知	一〇	一〇	〇	一〇	〇	一〇
中 部	一〇	一〇	〇	一〇	〇	一〇
山 西	一〇	一〇	〇	一〇	〇	一〇
長 岐	一〇	一〇	〇	一〇	〇	一〇
岐 阜	一〇	一〇	〇	一〇	〇	一〇
伊 豆	一〇	一〇	〇	一〇	〇	一〇
伊 豫	一〇	一〇	〇	一〇	〇	一〇
伊 勢	一〇	一〇	〇	一〇	〇	一〇
美 濃	一〇	一〇	〇	一〇	〇	一〇
山 陽	一〇	一〇	〇	一〇	〇	一〇
山 陰	一〇	一〇	〇	一〇	〇	一〇
北 海	一〇	一〇	〇	一〇	〇	一〇
道 南	一〇	一〇	〇	一〇	〇	一〇
計	一〇	一〇	〇	一〇	〇	一〇

二 漁業組合金融に就いて

一一五

道府縣別	組合數	組 織 設 定		計	昭和八年法律第三條ノ組合	昭和八年法律第三條ノ外ノ組合
		漁業協同組合	非出資責任組合			
近畿	九〇三三五	二	一	三	四	一
東京	一〇三三五	一	一	二	二	一
兵衛	九〇三三五	一	一	二	二	一
和歌山	九〇三三五	一	一	二	二	一
中 國	二〇九〇元	一	一	二	二	一
島 根	二〇九〇元	一	一	二	二	一
廣 島	二〇九〇元	一	一	二	二	一
四 國	二〇九〇元	一	一	二	二	一
德 島	二〇九〇元	一	一	二	二	一
香 川	二〇九〇元	一	一	二	二	一
高 知	二〇九〇元	一	一	二	二	一
九 州	二〇九〇元	一	一	二	二	一
福 岡	二〇九〇元	一	一	二	二	一
長 門	二〇九〇元	一	一	二	二	一
熊 本	二〇九〇元	一	一	二	二	一
大 分	二〇九〇元	一	一	二	二	一
宮 崎	二〇九〇元	一	一	二	二	一
鹿 兒 島	二〇九〇元	一	一	二	二	一
沖 縄	二〇九〇元	一	一	二	二	一
合 計	四、〇〇四	三六	四五	八一	九二	一一〇

### 第四節 漁業組合聯合會

從來の漁業組合で組合員の經濟の發達に必要な共同施設を爲すことを得ざる組合は漁業組合聯合會に加入することを得不い、漁業協同組合及び責任組織の漁業組合は聯合會を設立し之に加入することを得る。

即ち漁業法改正の結果漁業組合聯合會は次の三種となつた譯である。

#### 一、從來の漁業組合聯合會

改正漁業法施行前の漁業組合聯合會にして純經濟的事業を行はざるものは改正漁業法施行後五箇年を限つて其の存立を認めらるゝが、昭和十四年八月一日迄に新組織に改變せざる限り當然解散するものである。

#### 二、保證責任漁業組合聯合會

#### 三、有限責任漁業組合聯合會

漁業組合聯合會は漁業組合及び漁業組合聯合會の共同の目的を達する爲、行政官廳の許可を得て設立されるもので、其の性質は法人であり、特定の經濟行爲を行ふ漁業組合及び漁業組合聯合會を以て構成するのである。而して漁業組合聯合會の組織は有限責任及び保證責任の二種とし其の活動範圍も亦漁業組合の目的外に出ることを得不い、其の範圍内に於ては一部の事業を行ふ場合と雖も聯合會を設立することを得る。又聯合會は地先水面専用漁業權の免許を受くることを得不い、漁業組合と同様諸種の特典を有してゐる。

尙左記の規定は漁業組合聯合會に準用せられる(第四十四條第六項)。

第四十三條第三項(漁業自營の禁止) 第四十三條ノ二(漁業組合の事業) 第四十三條ノ三第二項乃至第四項(出資口數、出資一口金額の均一、出資一口金額の最高限) 第四十三條ノ四(組合經費の分賦) 第四十三條ノ五第二項(責任の範圍) 第四十三條ノ六(無限責任又は保證責任組合の脱退組合員の責任) 第四十三條ノ七(同上組合加入組合員の責任) 第四十三條ノ十(過怠金の徴收)。

右の如く漁業組合聯合會は從來と全く異なり其の構成者及び組織に付ては全く新たな規定が設けられ且必ず出資制度を採ることとなつた。

要之漁業協同組合及び經濟行爲を行ふ責任組織の漁業組合は改正漁業法に依りて聯合會を組織することを得るのであるが、聯合會も亦他の聯合會或は右に述べたる組合と共に聯合會を組織し得るのみならず、全國漁業組合聯合會をも組織し得るのである。而して此の聯合會は産業組合に於ける全購聯、全販聯を合せたものよりも更に複雑なる事業を經營するに至るであらうと思はれる。

## 第五節 漁業組合に對する國家の助成並に監督

### イ、漁業組合に對する助成

漁業組合は漁村の維持發達を圖る一手段として設けられた制度であるから、國家は之に特別な保護を加へ適當に指

導監督することは産業行政上最も必要なことである。法律は漁業組合に對して左の如き特典を附與してゐる。

- 一、漁業組合に限り地先水面専用漁業權の免許を與へてゐる(法第五條第二項)。
- 二、漁業組合に對しては所得税、營業收益税が免ぜられてゐる(法第四十五條)。
- 三、登録税の免除。
- 四、出資證券の印紙税は産業組合と同様三錢に輕減せられてゐる。
- 五、漁業組合に對しては特殊銀行をして抵當を徵することなく年賦償還又は定期償還の方法に依る資金の融通を爲さしめてゐるが尙預金部の低利資金の轉貸をも行はしめてゐる。
- 六、共同施設補助金の交付。

### ロ、漁業組合の監督

漁業組合の直接の監督者は地方長官であつて、組合をして事業其他組合事務一般の報告を爲さしむると共に、經費の分賦收入方法、起債、規約の變更、組合の解散合併又は分割等に付ては地方長官の認可を受けしめてゐる。尙監督官廳は組合の事業及び財産の狀況を檢査する外監督上必要な命令又は處分を爲すことを得る(法第四十七條)。又漁業組合の決議或は役員が行爲が法令、行政官廳の命令、規約に違反し又は公益を害し若は害する虞れありと認むるときは、行政官廳は其の決議の取消、役員の解職、組合の解散又は事業の停止を命ずることを得る(法第四十八條)。

以上の如く組合制度改正の爲漁業組合令其他關係勅省令の制定改廢が行はれ、漁業組合一般に關しては組合設立

の手續、總會又は總代會の決議事項に關する規定の整備、合併分割の場合に於ける債權者保護に關する手續等を改め、漁業協同組合に關しては登記規定の整備、組合の漁業自營に付ての總會の決議、非漁業者を組合員とする場合の總會の決議要件、組合員の有すべき出資口數、出資拂込及び持分の譲渡に關する權利義務、準備金の積立配當其の他剩餘金の處分制限に關する規定を設けたのである。尙商法及び商法施行法中、商人に關する規定を漁業組合に準用せしめて特定の經濟行爲を爲すに便ならしむると共に、漁業協同組合に非ざる責任組織の漁業組合にも出資、持分及び準備金の積立に關する事項等を除くの外は右と同一又は類似の規定に依りて之を律することゝなつた。又部落其の他之に準する區域を其の地區とする漁業組合が産業組合の組合員となり得る途を拓いたのは、漁業組合の信用事業に於ては貯金業務が認められて居らない爲特に金融の便を得せしめんとする趣旨に外ならない。

而して改正漁業法は上述の如く漁業組合に組合員の經濟の發達に必要な共同施設を爲すことを認むると共に出資制度をも採用したので、從來よりも組合事業の擴張が豫想せられるのみならず、其の基礎も亦一層鞏固となるであらう。殊に拂込まれた出資金は直ちに事業資金に振向け得られる許りでなく、組合資力の充實は一般の信用を博し事業資金の調達にも頗る便益を享くるであらう。尙從來漁業組合の債務辨濟は組合資産を以て限度とし組合員は何等の責任をも負擔しなかつたのであるが、今回の改正に依り組合員の責任限度が明瞭となり、組合員の資産も組合資力の一構成分子となり得るに至つたのである。従つて今後に於ける組合事業の遂行上極めて効果多きことゝ信ずる。

### 第三章 漁業組合の概況

明治三十四年四月法律第三十四號を以て舊漁業法が制定せられ、茲に初めて漁村を中心とした漁業組合制度が確立するに至つたので、全國の漁業者は漁村の維持經營上専用漁業權の免許を受くるの要ありとなし、之が設立に努めた結果、明治三十五年より同三十七年に亘りて全國各漁村に概ね漁業組合の設立を見たのである。現存の漁業組合の大半は明治年間に設立せられたもので、今之を府縣別に觀れば左の如くである。

大日本水産會、全國漁業組合名簿より作成

道府縣別	明治年間に設立	府縣別	明治年間に設立
東京	四七	千葉	一一一
京都	三〇	埼玉	一
大阪	二五	群馬	一
奈良	七四	茨城	五三
兵庫	一〇二	山形	一二
長崎	二一五	秋田	三五
新潟	一四三	福島	七五

道府縣別	せ明 ら治 れた 間 る に 設 立 の 別	府 縣 別	せ明 ら治 れた 間 る に 設 立 の 立
石川	一四三	岐阜	一
富山	九	長野	二
島根	三四	宮城	九六
岡山	九八	福島	九六
広島	七五	岩手	三四
山梨	一〇〇	青森	五六
和歌山	一三五	香川	九〇
徳島	三八	愛媛	七三
徳島	八三	高知	一三七
三木	一	福岡	一〇九
三重	一三九	大分	八〇
愛知	一〇九	佐賀	八五
静岡	一七七	熊本	五一
山梨	一	宮崎	九一
滋賀	一〇	鹿兒島	五〇
			六一
合 計	二〇		三、一九〇
沖 縄 道	七		
北 海 道	七		

今大正十三年より昭和八年に至る拾箇年間の漁業組合の組合数並に組合員数の概況を示せば左の如くである。

年 次	組 合 数	組 合 員 数	一組合平均組合員数
大正十三年	三、七五九	四五五、八五六	一一一
同 十 四 年	三、七九一	四七六、六七五	一二六
昭 和 元 年	三、八〇一	四九七、二七一	一三一
同 二 年	三、七八一	四七〇、九六二	一二五
同 三 年	三、八七〇	五〇九、八六三	一三一
同 四 年	三、八九二	五一二、七六一	一三一
同 五 年	三、八七五	五二六、五七九	一三六
同 六 年	三、九二八	五四六、六二二	一三九
同 七 年	三、九五七	五五五、七三六	一四〇
同 八 年	三、九八〇	五七〇、〇五六	一四三

(備考) 農林省統計表に據る。

二 漁業組合金融に就いて

二 漁業組合金融に就いて

更に昭和八年度末現在に於ける組合員数別漁業組合の地方別状況を観るに左の如くである。

道 府 縣 別	組合員数別				組合員数	漁業組合聯合會	
	50人以下	51-100人	101-500人	500人以上		聯合會数	加入組合数
北海道	15	19	4	1	39,103	2	0
青森	7	25	2	0	14,368	1	0
岩手	0	15	2	0	2,618	1	0
宮城	4	6	0	2	1,041	3	1
福島	7	4	1	1	3,423	1	0
茨城	7	6	3	1	4,531	1	0
千葉	2	6	3	1	2,790	4	1
東京	2	6	0	0	1,585	1	0
神奈川	5	5	1	0	2,788	1	0
静冈	4	5	1	0	2,709	1	0
愛知	3	5	1	0	1,851	1	0
三重	3	5	1	0	2,766	1	0
和歌山	3	3	1	0	2,405	3	0
合計	153	191	24	15	107,744	32	6

道 府 縣 別	組合員数別				組合員数	漁業組合聯合會	
	50人以下	51-100人	101-500人	500人以上		聯合會数	加入組合数
大阪	2	2	1	1	2,376	1	1
兵庫	7	7	2	1	15,351	1	1
岡山	3	6	1	1	18,835	1	1
広島	6	3	1	1	16,494	1	1
山口	4	3	1	1	20,589	1	1
山梨	4	7	1	1	16,895	1	1
愛媛	3	7	1	1	7,585	1	1
香川	3	6	1	1	5,101	1	1
徳島	3	2	1	1	1,370	1	1
高知	3	3	1	1	1,087	1	1
大分	5	2	1	1	7,143	1	1
宮崎	3	6	1	1	16,355	1	1
鹿児島	3	3	1	1	20,177	1	1
熊本	3	4	1	1	4,289	1	1
長崎	6	3	1	1	9,005	1	1
佐賀	2	3	1	1	10,939	1	1
福岡	3	3	1	1	15,883	1	1
島根	0	4	1	1	1,400	4	6
合計	100	117	24	15	112,511	32	6

二 漁業組合金融に就いて

道府縣別	組合員數別					組合數	組合員數	漁業組合聯合會聯合會數	組合數加入
	50人以下	51人以上100人以下	101人以上200人以下	201人以上300人以下	301人以上				
鳥取	2	5	10	10	1	38	5903	1	1
京都	20	16	24	20	1	81	6697	1	1
福井	59	34	30	36	5	164	7677	3	3
石川	26	33	24	20	1	104	8904	1	1
富山	4	6	2	2	1	15	10361	1	1
新潟	9	40	25	28	2	104	3553	1	1
山形	3	2	3	7	1	16	5465	1	1
秋田	5	2	1	0	1	9	6700	1	1
栃木	6	6	1	2	1	16	5246	1	1
群馬	1	1	1	1	1	5	2940	1	1
埼玉	3	2	2	0	1	8	1473	1	1
山梨	1	1	1	1	1	5	3000	1	1
長野	1	1	1	1	1	5	1700	1	1
岐阜	2	0	1	1	1	5	779	1	1
滋賀	7	3	8	1	1	19	6011	1	1
計	127	94	95	67	20	390	57056	20	20

道府縣別	100圓以下	101圓以上200圓以下	201圓以上300圓以下	301圓以上500圓以下	501圓以上1000圓以下	1000圓以上	計
鳥取	1	1	2	1	3	6	14
京都	2	2	3	2	1	10	18
福井	20	16	24	20	5	86	151
石川	26	33	24	20	1	104	188
富山	4	6	2	2	1	15	26
新潟	9	40	25	28	2	104	206
山形	3	2	3	7	1	16	29
秋田	5	2	1	0	1	9	18
栃木	6	6	1	2	1	16	32
群馬	1	1	1	1	1	5	10
埼玉	3	2	2	0	1	8	16
山梨	1	1	1	1	1	5	10
長野	1	1	1	1	1	5	10
岐阜	2	0	1	1	1	5	10
滋賀	7	3	8	1	1	19	39
計	127	94	95	67	20	390	703

(備考) 農林省水産局調に據る。

右に依れば組合員數五十人以下の組合が一千二百七十一にして最も多く總組合數三千九百八十の約三割一分強に當り、百人以上二百人以下の組合、五十一人以上五百人以下の組合、二百人以上五百人以下の組合順次に次ぎ、千一人以上の組合は最少にして其の數僅かに二十三に過ぎない。

次に昭和八年末現在に於ける經費別の漁業組合數を觀るに左の如くであるが、五百圓以下の組合は千九百を超え總組合數の略半數を占めてゐることは注目し價する。

經費別漁業組合及び同聯合會數 昭和八年度末

道府縣別	經費別						計
	100圓以下	101圓以上200圓以下	201圓以上300圓以下	301圓以上500圓以下	501圓以上1000圓以下	1000圓以上	
北海道	×	—	—	—	—	—	—
北海	×	—	—	—	—	—	—
道	—	—	—	—	—	—	—
府	—	—	—	—	—	—	—
縣	—	—	—	—	—	—	—
別	—	—	—	—	—	—	—
計	127	94	95	67	20	390	703

二 漁業組合金融に就いて

道府縣別	經費別	100圓以下	101圓以上 200圓以下	201圓以上 300圓以下	301圓以上 500圓以下	501圓以上 1,000圓以下	1,001圓以上 3,000圓以下	3,001圓以上 5,000圓以下	5,001圓以上 10,000圓以上	計
廣山										18
愛山										12
香島										4
徳島										2
高知										2
大分										2
鹿島										2
熊本										2
長崎										2
佐賀										2
福岡										2
島根										2
鳥取										2
京都										2
福井										2
計										118

二 漁業組合金融に就いて

道府縣別	經費別	100圓以下	101圓以上 200圓以下	201圓以上 300圓以下	301圓以上 500圓以下	501圓以上 1,000圓以下	1,001圓以上 3,000圓以下	3,001圓以上 5,000圓以下	5,001圓以上 10,000圓以上	計
青森										2
岩手										2
宮城										2
福島										2
茨城										2
千葉										2
東京										2
神奈										2
靜岡										2
愛知										2
三重										2
和歌										2
大和										2
兵衛										2
岡山										2
計										118



道 府 縣 別	費 別	道										計			
		石	富	新	山	秋	栃	群	埼	山	長		岐	滋	奈
	100圓以下	八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	101圓以上 200圓以下	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	201圓以上 300圓以下	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	301圓以上 500圓以下	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	501圓以上 1,000圓以下	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	1,001圓以上 3,000圓以下	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	3,001圓以上 5,000圓以下	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	5,001圓以上 10,000圓以下	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	10,001圓以上	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	計	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六

(備考) 一、農林省水産局調に據る。  
二、×印は漁業組合聯合會。

### 第四章 漁業組合金融の現状

#### 第一節 概論

漁村負債の總額は農林省水産局調査に據れば昭和五年十二月末日現在に於て一億一千九百四十五萬四千九百二十五圓と推定せられてゐる。今之を漁家戸數約五十萬戸に割當つるときは一戸當り平均二百二十九圓となり其の額は必ずしも大ではないが、以上の總額中には漁業經營の習慣たる現物仕込即ち漁具、米、味噌等の問屋よりの仕込は計算外であるから、此等を加算すれば負債總額は一億七千萬圓乃至二億圓と推定せられ一戸當り平均約四百圓内外と見て大差あるまい。

次に此等借入金の利子を觀るに五分以上七分未満のものは總額の七分七厘、七分以上九分未満のものは一割六分九厘、九分以上一割二分未満のものは三割五分三厘、一割二分以上一割五分未満のものは一割八分四厘、一割五分以上のもものは一割三分五厘、其の他のものは八分二厘の状況である。而して此の金利を平均一割二分五厘として一ケ年の利子を計算するときは其の總額一千四百九十三萬二千八百六十六圓に達するのである。然し乍ら實際の場合に於ては

二 漁業組合金融に就いて

二 漁業組合金融に就いて

一三三二

以上の金利の外口銭、手数料等の名目を以て五分乃至一割を天引せらるゝのみならず、貸付期限が満了し借換を爲す場合には再び手数料を徴せられてゐる。従つて實質的な金利は一割七分見當と見るべきであらう。今漁村の負債總額を借入先別に觀れば左の如くである。

借入先	金額	比率	特 殊 銀 行		普 通 銀 行		漁 業 組 合		質 屋		船 主		其 他	
			金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
銀行	八、九四七、七六九	七・五%												
銀行	二一、九七九、三七三	一八・四%												
銀行	一六、〇三七、八七九	一三・四%												
銀行	九、二八八、八五三	七・八%												
銀行	一〇、〇五〇、九九二	八・四%												
銀行	一、四三九、一〇四	一・三%												
銀行	四、七一一、二三五	三・九%												
銀行	四六、九九九、七二一	三九・三%												
銀行	一一九、四五四、九二五	一〇〇・〇%												

右表に示すが如く漁業資金の大半は問屋、造船所、個人金貸業者等より借入れて居ることを窺ひ得るのである。而して其の貸借方法も所謂仕込制度に據るものが多く、地方に依つては無盡又は頼母子の方法を利用するものも尠くない。

いが、要するに資金需要額から見るときは其の一部を充してゐるに過ぎない状況である。尙普通銀行よりの借入金は負債總額の約一割八分を占めてゐるのであるが、元來普通銀行は預金、手形の取立、支拂、貸付及び割引を業とするもので、其の性質上短期貸付を主とし且有擔保を原則としてゐるから一般漁業者の利用し得る範圍は極めて狭小であると謂はざるを得ない。

尙從來漁業組合が行へる共同施設事業中物資の貸付高を窺ふに左の如くである。

共同施設事業中資金及び物品貸付調

道府縣別	資金貸付		物品貸付	
	組合數	貸付高	組合數	費備考
北海道	三	七三、六六七	三	經費不明
青森	一〇	九三、二五	一	
岩手	三三	四三、九一九	一	
宮城	三六	五、九三元	一〇	七、四三
福島	五	一六、五九四	一	
茨城	二	七六、五六	一	一、三七
千葉	四〇	五二〇、八四二	一	經費不明

二 漁業組合金融に就いて

一三三三

道府縣別	資金貸付		組合數	物品經費	貸付備考
	貸付高	貸付			
東京	三、四七六				
神奈川	五〇、八七六				
愛知	八、八四八				
三重	三、七四七				
和歌山	五、七三二				
大阪	二、五三九				
兵庫	四、七〇〇				
岡山	一、六九七				
廣島	四、三〇〇				
山口	八、八九三				
愛媛	一、四〇〇				
香川	一、四九七				
徳島	三、〇六八				
高知	八、三〇五				
合計	三、四九七		八		經費使用セズ

道府縣別	資金貸付		組合數	物品經費	貸付備考
	貸付高	貸付			
東京	一、八三三				
神奈川	一、五四九				
愛知	七、〇四三				
三重	三、〇八〇				
和歌山	三、六九一				
大阪	三、三〇〇				
兵庫	三、三〇〇				
岡山	三、三〇〇				
廣島	三、三〇〇				
山口	三、三〇〇				
愛媛	三、三〇〇				
香川	三、三〇〇				
徳島	三、三〇〇				
高知	三、三〇〇				
合計	三、〇八三		八		經費不明 一組合經費不明 經費不明 經費使用セズ

道府縣別	資金貸付		物品貸付		備考
	組合數	貸付高	組合數	經費	
群馬	1	1円	1		
埼玉	1	1円	1		
山梨	1	300円	1		
長野	1	300円	1		
岐阜	1	508円	1		
滋賀	1	442円	1		
奈良	1	442円	1		
和歌山	1	442円	1		
計	6	6,331円	6	1,943円	經費不明

(備考) 一、昭和八年度末農林省水産局調。  
二、×印は漁業組合聯合會。

右表に依れば共同施設事業中資金貸付高を道府縣別に観るときは北海道最も多く七十三萬六千六百五十七圓にして總額の約一割二分を占め、五十萬圓以上の貸付高を有する府縣は三重縣の五十七萬三千二百二十一圓、千葉縣の五十一萬八千四百二十二圓及び神奈川縣の五十萬一千八百七十六圓が存するに過ぎない。資金總貸付高も六百二十二萬六千六百

五十八圓にして他の共同施設事業に比較するときは共同販賣取扱高六千五百七十五萬一千百十圓に亞ぐ多額であるが他の事業に比較するときは未だ充分と稱することを得ない。

### 第二節 漁業組合の需要資金

漁業組合に對する金融の現状を述ぶるに先立ち、漁業組合の事業資金の需要状況を觀察しやう。漁業組合の事業資金は之を固定資金と運轉資金とに大別される。前者は漁業組合が團體として行ふ公益的乃至共同的施設に要する資金即ち魚市場、港灣施設、造船所、船溜施設、漁船陸揚場、水産物製造場、倉庫、製氷設備、水道其の他の公共設備等の新設又は改良に要する資金であつて、比較的長期にして相當巨額を要するものである。漁業組合の運轉資金は共同販賣其の他の共同施設に要する經營資金であるが、又所屬組合員の漁業資金或は漁船建造資金として轉貸するものをも包含してゐる。

尙改正漁業法に於ては新に漁業組合の漁業自營を認むると共に從來の共同施設中の漁業資本の貸付事業を法規上明瞭に規定して漁業資本の供給を行ふこととしたので、今後共此の種の事業を營む漁業組合には相當の資金を必要とする譯である。

此等の所要資金は先づ漁業組合の自己資金を以て賄はねばならぬが、今漁業組合の積立金状況を観るに左の如くである。

漁業組合及び同聯合會積立金總額調

道府縣別	組合數	聯合會數	計	組合の積立金	聯合會の積立金	計
北海道	一四九	—	一五〇	九五〇,四四六	三九	九五〇,四八五
青森	六	—	六	一四八,七〇四	五六四	一四九,二六八
岩手	七	—	七	六〇,一六二	—	六〇,一六二
宮城	六	—	六	一四〇,八九六	二八八	一四一,一八四
福島	八	—	八	三六八,五九三	—	三六八,五九三
茨城	六	—	六	一四八,五三九	—	一四八,五三九
千葉	三	—	三	一一九,〇五六	—	一一九,〇五六
東京都	三	—	三	一五五,九二二	四七九	一六〇,七二二
神奈川県	八	—	八	五二一,三八四	—	五二一,三八四
愛知県	一	—	一	五八〇,四八七	—	五八〇,四八七
三重県	一	—	一	一九七,八五〇	—	一九七,八五〇
大阪府	二	—	二	七三,一三六	二四三,八九九	九七五,〇三五
和歌山	二	—	二	一六,三四三	—	一六,三四三
計	七九	—	七九	三,四〇三,四四四	四,九一八	三,四〇八,三六二

道府縣別	組合數	聯合會數	計	組合の積立金	聯合會の積立金	計
北海道	一四九	—	一五〇	九五〇,四四六	三九	九五〇,四八五
青森	六	—	六	一四八,七〇四	五六四	一四九,二六八
岩手	七	—	七	六〇,一六二	—	六〇,一六二
宮城	六	—	六	一四〇,八九六	二八八	一四一,一八四
福島	八	—	八	三六八,五九三	—	三六八,五九三
茨城	六	—	六	一四八,五三九	—	一四八,五三九
千葉	三	—	三	一一九,〇五六	—	一一九,〇五六
東京都	三	—	三	一五五,九二二	四七九	一六〇,七二二
神奈川県	八	—	八	五二一,三八四	—	五二一,三八四
愛知県	一	—	一	五八〇,四八七	—	五八〇,四八七
三重県	一	—	一	一九七,八五〇	—	一九七,八五〇
大阪府	二	—	二	七三,一三六	二四三,八九九	九七五,〇三五
和歌山	二	—	二	一六,三四三	—	一六,三四三
計	七九	—	七九	三,四〇三,四四四	四,九一八	三,四〇八,三六二

道府縣別	組合數	聯合會數	計	組合の積立金	聯合會の積立金	計
京 都	四	一	四	四,四九六	四	六,三九六
福 井	三	—	三	一,八七〇	—	一,八七〇
石 川	六	—	六	四〇,五六五	—	四〇,五六五
富 山	元	—	元	二六,八八八	—	二六,八八八
新 潟	二七	—	二八	一五,七九八	七〇	一五,八六八
山 形	三〇	—	三二	二,九七七	三九三	一六,八八九
滋 賀	四	—	四	六,七七六	—	六,七七六
秋 田	四	—	四	九,七〇三	六	九,七〇九
沖 縄	四	—	四	五〇,八五四	六〇三	六一,八六六
長 野	九	—	一〇	一,八二六	二〇	二,九二六
栃 木	五	—	五	六,三三九	—	六,三三九
群 馬	三	—	三	二,四九四	—	二,四九四
埼 玉	三	—	三	三,三三三	—	三,三三三
梨 子	一	—	一	三〇	—	三〇
阜 前	二	—	二	三三八	—	三三八
長 門	一	—	一	一三	—	一三
計	三三三	五〇	三三三	二,五六七	三,七四八	一,一九三

(備考) 昭和八年度末農林省水産局調。

右に示せるが如く昭和八年度末に於ける漁業組合の積立金は一千五百七十七萬六千六百七圓、同聯合會の積立金は三十五萬二千七百四十八圓にして組合數三千二百三十三及び聯合會數五十を以て夫々之を除するときは一組合平均三千五百八十一圓一聯合會平均七千五百五十五圓となり、其の金額の少きは漁業組合の既往の組織より觀て蓋し止むを得ない處であらう。

斯くの如く漁業組合の積立金は割合に少額で、有機的な活動をしなければならぬ現況に於ては所要資金を他の方法に依りて調達するの要がある。現在漁業組合に對しては政府及び府縣が補助金を下附して事業を助成してゐるが、其の額は極めて少額で大なる効果を期待し難い實情に在る。従つて漁業組合の所要資金は其の大半を借入金に依つて外はない。而して漁業資金借入の現況を觀るに一般の普通銀行等より借入ることが少く、其の大半は特殊銀行其他より借入るゝ場合が多いのである。特殊銀行より借入るゝものゝ大半は預金部の低利資金なることは謂ふ迄もない。尙漁業法の改正に伴ひ漁業組合が漸次活動するに至らば事業資金の需要も亦之に伴れて増加し、金融機關を利用することも一段と増加するに至るであらう。

### 第三節 漁業組合金融の狀況

漁業組合の負債狀況を觀るに昭和五年十二月末現在に於ける漁業組合の負債總額は一千三百五萬四千四十一圓にして、其の地方別内譯は左の如くである。

二 漁業組合金融に就いて

漁業組合及び同聯合會負債額調

(農林省水産局調昭和五年十二月三十一日現在)

道府縣別	借入主體數		金額	道府縣別	借入主體數		金額
	組合	聯合會			組合	聯合會	
北海道	三	—	二,四二二,一〇四	神奈川	七	—	五〇四,三五一
青森	—	—	二〇〇,二六三	新潟	—	—	二〇六,一一八
岩手	三	—	三,四九,九〇〇	富山	三	—	四九,八〇六
宮城	三	—	三,四三,二二一	石川	三	—	一三八,三三三
秋田	九	—	七,五五,四二二	福井	二	—	四九,五六一
山形	六	—	四,八七,五五	山梨	—	—	二〇〇〇
福島	三	—	二,七五,三七八	長野	一	—	三,三六〇〇
茨城	一	—	一,六七,七五五	岐阜	—	—	—
栃木	—	—	五,七九〇	静岡	—	—	—
群馬	—	—	—	愛知	—	—	—
埼玉	—	—	二,八〇〇	三重	—	—	—
千葉	—	—	七,六三,九三	滋賀	—	—	—
東京	—	—	三,七八,二四	京都	—	—	—
合計	五	—	—	合計	一〇	—	—

道府縣別	借入主體數		金額	道府縣別	借入主體數		金額
	組合	聯合會			組合	聯合會	
北海道	二	—	六,三三九	愛媛	—	—	三,五六九,〇一
青森	—	—	—	高知	—	—	—
岩手	—	—	—	福岡	—	—	—
宮城	—	—	—	佐賀	—	—	—
秋田	—	—	—	長崎	—	—	—
山形	—	—	—	熊本	—	—	—
福島	—	—	—	大分	—	—	—
茨城	—	—	—	宮崎	—	—	—
栃木	—	—	—	鹿兒島	—	—	—
群馬	—	—	—	沖繩	—	—	—
埼玉	—	—	—	合計	—	—	—
千葉	—	—	—	合計	—	—	—
東京	—	—	—	合計	—	—	—
合計	—	—	—	合計	—	—	—

(備考) 圓位未満は四捨五入。

之を借入先別に觀れば左表の如く日本勸業銀行融通額は五百十四萬八千五百八十五圓にして最も多く總額の約三割九分を占め、其の他の二百八十八萬四千九十四圓、農工銀行の二百四十四萬二千四百九十九圓、北海道拓殖銀行の百九十六萬五千二百六十九圓等順次に次いでゐる。

借入先別漁業組合及び同聯合會負債額調

(農林省水産局調昭和五年十二月三十一日現在)

道府縣別	日本勸業銀行	農工銀行	北海道拓殖銀行	普通銀行	其の他	計
北海道	一三〇、九六三		一、九六五、三六四	二、〇〇〇	四、八四八、八四一	二、四三三、一〇〇
青森	三、四五四〇			五七、一元	一、四一六、一	二〇二、三六三
岩手	一、七五五			一、三〇〇	四、五〇〇	三、四九九〇
宮城	七、四九二	一八、一〇一			一、三三六	三、四三二
秋田	二、四一〇				五〇〇	七五、四三二
山形	二、六九〇	二、七二七			二、四六七	四、八七八
福島	二、七三〇	一〇〇、三三			一、二〇〇	二、七五三
茨城	六、七二四	二、四七六			二、二〇〇	一、六二七
栃木	二、三〇七	二、七九三			三、三九〇	五、七九〇
群馬					二、八〇〇	二、八〇〇
埼玉					五、二三五〇	七、六六三
千葉					一、二二九	三、三七八
東京	三、五四三					五、〇四三
神奈川						

道府縣別	日本勸業銀行	農工銀行	北海道拓殖銀行	普通銀行	其の他	計
新潟	一、六〇六				五、〇〇〇	二、〇六一
富山	三、一四八				二、二五八	四、九〇六
石川	二、五二八				二、〇六四	一、三八二
福井	二、二二七				二、〇〇〇	四、九六三
山梨		一〇、〇〇〇			一、三三五〇	二、〇〇〇
長野						三、六〇〇
岐阜	三、六七三					三、六七三
静岡	一、二〇〇	二、五〇六				三、八七三
愛知	二、六八七	二、四八二			一、八二三	七、三九五
三重		四、〇一六			三、五〇〇	七、五二六
滋賀					一、七四〇	七、九七七
京都	六、三三九					六、三三九
大阪	六、六二五	一、六九九				二、三六二
兵庫						六、三三九
奈良						六、三三九
和歌山	二、〇九九				一、八六三	四、二二八
鳥取	一、三六六				九四二	二、八〇九

二 漁業組合金融に就いて

一四五



道府縣別	日本勸業銀行	農工銀行	北海道拓殖銀行	普通銀行	其の他	計
島根	三三,〇四二	—	—	七〇,五八三	一六,八六二	四八,四八五
岡山	—	五八,六二五	—	九七〇	九〇,三〇〇	六八,六二五
広島	—	三三,四三三	—	—	八六,六六六	四一,二一九
山口	二五,五四八	—	—	一五,八七六	七三,八九〇	三四,五八四
徳島	五四,五〇九	—	—	—	三三〇	一四三,三〇八
香川	七二,六七二	—	—	一七〇〇	—	七四,三七二
愛媛	六六,七〇一	—	—	二五,七五二	—	五五,九〇一
高知	三五,九〇二	—	—	三八〇〇	六八,三〇三	四三,一一四
福岡	二六,七三六	—	—	—	二二,五九九	三七八,八九八
佐賀	一六,九二九	—	—	一九九	一一,三六七	二八四,九八四
長崎	三〇,四三六	—	—	七,三〇〇	三四,二四三	六八三,二四七
熊本	二四,四七五	—	—	—	四九,二五五	八一,三三〇
熊本	三三,〇〇〇	—	—	—	九六,三三一	一九八,八三八
大分	一九,三三三	—	—	—	一八,二八〇	三〇八,六三九
宮崎	—	—	—	—	—	—
鹿児島	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—

沖繩	計
一〇,九八九	四五,四九七
五,四八五	一三,〇四〇

(備考) 圓位未滿は四捨五入。

其の資金別金額を示せば左の如く低利資金が最も多く總額の約七割を占めて居り而も低利資金の約五割が日本勸業銀行の融通に依るものである。

(昭和五年末現在)

機關別	低利資金	普通資金	其の他	計
日本勸業銀行	四八,七〇六	二七,九五六	—	五二,四八四
農工銀行	二二,〇九三	一三,一九二	—	二四,二四九
北海道拓殖銀行	一九,五七〇	七,三六七	—	一九,五三六
普通銀行	—	—	六,七一九	六,七一九
其他	—	—	二八〇,四九三	二八〇,四九三
計	九二,三七八	四一,八五二	三四九,七六八	一三〇,五四〇

尙明治四十三年より昭和九年に至る迄の間に於て漁業組合に對し預金部より日本勸業銀行・農工銀行・北海道拓殖銀

二 漁業組合金融に就いて

行竝に道府縣を經由して融通された金額は二千四十五萬三千圓にして、試みに同期間に於ける各種組合融通金額を比較せば左表の如くである。

農林省 所管關係 預金部普通資金供給一覽表

年度別	耕地整理事業	産業組合	森林組合	漁業組合	畜産組合	計
明治四三年	二,000,000	1,000,000	100,000	100,000	100,000	3,300,000
明治四四年	三,100,000	1,500,000	100,000	200,000	100,000	5,000,000
大正元年	三,100,000	1,500,000	100,000	200,000	100,000	5,000,000
同 二年	1,900,000	2,100,000	200,000	100,000	100,000	4,300,000
同 四年	三,300,000	1,000,000	500,000	200,000	500,000	5,500,000
同 五年	五,800,000	2,200,000	1,000,000	400,000	1,500,000	10,700,000
同 六年	六,000,000	1,200,000	700,000	300,000	1,000,000	9,200,000
同 七年	七,900,000	1,200,000	300,000	300,000	700,000	10,400,000
同 八年	六,700,000	2,200,000	500,000	300,000	300,000	10,000,000
同 九年	五,500,000	四,100,000	1,000,000	300,000	600,000	10,500,000
同 一〇年	五,600,000	四,000,000	二,000,000	二,600,000	八,800,000	10,400,000
計	39,830,000	27,500,000	17,000	2,000,000	11,300	77,660,000

同 一一年	三,983,000	二,750,000	17,000	2,000,000	11,300	77,660,000
同 一二年	二,625,000	三,000,000	17,000	2,400,000	100,000	59,900,000
同 一三年	三,325,000	六,000,000	300,000	3,600,000	2,550,000	10,000,000
同 一四年	三,905,000	五,015,000	1,500,000	3,400,000	5,900,000	10,000,000
昭和元年	六,036,000	五,800,000	1,200,000	四,300,000	五,400,000	13,000,000
同 二年	一三,407,000	一六,175,000	1,000,000	九,300,000	一三,700,000	33,000,000
同 三年	二九,070,000	三,717,000	二,170,000	五,000,000	三,750,000	37,000,000
同 四年	九,500,000	三,036,000	四,700,000	二,170,000	二,100,000	25,000,000
同 五年	八,370,000	三,400,000	一,700,000	三,400,000	五,500,000	25,000,000
同 六年	八,310,000	一,750,000	一,500,000	一,700,000	六,500,000	30,000,000
同 七年	四,675,000	一,035,000	六,900,000	一,160,000	六,300,000	18,000,000
同 八年	二,589,000	八,490,000	五,000,000	一,200,000	五,800,000	12,000,000
同 九年	二,726,000	八,270,000	四,000,000	1,000,000	四,600,000	13,000,000
計	150,366,000	168,280,000	8,900,000	20,400,000	10,975,000	358,135,000

(備考) 一、大正三年度には資金を供給せざるを以て此の年度の欄を設けず。  
二、合計欄中△印は小農工者を示す。

昭和五年末現在の漁業組合負債總額に付て一事業年度内に償還すべきものと然らざるものとに分けて之を地方別に

二 漁業組合金融に就いて

観るときは左表の如く後者は實に總額の九割五分を占めてゐる。

道府縣別	一事業年度内の 償還すべきものに	然らざるもの	計
北海道		二、四五二、一一〇 <small>四</small>	二、四五二、一一〇 <small>四</small>
青森道	四、五〇〇	二〇二、二六三	二〇二、二六三
岩手道	一、三〇〇	三四九、四〇〇	三四九、九〇〇
宮城道		三二二、九一一	三二四、二一一
秋田道		七五、四二一	七五、四二一
山形道	二四、六七七	二四、一〇八	四八、七八五
福島道	一〇、一〇〇	二六五、二七八	二七五、三七八
茨城県	三四、一二四	一二七、六三一	一六一、七五五
栃木道	一、二〇〇	四、五九〇	五、七九〇
群馬道			
埼玉道	二、八〇〇		二、八〇〇
愛知県	三二、二四〇	三五六、四八八	三八八、七二八
滋賀道		七七三、八一五	七七三、八一五
		七、五一六	七、五一六

道府縣別	一事業年度内の 償還すべきものに	然らざるもの	計
京都府	一二、二五〇	六七、五二七	七九、七七七
大阪府		六、二二九	六、二二九
兵庫県		二二六、一〇七	二二六、一〇七
奈良県			
和歌山県	四〇、七七〇	三八〇、四四七	四二一、二一八
鳥取県	九〇〇	二八五、一九二	二八六、〇九二
島根県		三六六、二三一	四八四、四八五
岡山県	一一八、二五四	六四、七九〇	六八、六一五
千葉県	二九、〇〇〇	七三七、三九二	七六六、三九二
東京都	一一、二一九	三一六、五九五	三二七、八一四
神奈川県		五〇四、三五一	五〇四、三五一
新潟県	一一、〇〇〇	一九五、一一八	二〇六、一一八
富山県	一一、八〇八	三三、九九八	四九、八〇六
石川県	七、〇六一	一三一、一八二	一三八、二四三
福井県	四、五八五	四四、九七七	四九、五六二
山梨県		二、〇〇〇	二、〇〇〇
長野県	三、〇五〇	二〇、五五〇	二三、六〇〇

道府縣別	一事業年度内に償還すべきもの	然らざるもの	計
岐 阜	14	14	28
静 岡			
廣 島			
山 口			
徳 島	16,240	336,723	352,963
香 川		41,119	41,119
愛 媛		328,944	328,944
高 知		142,308	142,308
福 岡	71,110	74,371	145,481
佐 賀	72,103	285,791	357,894
長 崎	8,013	359,011	367,024
熊 本	1,988	370,885	372,873
大 分	40,100	282,996	323,096
宮 崎	4,850	643,148	648,000
鹿 児 島	28,133	76,180	104,313
計	1,013	1,998,828	2,000,000

沖 縄	計
計	612,214
合 計	12,441,827

(備考) 圓位未滿は四捨五入。

次に漁業組合の負債總額を利率別に觀れば左表の如くである。

(昭和五年末現在)

利率別	金額	總額に對する割合
無 利 子	113,470	0.9%
五 分 以 下	3,151,759	24.2%
五 分 以 上 七 分 未 滿	8,290,929	63.5%
七 分 以 上 九 分 未 滿	685,393	5.3%
九 分 以 上 一 割 二 分 未 滿	574,093	4.4%
一 割 二 分 以 上 一 割 五 分 未 滿	122,469	0.9%
一 割 五 分 以 上	115,929	0.8%
計	13,054,041	100.0%

右表に依れば五分以上七分未滿のものが最も多く總額の約六割四分を占め、之に次いで多きものは五分以下の約二

割四分である。此の事實は漁業組合の借入金は預金部の低利資金が大半を占めてゐることを示してゐる。次に特殊銀行の漁業組合に對する貸付状況を觀るに左の如くである。

一、日本勸業銀行の漁業組合貸出状況

近年に於ける日本勸業銀行の漁業組合に對する貸付状況を示せば左の如くである。

日本勸業銀行の漁業組合貸付高調

年度別	昭和九年度		昭和八年度		昭和七年度		昭和六年度		昭和五年度	
	口數	金額	口數	金額	口數	金額	口數	金額	口數	金額
直接貸付	七	一四八〇〇	九	一七三三四	三三	六五〇三	一九	六二六八	三二	八〇八九
定期	一三二	五四八三八	一三二	五三三、九四七	一〇八三	五七四、五六〇	九四八	四七、八四七〇	八四	四三、六八三六
年賦	一三九	五四三、二〇八	一四一	五三三、三六一	一一〇五	五七六、〇六二	九六七	四七、〇一、五八	九〇五	四四、一七、七九
計	一四六	六〇二、〇〇八	一五〇	六三三、〇九七	一二〇八	六四一、五二二	一、〇八六	一〇、九〇、四八	一二一	一三、一、二七
貸付	一四六	六〇二、〇〇八	一五〇	六三三、〇九七	一二〇八	六四一、五二二	一、〇八六	一〇、九〇、四八	一二一	一三、一、二七
定期	七	一四八〇〇	九	一七三三四	三三	六五〇三	一九	六二六八	三二	八〇八九
年賦	一四六	六〇二、〇〇八	一五〇	六三三、〇九七	一二〇八	六四一、五二二	一、〇八六	一〇、九〇、四八	一二一	一三、一、二七
計	一五三	六一六、八〇八	一五九	六五〇、四三一	一二四一	七〇七、〇二五	一一〇五	七〇、五三、一六	一五三	一四、九、五六
定期	七	一四八〇〇	九	一七三三四	三三	六五〇三	一九	六二六八	三二	八〇八九
年賦	一四六	六〇二、〇〇八	一五〇	六三三、〇九七	一二〇八	六四一、五二二	一、〇八六	一〇、九〇、四八	一二一	一三、一、二七
計	一五三	六一六、八〇八	一五九	六五〇、四三一	一二四一	七〇七、〇二五	一一〇五	七〇、五三、一六	一五三	一四、九、五六
合計	一四七〇	六〇六、八七三	一四九九	六三三、八八五	一二四四	六七八、七八八	一、三〇〇	五八、九三、〇六	一、二七二	五、六八、八五六

(備考) 大藏省銀行局年報に據る。

日本勸業銀行の漁業組合貸付状況を觀るに昭和九年度末現在に於ては一千四百七十口、六百六萬八千七百七十三圓に達してゐる。而して漁業組合に對する貸付は年賦償還貸付が最も多額にして、而も直接貸付に依るものが約八割を占め、定期償還貸付に依るものは甚だ僅少である。斯る事例は從來の資金が漁港築造費、共同施設費等の如き比較的巨費を要する固定設備費に充當せられた結果であるが、漁業經營資金の如き一漁期の漁獲収入を以て回収すべき性質を有するものも相當に存するのであるから、漁業法の改正を機とし、今後は一箇年以内の短期の運轉資金を融通することが漁村の維持發展上極めて必要なことと思はれる。

二、農工銀行の漁業組合貸出状況

近年に於ける農工銀行の漁業組合に對する貸付状況を示せば左の如くである。

農工銀行の漁業組合貸付高調

年度別	昭和九年度		昭和八年度		昭和七年度		昭和六年度		昭和五年度	
	口數	金額	口數	金額	口數	金額	口數	金額	口數	金額
宮城縣	二七	八三、五六一	九六	七二、四四五	六六	五三、〇七	七	三、七、七六	一八	一八、〇、五四
定期	二七	八三、五六一	九六	七二、四四五	六六	五三、〇七	七	三、七、七六	一八	一八、〇、五四
年賦	一	三、九、六三八	一	三、七、四九九	一	一、四、八、七	一	一、四、六、〇、六	一	一、四、一、〇、一七
計	二八	八七、四六一	九七	七六、一九四	六七	五四、五四七	八	五、二、三、七六	一九	一九、一、五、六一
福島縣	一	一、四、〇〇〇	一	一、四、〇〇〇	一	一、四、〇〇〇	一	一、四、〇〇〇	一	一、四、〇〇〇
定期	一	一、四、〇〇〇	一	一、四、〇〇〇	一	一、四、〇〇〇	一	一、四、〇〇〇	一	一、四、〇〇〇
年賦	一	一、四、〇〇〇	一	一、四、〇〇〇	一	一、四、〇〇〇	一	一、四、〇〇〇	一	一、四、〇〇〇
計	二	二、八、〇〇〇	二	二、八、〇〇〇	二	二、八、〇〇〇	二	二、八、〇〇〇	二	二、八、〇〇〇

二 漁業組合金融に就いて

年度別	昭和九年度		昭和八年度		昭和七年度		昭和六年度		昭和五年度	
	口数	金額	口数	金額	口数	金額	口数	金額	口数	金額
茨城	三五	二〇、〇八八	一九	二六、八九四	二四	一〇、三九一	三三	八、五七三	二二	七、九三三
栃木	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
東京府	一六	二八、〇六〇	三二	二六、八〇七	三三	二五、八八三	九	二四、二六八	九	二五、一五八
神奈川	一四	一四、一〇一	一六	一四、〇四〇	二	一〇、九九五	二	二五、〇一八	〇	一五、〇六六
濃飛	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
愛知	四	一五、六四九	元	一六、五三五	三	一六、八三七	七	一七、六七三	七	一六、〇〇〇
三重	六	五九、八三三	七	五五、二六八	三	四六、一五二	三	二六、六七八	二	二八、〇一九
滋賀	一〇	二二、三四四	七	一七、七六一	五	一〇、〇〇〇	一	二、〇〇〇	一	二、〇〇〇

年度別	昭和九年度		昭和八年度		昭和七年度		昭和六年度		昭和五年度	
	口数	金額	口数	金額	口数	金額	口数	金額	口数	金額
大阪	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
兵庫	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
岡山	九	六六、九四四	一六	六三、六七七	八	四六、九三七	六	四四、四三六	五	四〇、八八五
廣島	九	三三、五七四	九	三三、五〇五	六	二〇、六〇一	三	一五、一七三	二	一〇、〇一八
阿波	元	一〇、八七二	七	九、六九〇	三	九、七二二	八	八三、三六六	八	八九、九〇三
愛媛	四	一〇、一九四	四	九、四〇八	三	七、三〇九	三	六、二四四	二	四、〇三八
大分	四	一七、四三六	三〇	一五、〇九三	三	三、〇九六	五	五、四三七八	四	五、三八〇六
宮崎	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
鹿児島	七	一八、二四〇	一六	一九、三五六	二	二、〇三三	八	一三、七五四	五	一四、七六〇

年度別	昭和九年度		昭和八年度		昭和七年度		昭和六年度		昭和五年度	
	口数	金額	口数	金額	口数	金額	口数	金額	口数	金額
合計	五四三	三,四八二,五二四	四六六	三,三九八,九七四	三三三	二,七八八,五〇〇	二二六	二,〇三三,六六六	一七二	一,七三三,〇八四
定期	四	一八,〇〇〇	二	一三,〇〇〇	二	一三,〇〇〇	二	一八,〇〇〇	六	四四,七七七
計	五四六	三,四九九,五二二	四六八	三,四一〇,九七四	三四五	二,八〇一,五〇〇	二二八	二,〇五一,六六六	一七八	一,七七七,六六一

(備考) 大蔵省銀行局年報に據る。

試みに神奈川県下の漁業組合中事業資金を借入れてゐる三十一組合に付て其の用途を觀るに左表の如くである。

(神奈川県水産會調)

組合名	借入金	借入先	借入の目的	擔保	
				抵當物件	個人保證
大 師 町	五八,九〇〇・九三	農 銀	資金貸付事業資金	漁業權劃	個人保證
本 牧	九二〇・五三	"	共同販賣所事業資金	"	"
森 中	一,三七二・六七	"	資金貸付事業資金	"	"
森 原	六,五四七・四六	"	"	"	"

組合名	借入金	借入先	借入の目的	擔保
杉 田	六,三七二・六七	勸 銀、農 銀	"	"
野 比	一五,六二〇・三六	勸 銀	共同販賣、共同購買、貸付事業資金	"
長 津 久 井	三五、一二四・四七	農 銀	"	"
上 宮 田	五、四三〇・八二	勸 銀、農 銀	資金貸付事業資金	漁業權
松 輪	一九,六一五・〇二	"	共同資金、金融資金	個人保證
三 崎 町 向 ヶ 崎	三七、二〇五・六三	"	資金貸付、共同購買資金、共同施設資金、事務所設置、救恤資金	"
諸 磯	四四、八二五・〇二	勸 銀、農 銀	資金貸付、共販資金、共購資金	"
小 網 代	五、九六七・〇〇	勸 銀	貸付、共購、共販資金	"
佐 島	四、三七五・七九	農 銀	貸 付	"
秋 谷	一四、二五五・四八	勸 銀、農 村 銀	共販、共購、貸付、共運、貯水所、事務所建設、石花菜増殖資金	"
小 坪	四八、九〇九・六六	勸 銀、農 銀	貸付、共販、共購、貯水所資金	"
腰 越	二、六二九・四八	勸 銀	貸 付	"
川 口	一〇、八六二・二一	"	金融事業、共同購買、救済資金	"
辻 堂	四、〇五九・五二	農 銀	貸 付	"
小 和 田	一〇、八一七・八一	勸 銀、農 銀	"	"
茅 ヶ 崎	一四、七二五・二三	農 銀	"	"
大 磯	一〇、〇五一・二九	勸 銀	船 電 場	"

二 漁業組合金融に就いて

組合名	借入金	借入先	借入の目的	擔保	
				抵當物件	保
山 西	四、一八九・三八	勸 銀	共 購		個人保證
前 川	二一、七三四・五三	農 銀	貸付、共販		"
山 王 一 色	一六、一九八・七四	農 銀、個 人	事務所建設、敷地購入 精米所設置、貸付共購		"
千 度 小 路	一九、六二九・一五	農 銀	貸 付		"
石 橋	一三、五八九・二六	勸 銀	貸付、船曳場、造林		"
江 浦	一〇、九三九・四八	農 銀	貸付、船曳場		"
岩 村	二一、六七二・五〇	農 銀、駿河銀行	船曳場、漁獲物運搬 道路修繕、貸付、船溜		"
眞 鶴	一五、四六五・〇〇	農 銀	貸 付		"
福 浦	六一、六九一・七九	福 浦 村 銀	共販、船曳場、船溜		"
吉 濱	二、五六五・八六	農 銀	船 曳 場		"
計	五四六、二六四・七四				

三、北海道拓殖銀行の漁業組合貸出状況

近年に於ける北海道拓殖銀行の漁業組合に對する貸付状況を示せば左の如くである。

北海道拓殖銀行の漁業組合貸付高調

年度別	昭和九年度		昭和八年度		昭和七年度		昭和六年度		昭和五年度	
	口數	金額	口數	金額	口數	金額	口數	金額	口數	金額
年賦貸付	一七	五、六六一・五九 <sup>円</sup>	一四八	五、五八二・四〇 <sup>円</sup>	二二	五、四四一・八七 <sup>円</sup>	八九	三、〇五四・五七 <sup>円</sup>	八一	一、七八八・八六 <sup>円</sup>
定期貸付	一〇	一、六八六・四四	二	三三三・二八	三	五、五五〇・一六	三	四、三三三・一〇	一三	三、三六三・三五
計	一九	六、〇〇二・〇三	一五〇	五、八八二・五八	二五	六、〇〇〇・〇三	九二	三、四八八・〇七	九四	三、〇五二・二一 <sup>円</sup>

(備考) 大藏省銀行局年報に據る。

第五章 漁業組合金融の改善

第一節 漁業組合業務の刷新と機能の擴充

前章に於ては漁業組合金融の現状を觀察したが、其の組合金融の梗概してゐるのは從來の漁業組合が組合資力の薄弱なるに加へ、組合事業の管理經營の衝に膺る人物に適當な人を得なかつたことに基因してゐる。元來漁業組合は單に漁業權中心の無資本團體であつて時勢の進運と共に共同施設事業を行ひ多少共漁村經濟の維持に努めたに過ぎなかつたものである。従つて組合の資力の薄弱であつたことは謂ふ迄も無い。又地方に依りては猫額大の組合地區に於て少數の組合員のみにては充分有意義な仕事を爲し得ないことも亦當然のこと、謂はなければならぬ。

斯る實情であつたので漁業組合金融の改善を策するにも先づ組合自體の組織内容を堅實化することが根本的に必要



となつてくるのである。而して之が爲には組合運用の衝に膺るものに適當な人物を得ること、組合資力の充實を圖ること、が先づ必要である。即ち組合の當事者に適當なる人物を得、且組合資力が充實しなければ、凡百の金融対策も結局何等の實效をも期待し難い許りでなく、却つて悔を後世に貽す惧がある。

從來漁業組合に對して資金を融通した中で回收成績の面白くないもの、多くは、組合公金費消、事務不整理等組合理事に眞面目な人物を得なかつたことに基因して居るやうである。尤も其の素因は主として組合役員の仕事不慣に在るが、又監督官廳の指導及び監査にも遺憾な點があつたやうである。今回の漁業法改正に依り現存漁業組合の全部が出資制度の組合に變更せらるゝものではないが、斯る改正を機とし組織の變更を行ふものが相當にある許りでなく、漁業の自營、物資の供給其の他の共同施設を行ふものも亦多くなるのであるから、組合理事者に其の人を得ることが著るしく重要性を帯びるに至つた。従つて組合役員に適任者を得ると共に、事務員の養成に格段の注意を拂ふことが肝要であつて、監督官廳が斡旋して講習其の他の方法に依り組合事務に習熟せしむるやうにすれば相當の效果があること、思はれる。斯くて組合理事者に其の人を得るに於ては金融機關も安んじて取引を行ふこととなり、資金の調達も比較的容易に行はれるに至るであらう。斯くて業務の刷新を圖ると共に、漁業組合の機能を擴充することは金融上極めて肝要なことと謂はなければならぬ。即ち現存漁業組合の殆んど全部が組織變更を行ひ得るものではないが、從來共同施設事業を行つて居るものは今回の漁業法改正を機として出資制度を採用し組合資力を充實せしむるか、若し尠くとも責任組織の組合に組織を變更する可能性が多いのであるから、今後共努めて組合機能を擴充し以て組合の對

外信用の増大と金融の疏通に資するの要がある。

尙出資の拂込に付ては漁業組合員の生計状態より觀て一時に拂込を完了し難いものがあるので、組合の中には積立金を出資に振替へんとするものもあるが、斯る方法は組合資力の充實と云ふ點より觀て好ましくない。従つて最も容易な拂込方法は共同販賣事業を行ふ組合に於て、漁獲物の販賣代金中より適當な額を天引して積立て出資に振替へる方法であつて、組合員をして不知不識の間に其の拂込を完了せしむるのである。

試みに農林省に於て調査した漁業組合出資能力を見るに左表の如くである。

漁業組合出資能力調

經 費 別	組 合 數	一 組 合 當		出 資 金 額		出 資 金 額	
		加 入 口 數	出 資 金 額	出 資 總 額	初 年 度 一 組 合 出 資 金 額 (五 分 の 一)	次 年 度 以 降 九 ヶ 月 間 に 於 け る 一 ヶ 年 分 出 資 金 額 (殘 の 九 分 の 一)	
五千一圓以上のもの	六〇〇	三〇	二,〇〇〇	一,二〇〇,〇〇〇	(一,〇〇〇,〇〇〇)	(一九六,〇〇〇)	
三千一圓以上のもの	三〇〇	一五	一,五〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	(三,〇〇〇)	(二九三,〇〇〇)	
五千圓以下のもの	五〇〇	五	五〇〇	二,七〇〇,〇〇〇	(五〇〇,〇〇〇)	(四〇〇,〇〇〇)	
三千圓以下のもの	四〇〇	三	三〇〇	一,三〇〇,〇〇〇	(二六〇,〇〇〇)	(一七三,〇〇〇)	
二千圓以下のもの	七〇〇	二	二〇〇	一,四〇〇,〇〇〇	(二八〇,〇〇〇)	(一三〇,〇〇〇)	
五百圓以下のもの	五〇〇	一	一〇〇	五〇〇,〇〇〇	(一一〇,〇〇〇)	(四九七,〇〇〇)	
二百圓以下のもの	三〇〇	一	一〇〇	二,三〇〇,〇〇〇	(四六〇,〇〇〇)	(一八九,〇〇〇)	
計	三,〇八〇						

備考) 括弧内の数字は全組合の出資額を示す。

斯くて出資制度若は責任組織の組合となり従來の組合に比して有力なものとなるに至らば、組合の信用は倍加せらるゝのであるから、組合は従前に比し一層積極的に漁業法第四十三條ノ二に記載せる諸種の共同施設を行ひ得らるゝ譯である。諸種の共同施設事業を遂行することは、漁村經濟の更生上より觀て極めて有意義なることは謂ふ迄もないが、殊に漁獲物の共同販賣、漁業用品の共同購入、設備の共同利用、漁業資本の貸付等によりて組合員の有機的活動に拍車を加へ、其の經濟生活を更生せしむることは、一面に於て漁業組合存立の意義を明確ならしめ、他面に於て組合活動の源泉たる資金の供給を圓滑ならしむる目安ともなるのである。

斯くて組合の活動に依り組合信用の向上を圖り得ることと思ふのであるが、之が爲には組合員の協力一致に依る組合の發展が望ましい。

農林省經濟更生部に於て調査立案せる漁村經濟更生計劃樹立方針を見るに、漁村經濟の特異性として左の如き事項を擧げてゐる。

- (一) 漁業者は同一水面に入會ひ漁獲を爲し且其の入會關係は一部落一漁村の地先水面に限られざる實情に在り、従つて漁業は各漁業者の協調に依りて行ふべきは勿論漁業の統制、漁場の荒廢防止、漁場の改善等に付ては數部落又は數町村の協力に俟つべきもの多きこと。
- (二) 漁業は概ね無主物たる水族の採捕を目的とするものなるを以て濫獲に陥り易きこと。

(三) 洄游性魚族を目的とする漁業の如きは漁場廣範圍に亘るを以て其の關係する所廣汎なること。

(四) 漁業は自然現象に支配されること多きを以て其の收穫著るしく増減することあるのみならず、漁獲の豫想困難なること。

(五) 水産物は鮮度保持困難なる關係上、速に之を換價處分するの必要あること。

(六) 漁業者の大多數は小漁業者にして荒天の場合を除き概ね常時出漁し得るも其の收穫高は概して零細にして之を共同して處理するに非ざれば不利益多きこと。

(七) 漁業者は漁業の性質上其の日常生活品の自給を爲し得る範圍狭小なる爲貨幣經濟に依存する範圍相當大なること。

(八) 漁業者は漁業の性質上生命財産を脅威せらるゝ場合多きこと。

(九) 漁業者は海上作業を主とする關係上、家庭經濟は概ね主婦に依りて支配せらるゝこと。  
要之漁村振興の要諦は漁業者の協同精神に存し、漁業者の協力を強化することに依り漁業組合の内容が充實し、更に漁業組合間の聯絡協調の強化に依りて經濟活動の目的が達成せられるのである。此の點は從來孤立してゐた漁村として最も注意す可き點で茲にも亦今回の漁業法改正の重大なる意義が見出されるのであつて、次に述べるが如き共同施設事業の實施と組合地區の擴大とに依り其の資力の強化を圖るの要がある。

### 一、共同事業の獎勵

二 漁業組合金融に就いて

漁業組合の有する漁業権は専用漁業権を除き其の數約二萬二千有餘の多數に上つてゐるが、組合は從來自ら漁業を營むことを得ない爲其の有する漁業権は組合員其の他の者に貸付け漁業を行はしむるか、或は組合員全部が別個の名義を以て漁業を行つたのである。

今回漁業法の改正に依り危険渺き或種の漁業に限つて組合の漁業自營を認められたので、今後は公然に組合が漁業を行ふに至るであらう。従つて漁業組合としては法の精神を充分理解し漁業の共同經營を爲すべきであつて、徒らに危険多き漁業に著手し累を組合員に及ぼすことの無きやう注意するの要がある。

次に共同施設事業の實施に付て考察するに、最も主要なるものは漁獲物の共同販賣事業である。漁獲物は漁業者の唯一の收入資源であるから、漁獲物販賣制度の如何は漁業者の收入に密接なる關係を有する許りでなく、其の販賣手数料は漁業組合の有力なる收入資源である。今漁獲物共同販賣の現状を觀るに、其の制度及び方法は極めて區々であつて漁業者の利益は充分考慮せられて居らないやうである。最近に於ける魚價の低落と漁業者の窮乏に鑑みるも、共同販賣組織を改善し合理的な方法で漁業者共同の利益を圖るべきである。

尙共同販賣の代金支拂に際し其の賣上高より若干宛強制貯金を爲さしむるが如きは漁村經濟を刷新する上より見るも極めて望まじきことである。然し乍ら漁獲物の共同販賣事業に於ては從來賣掛金の貸倒に因る損害が相當多く、昨今の不況より觀て已むを得ない場合も存するのであるが、之は主として買受商人の信用調査が充分でない結果であるから今後共此の點に付ては特に留意するの要あるは勿論、出來得るならば掛賣を廢し現金賣を採用するのが理想である。尙共同販賣所の普及を圖ると共に其の中央機關を設置し漁獲物の共同販賣を統制することは極めて必要なことと考へられる。

次に設備の利用事業として漁獲物の陸揚場、漁船修理場、製氷場、冷蔵庫、給水設備、浴場等の諸施設が漁村に普及することは其の更生上洵に望まじきことである。然し乍ら之が計劃を實行するに付ては組合自體の能力或は之と關聯する諸事情等も充分考慮した上著手するの要がある。徒らに尨大な計劃を樹て却つて組合經濟を亂すが如きことは嚴に戒めなければならぬ。

尙漁業組合の基礎を一層鞏固ならしむるには共同販賣事業を行ふと共に共同購買事業をも行ふことが有效である。試みに各府縣に於ける共同施設事業を見るに、左表の如く未だ充分の成績を収めてゐないやうである。

共同施設事業別漁業組合及び同聯合會數 (昭和八年度末)

道府縣別	共同施設組合數	共同販賣	共同購買	共同貯金	資金貸付	物品貸付	港灣設備	水産増殖	遭難救恤	其の他	合計
北海道	一六	〇	一六	八	五三	一三	三	八	四〇	六	一六
青森	四	〇	四	七	三〇	一	一	五	一	四	二八
岩手	四	〇	四	一	三	一	一	六	三	五	二八
宮城	七	〇	七	一	六	一	一	七	七	五	二八
福島	三〇	〇	一	一	五	一〇	一	一	一	一	六

二 漁業組合金融に就いて

道府縣別	種別	共同施設	共同販賣	共同購買	共同貯金	資金貸付	物品貸付	港灣設備	水産増殖	遺難救恤	其他	合計
徳島	知事	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
高知	分岐	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
大分	宮崎	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
鹿兒	本島	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
熊鷹	崎本	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
長崎	賀崎	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
佐賀	岡賀	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
福岡	根取	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
鳥島	取都	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
京島	井都	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
福井	井都	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
石川	井都	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
富山	井都	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
新潟	井都	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
山形	井都	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

一六九

二 漁業組合金融に就いて

道府縣別	種別	共同施設	共同販賣	共同購買	共同貯金	資金貸付	物品貸付	港灣設備	水産増殖	遺難救恤	其他	合計
茨城	城	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
千葉	葉	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
東京	京	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
神奈	川	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
静岡	岡	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
愛知	重	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
三重	山	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
和歌	山	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
大阪	阪	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
兵庫	庫	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
岡山	山	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
広島	山	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
山梨	山	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
愛知	山	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
香川	川	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

一六八

道府縣別	共同施設		共同販賣	共同購買	共同貯金	資金貸付	物品貸付	港灣設備	水産増殖	遭難救恤	其他合	計
	組合	行										
秋田	×	三	三	三		〇	八	一	〇		×	六
栃木		八	二									二
群馬		〇	一									二
埼玉		三										二
山梨		六										二
長野	×	一〇									×	二
岐阜		三										二
滋賀		三										二
奈良		一										二
和歌山		七										二
徳島	×	二									×	二
香川		九										二
高松		二										二
愛媛		九										二
高知		一										二
福岡		七										二
佐賀		一										二
熊本		七										二
大分		二										二
宮崎		九										二
鹿児島		一										二
沖縄		七										二
計	×	二、一九三、九四五	一、八〇六、四一四	六、二二三、四三三	六、二二三、四三三	六、二二三、四三三	六、二二三、四三三	六、二二三、四三三	六、二二三、四三三	六、二二三、四三三	六、二二三、四三三	二、一三二、二二二

(備考)

- 一、農林省水産局調に據る。
- 二、×印は漁業組合聯合會。

今漁業組合共同施設事業を営む組合の主要事業の取扱高を觀るに左の如くである。

共同販賣	共同購買	共同貯金	共同運搬	共同貨物
六、三、九四五	一、八〇六、四一四	六、二二三、四三三	六、二二三、四三三	六、二二三、四三三
二、一三二、二二二	五、二二五、七六六	一九九、九		

(備考)

- 一、昭和八年末農林省水産局調。
- 二、×印は漁業組合聯合會。

現在漁業者の最大の支出は發動機船に使用する石油代であつて、其の消費高は一箇年二千萬圓に上ると稱せられてゐる。故に漁業組合員の生活必需品及び漁業用品を漁業組合が廉價にて仕入れ、之を組合員に分配する時は日常の出費を僅少ならしめ得るのであるから、見込買を行はず所要物品のみを取扱ふものならば極めて有益なものと思はれる。尤も實際問題として之が代金回収には相當の苦心を要するのであるから、回収方法に充分の考慮を拂ひ共同販賣代金中より控除するか又は其の他の適當な方法を豫め定め置くの要がある。

最後に漁業資本の貸付事業は漁業組合員今後の發展に極めて密接な關係を有するのであるから、兎もて之が進展に努力する半面、之が回収に付ても農業動産信用法を活用する等安全な回収方法を講ずるの要がある。

二、組合區域の擴張を圖ること

漁業組合の共同設備に對しては從來政府に於ても相當之が保護獎勵を圖つてゐるが、此の共同設備は組合の基礎を鞏固にし且其の信用を増大するものであるから、政府に於ても一層之が施設を獎勵するの要がある。各府縣に於て

二 漁業組合金融に就いて

も漁業共同施設獎勵規程を設けて獎勵してゐるが、現在の組合地域は狭小にして且組合員の数が少いので充分之を利用し得ない實情に在る。

現在の漁業組合地区は市町村又は市町村内の漁業者の部落であるから、比較的狭小であると謂はなければならぬ。之が爲に多數の漁業組合が存在し充分活動し得ない實情に在る。漁業組合は今回の漁業法改正に因り従來の如く單に漁業權又は入漁權の主體たる許りでなく、積極的に各種の共同施設を行ふのであるから、微弱なる漁業組合を整理して其の地盤を擴張することが必要である。之が爲には組合の地區狭小にして資力も亦貧弱なるものは事情と環境を同じくする隣接組合と合併して地區の擴大、資力の強化を圖り、組合事業の圓滑なる遂行に努めることは刻下緊要のことと思はれる。従つて漁業組合の理事者に於ても此の點を特に留意し組合の現状と世態の推移とを認識し其の實現を期することが緊要である。

要之漁業組合金融の改善を圖るには、先づ其の前提として組合自體の内容を充實するの要がある。而して之が爲には組合役員並に事務員の素質を改善すると共に組合資力の充實及び組合事業の擴張を圖らなければならぬのである。斯る前提となるべき諸點が改善せらるゝものとせば、次いで如何なる組織と方法とに依りて組合金融の疏通を講ずべきであらうか、以下節を更めて考察して見よう。

## 第二節 漁業組合金融の改善策

漁業組合金融の改善策としては特殊金融機關を創設して徹底的に組合金融を行はしむるか、或は適當なる對策を講じ既設金融機關をして一層積極的に活動せしむるかの二者孰れかに依るべきものと思ふ。今特殊金融機關の創設に付て考察するに漁業金庫案並に漁業組合中央金庫案の二者がある。先づ漁業金庫制度の要旨を見るに大要左の如くである。

### 漁業金庫要綱 (農林省水産局案)

#### 第一、目的

水産業及漁業經濟ノ發達ニ必要ナル金融ヲ圖ルヲ以テ目的トスルコト

#### 第二、組織

- 一、有限責任ノ特別法人トスルコト
- 一、主タル事務所ヲ東京市ニ置キ必要ナル地方ニ從タル事務所ヲ設置スルコト
- 一、資本金ハ金五百萬圓(五萬口)トシ
- イ、政府ハ二ケ年ニ三百萬圓ヲ限リ出資ス
- ロ、漁業者又ハ漁業者團體ハ二百萬圓ヲ十ケ年ニ出資ス

#### 第三、業務

原則トシテ漁業者及漁業者團體ニ對シ左ノ業務ヲ營ムコト

二 漁業組合金融に就いて

二 漁業組合金融に就いて

一七四

- (一) 貸付業務
- (二) 手形割引及當座預金貸越業務
- (三) 爲替業務
- (四) 預金及保護預業務
- (五) 餘裕金ノ運用

第四、役員

- 一、理事長副理事長各一人、理事（以上任期各五年）監事各三人以上（任期三年）ヲ置クコト
- 一、評議員二十名以内（任期三年）ヲ置クコト

第五、資金關係及會計

- 一、拂込金額及積立金ノ十倍ヲ限り債券ノ發行ヲ爲シ得ルコト
- 一、毎事業年度剩餘金ノ十分ノ一ヲ準備金トシテ積立ツルコト

第六、監督

- 一、農林大臣及大藏大臣ノ監督トスルコト
- 一、漁業金庫監督官ヲ置クコト

第七、特典

- 一、政府出資ニ對シテハ設立後十五箇年間剩餘金ノ配當ヲ爲スコトヲ要セザルコト
  - 一、所得税及營業收益稅ヲ課セザルコト
  - 一、登録稅法及印紙稅法中産業組合聯合會ニ關スル規定ハ本金庫ニ付之ヲ準用スルコト
- 次に漁業組合中央金庫制度の要旨を見るに左の如くである。

漁業組合中央金庫法案（帝國水産會、大日本水産會案）

總則

- 一、漁業組合中央金庫ハ法人トス
  - 二、漁業組合中央金庫ノ組織ハ有限責任トス
  - 三、漁業組合中央金庫ノ資本金ハ壹千萬圓トシ拾萬口ニ分チ壹口ノ金額ヲ百圓トス資本金額ノ拂込前ト雖モ政府ノ認可ヲ經テ資本金ヲ増加スルコトヲ得
  - 四、政府、漁業組合又ハ漁業組合聯合會ノ外漁業組合中央金庫ノ出資者タルコトヲ得ズ
  - 五、政府ハ五百萬圓ヲ限り漁業組合中央金庫ニ出資スベシ、政府ハ其ノ出資額ニ對シ設立當初ニ於テ二百萬圓ヲ拂込ミ爾後毎年百萬圓宛拂込ムモノトス
  - 六、政府以外ノ出資者ハ其ノ出資ニ際シ設立當初ニ於テ貳百萬圓ヲ拂込ミ爾後十箇年以内ニ其ノ殘餘ヲ拂込ムモノトス
- 六、漁業組合中央金庫ハ主務大臣ノ認可ヲ經テ剩餘金ノ配當ヲ爲スコトヲ得

二 漁業組合金融に就いて

一七五

七、漁業組合中央金庫ニハ所得税及營業收益税ヲ課セズ  
登録税法及印紙税法中産業組合聯合會ニ關スル規定ハ漁業組合中央金庫ニ付之ヲ準用ス  
八、漁業組合中央金庫ニ理事長、副理事長各一人、理事三名乃至五名、監事三名ヲ置ク

役員

九、理事長、副理事長、理事及監事ハ主務大臣之ヲ任命ス  
十、漁業組合中央金庫ニ評議員二十名以内ヲ置キ主務大臣之ヲ任命ス但シ其ノ半數以上ハ漁業組合關係者中ヨリ選任スルコトヲ要ス

業務

- 十一、漁業組合中央金庫ハ左ノ業務ヲ營ムモノトス
- (一) 所屬漁業組合又ハ漁業組合聯合會ニ對シ擔保ヲ徵セズシテ五箇年以内ノ定期償還貸付ヲ爲スコト
  - (二) 所屬漁業組合又ハ漁業組合聯合會ニ對シ擔保ヲ徵セズシテ三十箇年以内ノ年賦償還貸付ヲ爲スコト但シ其ノ金額ハ拂込出資額及漁業債券發行額ノ二分ノ一ヲ超エザルモノトス
  - (三) 所屬漁業組合又ハ漁業組合聯合會ニ對シ短期ノ貸付ヲ爲スコト
  - (四) 所屬漁業組合又ハ漁業組合聯合會ニ對シ手形ノ割引又ハ當座預金貸越ヲ爲スコト
  - (五) 所屬漁業組合又ハ漁業組合聯合會ノ爲ニ爲替業務ヲ爲スコト

(六) 漁業組合、漁業組合聯合會、公共團體其ノ他營利ヲ目的トセザル法人ヨリ預リ金ヲ爲スコト

(七) 水産業ニ關スル信託業務

十二、漁業組合中央金庫ハ左ノ方法ニ依リ業務上ノ餘裕金ヲ運用スルコトヲ得

- (一) 國債又ハ公債ノ買入、大藏省預金部若ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル銀行へ預金又ハ郵便貯金ヲ爲スコト
- (二) 水産會法ニ依ル水産會、漁業法ニ依ル水産組合ニ對シ短期貸付ヲ爲スコト
- (三) 漁業組合員タル漁業者ニ對シ短期貸付ヲ爲スコト

債券

十三、漁業組合中央金庫ハ拂込金額ノ十倍ヲ限リ漁業債券ヲ發行スルコトヲ得但シ貸付金現在高、割引手形現在高及其ノ所有ニ係ル有價證券現在高ヲ超過スルコトヲ得ズ

十四、漁業債券ハ券面額金五圓以上トシ割増付トシテ無記名利札ヲ付ス

十五、漁業組合中央金庫ハ漁業債券借換ノ爲一時十三項ノ制限ニ拘ハラズ低利ノ漁業債券ヲ發行スルコトヲ得

監督及補助

十六、主務大臣ハ漁業組合中央金庫ノ業務ヲ監督ス

十七、漁業組合中央金庫ハ創立ノ初期ヨリ十五箇年間政府ノ出資ニ對シ剩餘金ノ配當ヲ爲スコトヲ要セズ

右は産業組合中央金庫の制度に倣ひ金融の中心的統制機關を設置せんとするもので全國の漁業組合の基金及び積立



金を基礎とし之に當業者の出資並に政府の半額出資を得て設立せんとするものである。

斯る特殊金融機關を設置することは漁村經濟の更生上極めて効果多く理論上首肯し得らるゝ處であるが、(一)現在漁業組合數四千の中金融の相手方となり得るものは比較的少い許りでなく、業務の運営上採算の可能性が不明なること、(二)國家財政の窮迫せる今日、國家の出資の下に斯る特殊金融機關を設置することは他の産業と較べて緊要缺く可からざるものであるか否やが判明しないこと等の難點があるので、未だ其の成否に付ては逆睹し難い。最近帝國水産會及び大日本水産會が内閣審議會其他に向つて提唱せる水産國策樹立の意見書に於て、漁村の更生振興對策の一として漁業組合中央金庫を創設し、之を樞軸として漁村に於ける金融の改善に努む可きを主張してゐることは注目し價する處である。

然し乍ら農林省水産局方面の意嚮としては現下の非常時局に際し徒らに特殊機關の新設を行ふことは産業政策上好ましくならずとなし、寧ろ産業組合中央金庫制度の改正を斷行して漁業組合にも資金融通の途を拓かんとする傾向が著しいやうである。

既設金融機關を利用して水産金融の疏通を圖るには、前述の如く産業組合中央金庫制度の改正を行ひ、新に金融の途を講ずるの外、特殊銀行其他の金融機關の機能を擴充して積極的に貸出を行はしむるのが穩當である。殊に預金部低利資金或は簡易保險積立金の供給を一層豊富且迅速ならしむると共に、銀行自己資金に付ても漁業組合の資力の充實並に事業の擴大に伴れて資金の用途に適せる貸出を一層敏活に行はしむることは、組合金融改善の一助として効果

のあること、思はれるのである。

尙改正漁業法に於ては漁業組合の共同の目的を達する爲、漁業組合聯合會の設立を認めてゐるのであるが、府縣を區域とする漁業組合聯合會が設立せられ其の資力信用が確認せられるときは、該聯合會所屬の漁業組合の事業資金は聯合會を経由して貸出し得らるゝ譯である。農林省水産局の意嚮としては大體府縣區域の聯合會を設立するやうであるから、各府縣漁業組合は府縣當局の轉旋の下に眞に有力なる聯合會を設置して漁業資金融通の經由機關として金融疏通の楔たらしむるの要がある。

## 第六章 結 論

近時沿岸漁業の衰退に伴れて漁村の不況は漸次其の度を加へたので、漁村經濟の更生は一日も忽にし難い實情となるに至つた。此の秋に當り漁業法の改正が斷行せられ、漁村經濟の維持發展に最も密接なる關係を有する漁業組合の機能を擴充して一の資本團體として漁村經濟活動の根幹たらしめたことは極めて機宜に適した處置と謂はなければならぬ。然し乍ら制度が如何に備はればとて漁業組合自體が之を活用し得ない場合に於ては、恰も晝ける餅の如く何等の實效も期待し難い。

現存漁業組合四千の中、新機構に則り組織變更を爲し得るもの數は判然しないが、地方に依りては殆ど有名無實の組合が存するのであるから、實際活動するに至る能力を有するものは現在數より相當少いものと謂はなければなら

ぬ。而して漁業組合が漁村に於ける経済活動の中心となり得る爲めには(一)出資制度若は責任組織採用に因り組合資産信用の増大を圖ること(二)組合業務運営上適當なる人物を得ること(三)組合員漁業の維持發展に必要な共同施設事業を実施すること等の對策を講じなければならない。斯くして漁村に於ける漁業組合の機能が充分發揮し得るに至らば、漁業組合に對する資金の融通も比較的容易に行はれ、漁業組合は金融機關としての活動をも爲し得る譯である。尙此等の漁業組合が府縣を區域とする有力な聯合會を設置するに至つたならば、聯合會を経由機關とする金融方法も當然考究せられ、比較的容易に資金融通の途が拓かるゝに至るであらう。

特殊金融機關の設置に付ては漁業金庫案、漁業組合中央金庫案が提唱せられて居るが、孰れも未だ具體化する迄には至つてゐない。然し乍ら漁業組合金融の現状並に其の使命より考察するときは、漁業組合中央金庫を新設することが理想であつて、現に民間團體に於ても之が創設に折角奔走中であるが、農林當局の意嚮は産業組合中央金庫の制度を改正して漁業組合にも資金融通の途を拓くに在るやうである。

尤も漁業組合に對する金融は徒らに特殊金融機關の創設を俟つ迄もなく、既設の金融機關を活用して資金の用途に應じ簡易適切に行ふべきものであつて、之が金融の疏通を見たる曉に於ては、漁業組合をして眞に漁村金融の中樞機關として活動せしめ、以て漁村經濟更生の使命を果さしむることを得ると信するのである。

### 三 水産金融機關としての中央卸賣 市場の利用

# 水産金融機關としての中央卸賣市場の利用

## 目次

一、緒言	一頁
二、卸賣市場の發達	一四
三、中央卸賣市場法の制定	一七
四、中央卸賣市場經營に關する主義	一九
五、中央卸賣市場制度の概要	二〇
六、水産金融上必要なる可き卸賣人收容の程度	二二
七、中央卸賣市場附隨業務としての金融施設々置の必要	二五
八、既設中央卸賣市場の金融的施設と現行法との關係	二八

九、金融施設の組織と業務内容……………二〇六

十、結 論……………二二七

附 表

- 一、自昭和七年度大阪、京都、横濱、神戸及高知中央卸賣市場取扱重量並金額表
- 二、東京魚市場に於ける魚荷總數量並推定價額表

## 水産金融機關としての中央卸賣市場の利用

### 一 緒 言

本邦の水産業に對する事業資金の融通は、從來主として魚問屋、水産會社、網元、個人金貸業者等に依つて行はれ、未だ銀行等の如き組織的金融機關に依つて充分行はれる迄に至つてゐない爲、資金の供給兎角圓滑を缺き、金利も亦高率であるから、漁業者は一般に資金の調達に悩み、延いて漁業の發達を阻害してゐることが尠くない。而して之が匡救策に付ては夫々關係方面に於て調査研究を重ね、諸種の對策が講ぜられてゐるが、未だ充分なる成果を收め得ない實情に在る。而も漁業資金の需要は、漁業方法の進歩に伴ひ、年と共に増加する爲、漁業者の資金難は益々深刻となる傾向がある。斯くて水産金融の問題は今日に於ても依然として漁業政策中最も重要な部分を占めてゐる。

以下述ぶる所は、漁業資金の供給に付、六大都市を始め全國主要都市に開設せらるゝ中央卸賣市場を利用せんとするものであつて、水産金融の現状に鑑み、之が改善の一方策たらしめんとするものに外ならない。

抑中央卸賣市場とは都市に於ける魚類、青物其の他生鮮食糧品配給の中樞機關として、中央卸賣市場法に則り開設

三 水産金融機關としての中央卸賣市場の利用